

# 農村計画

農業土木学会農村計画研究部会

NO.24  
第9卷  
4号  
1981.3



# 農 村 計 画 第 24 号

## 目 次

はじめに .....	武藤 一夫 .....	1
東北地方における農村整備とその方向 .....	福岡 三郎, 太田 秋男 .....	2
秋田県の農村整備 .....	宮田 正倫, 佐藤 喜盛 .....	13
石川理紀之助の村づくり .....	川上 富三 .....	23
現代の村づくりと問題点 .....	佐藤 守 .....	31
活力ある豊かな農村地域の形成 .....	石川 英夫 .....	41
農村交通体系と道路網体系について .....	今井 敏行 .....	46
—— 農村計画から見た交通体系の計画条件 ——		
農村計画における景観, レクリエーション計画に関する考察 ...	蓑茂寿太郎 .....	55

〔表紙写真：——秋田県太田町太田地区の生活安全道路。農村総合整備モデル事業により，その一工種である集落道路整備の一環として建設された。自転車・歩行者専用道がグリーンベルトにより車道と分離され，隣接する松林の公園とよく調和している。——  
——写真提供：秋田県（撮影日時 5 5 年 8 月）〕

# 第3回農村計画研究部会現地研修会実施計画（第一報）

農業土木学会農村計画研究部会

1. 研修集会開催日：昭和56年7月16日（木）研修会 17日（金）現地見学

2. 総合テーマ：「明るい村づくり（農山村）への展望」

3. 場 所：7月16日（木）；山梨県東八代郡石和町窪中島977

「石和グランドホテル」 TEL 05526-2-2211（大代）

7月17日（金）；現地見学 2コース 各バス2台の予定

Aコース……県中央～北部（ハツ岳）方面，Bコース……県中央～東部（富士山）方面

## 4. スケジュール

7月16日（木）；研修集会

8.30～9.00 …… 集 合（受付）

9.00 …… 開 会

9.00～9.05 …… 部会長あいさつ

9.05～9.10 …… 県代表あいさつ 山梨県農務部長；鳥居秀一

9.10～9.30 …… 局代表あいさつ 関東農政局；計画部長小林俊昭

9.30～10.30 …… 「信玄と民政」 郷土史家；志摩阿木夫

10.30～11.10 …… 「農村の生きる道」 山梨県八田村長；斎藤公夫

11.10～12.20 …… 新論「東洋のスイス」について 朝日新聞本社編集委員；大谷健

12.20～13.00 …… 昼 食

13.00～13.40 …… 「中心集落整備の課題」 農村企画委員会；松村洋夫

13.40～14.40 …… 「農村計画から見た環境保全」，特に福井県上中町におけるゴミ処理→ビューティ  
530計画事例 福井県農地整備課；斎藤庄右エ門

14.40～16.20 …… シンポジウム（コメンター）

16.20～16.30 …… 休 憩

16.30～17.30 …… 映画又はスライド「笛吹川に虹をかけろ」の他1つ「町から村へ人が来る」

17.30～18.00 …… 「山梨県の農村整備について」 山梨県農村整備課長；中込善一

18.00～18.10 …… ポイントガイド

18.10～18.30 …… 休 憩

18.30～20.30 …… 懇親会（同ホテル別間）

7月17日（金）；現地見学会 現地見学は，A，Bコースの希望別とする

### ◎Aコース

8.30～ …… 石和グランドホテル駐車場集合

9.00 …… 出 発

9.30～10.00 …… 甲府市武田神社；武田3代の古跡探索

10.30～11.00 …… 白根町；村づくり案内（桃源郷をめざして） 国営釜無川畑かん，樹園地農道，  
果実共選施設等

11.30～12.30 …… 昼 食；改善センター又はドライブイン→未定

- 13.00～13.30 …… 武川村；県営圃場整備事業（傾斜地——180万円／10a）
- 14.00～15.00 …… 白州町；村づくり事業（各種施策内容説明），サントリー工場見学（地場産業育成の立場より）
- 15.30 …… 小淵沢インター；中央道経由
- 16.20 …… 甲府駅；解散

◎Bコース

- 8.30 …… 集合，Aと同じ 9時出発
- 9.30～10.00 …… 塩山市恵林寺；武田家の菩提寺探索
- 10.30～11.30 …… 勝沼町；村づくり案内，ワインの里及びワイン工場案内（地場産業育成の立場より）
- 12.00～13.00 …… 昼食；御坂町改善センター
- 13.00～13.30 …… 御坂町；村づくり案内，樹園地農道，果実郷——果実共選場案内
- 14.30～15.30 …… 富士ビジターセンター及び河口湖；（富士山，河口湖についての案内）
- 16.20 …… 中央道経由；大月駅解散

（註）若干の変更を生ずることがあります

5. 参加申込方法：

- ①申込は各自下記の様式により，会費と共に申し込み下さい。ただし団体申込の場合は，個人別内訳表を同封の上申込んで下さい（2昼食は部会にて準備します）。

（様式）

所属機関名	TEL		
出席者名			
部会員・非部会員			
出欠	講演等 現地見学 懇親会	出欠 出欠 出欠	
備考	現地見学希望コース	○コース	

- ②申込先：〒400 甲府市丸の内一丁目6番1号山梨県農務部農村整備課 TEL0552-37-1111(内線308) 斎藤

6. 宿泊案内

- ① 研修会参加に伴う宿泊手続は，各自において直接予約申込をお願い申し上げます。
- ② 石和町宿泊所一覧表

施設名	所在地	料金	左の内容	TEL	収容人員
石和グランドホテル	東八代郡石和町窪中島 977	7,000円	1泊2食付税込	(05526) 2-2211	450人
市町村職員やまなみ	東八代郡石和町松本 361	6,100	〃	(05526) 2-5522	80
県職春日居保養所	東山梨郡春日居町小松	5,410	〃	(055326) 2-3136	62
郵政省石和保養センター	東八代郡石和町松本 348	3,900	〃	(05526) 2-3755	147

但し，1人当たり料金で和室相部屋の予定です。  
又，石和グランドホテル利用の方は東急甲府営業所 0552-22-0381(大代)へ問合せ下さい。

7. 参加会費：部会員 8,000円，非会員 10,000円，懇親会費 3,000円（註）2昼食代を含む
8. 交通情報：国鉄中央線「石和駅」下車です。交通情報については，各自調査の上参加願います。但し，当駅は特急停車なく，急行・特定停車となっておりますので，甲府駅にて乗継ぎ方式が良いです。（甲府駅より2ツ目です）
9. その他：連絡先……新農村開発センター 武藤一夫 TEL 03-409-2521

## 第16回農村計画研究集会開催について

課 題：農村計画における土地利用調整

— その課題と方法 —

日 時：昭和56年5月21日（木）

場 所：東京都港区南青山1-24-4

健保会館 地下1階ホール

（地下鉄千代田線乃木坂駅下車）

電話03-403-0531

プログラム

9.20～9.30 あいさつ

農村計画研究部会長 石光 研二

(1) 9.30～10.10 数量化理論を応用した土地利用計画調整

農業土木試験場 石田 憲治

(2) 10.10～10.50 土地改良事業と土地利用調整

宇都宮大学農学部 小出 進

(3) 10.50～11.30 西ドイツの農地・農村整備における土地利用秩序の形成について

宇都宮大学農学部 千賀 裕太郎

(4) 11.30～12.10 土地の権利調整に関する一試論

— 部落共有地における「株」設定の事例 —

農業技術研究所 辻 雅男

12.10～12.40 農村計画研究部会総会

12.40～13.20 休 憩

(5) 13.20～14.00 地方都市近郊における農地転用の実態と計画課題

東京工業大学工学部 青木 志郎

14.00～15.00 研究発表に対するコメント

筑波大学社会工学系 佐藤 洋平・荻原 正三

15.00～17.00 総合討論

農業総合研究所 窪谷 順次

会 費：部会員 2,000円 非部会員 3,000円

資料（研究発表要旨） 当日会場受付で配布します。

# 東北地方における農村整備とその方向

福岡三郎<sup>\*</sup>、太田秋男<sup>\*</sup>

## 1. 農村整備をめぐる当面の課題

農村整備の推進については、本年10月農政審議会から答申された「80年代の農政の基本方向」において、あらたな位置づけがなされた。すなわち、農村は、豊かな緑の地域社会づくりを目標に食料の安定供給、居住、就業の場として、農業の再編成、農業構造の改善等の農政上の基本課題にこたえつつ、その機能と役割を十分に発揮していかなければならないとしている。このためには、兼業農家、非農家を含む農村住民の幅広い合意形成を進め、共同活動を活性化するためのむらづくりを展開する。また、農村特有の空間的性質に即し、土地利用秩序の維持形成を図るほか、農村整備を計画的、総合的に推進していくとしており、また、農村整備の長期的な目標のあり方や、さらには農村計画制度についても検討する必要があるとしている。

農村整備は、これまで農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業等による公共事業、あるいは新農業構造改善事業、農村地域定住促進対策事業、地域農政特別対策事業等の非公共事業等によって進められて来ているが、いわば従来「事業的」に捉えられていたものが、農政の政策領域のひとつとして「政策的」に捉えられるようになって来たことが大きな変化と言えよう。

また、三全総において地方都市と周辺の農山村を一体的に整備し、均衡のとれた地域社会を形成することが定住構想の基本課題とされており、さらには田園都市構想においても都市のもつ良質の情報、高い生産性と農村のもつ豊かな自然、潤いのある人間関係を高次に結合させて調和のとれた地域社会を形成することが基本理念とされるなど、1980年代に入って内外ともに環境条件が激変する我が国経済社会において、農村の今後の役割への

期待はむしろ高まって来ている情勢にある。

## 2. 東北地方における農村の現状

東北地方は、積雪寒冷地帯という厳しい自然条件のもとにありながら、恵まれた土地と水資源を基盤として古くから農業が産業の基幹を占め、米を始めとして畜産物、果実、野菜など各種の農産物を生産、供給し、食糧供給基地として重要な役割を果たしてきた。

特に、水田単作地帯、開発可能地を多くかかえる東北地方では、水田利用再編対策の推進、あるいは畑作農業の展開、さらには畜産をもあわせた複合経営の確立が必要であり、また東北におけるこれら農業の再編を図るためには、地域住民の協力を得ることが是非とも必要であり、このためにもとり残されていた農村集落の整備が重要な課題となっている（表1参照）。

今日まで土地改良事業においては、環境整備事業を併せて行った例は皆無に等しく、圃場整備事業等において、集落の周囲は基盤の目付の30アール区画に整理し基幹的な用、排水路も集落の中から水田地帯に移行させる等、水田耕作の効率化を徹底させたため、従来生活用水として使用していた用水路、排水路が廢川となり環境悪化の原因となっている場合がしばしば見られる。

表1 耕地面積等の状況

(単位面積千ha)

項目 区分	耕地 面積	左 の 内 訳				水田 率%	開発 可能 地積
		水 田	普通畑	樹園地	牧草畑		
全 国	5,474	3,081	1,234	592	567	56.3	2,821
東 北	1,002	698	146	90	68	69.7	707
比率%	18.3	22.7	11.8	15.2	12.0	—	25.1

資料：54 耕地面積統計，52 農地開発可能地分級調査。

\* 東北農政局計画部

さらには、生活様式の変化により家庭雑排水は量的にも質的にも変化をきたし、これが水田地帯に流入し稲作に悪影響を及ぼしていること、又情報産業の進展、モータリゼーションの普及等から集落内道路の舗装の要望が強いこと、農業経営安定化のための多目的研修施設、老人や子供のためのいこいの場、若者のためのスポーツ広場等の環境施設整備の要望が大きいく等々は、都市と比較して立ち遅れている農村の声として高まってきており、特に東北地方においてはこれらについての要請が一層強くなってきている。

東北の農村における日常生活の基本的施設の整備状況は表2のとおりである。市町村道の改良率、舗装率は全国、都府県より低く、特に舗装率が著しい遅れをみせており、19.3%にとどまっている。飲用水供給施設利用戸数割合をみると、簡易水道の利用割合は高いが、上水道の利用が低く、その他（井戸、湧水、天水等）に依存しているものが全国、都府県より多い。家庭排水の処理方法別戸数割合をみると、公共下水道に排出しているものは僅か1.3%と低く、東北においては集落排水溝を通じて、又は、直接農業用排水路に排出しているものが多いという特徴がみられる。このため水質汚濁が「主に家庭排水によるもの」の割合が多いという結果となっている。生ごみ処理については、公共機関或いは、業者によって収集されるものは少なく、自家処理割合が全国都府県より高くなっている。またし尿処理についてみても公共下水道による水洗処理割合が少なく、汲み取り処理及び自家処理割合が高い。さらに農業集落段階での整備状況をみると、東北においては、集会所及び園地遊び場のある集落の割合が高くなっているが防火のための消火栓のある集落の割合は少ない。

またこの表では表現されていない豪雪地帯での冬期の道路交通障害、事故、災害、水道凍結等による日常生活への圧迫、地吹雪のための通勤、通学者の苦勞等雪国特有の諸問題をかかえており、産業、経済の対策と同様に生活環境対策も重要な課題となっている。

表2 農村地域整備状況

事 項		地 方 別			
		東 北	都府県	全 国	
市 町 村 道	舗 装 率	19.3%	34.3%	32.8%	
	改 良 率	23.0	24.4	24.5	
飲用水供給施設 利用戸数割合 (利用戸数/総戸数)	上 水 道	47.3	55.0	55.1	
	簡 易 水 道	20.3	18.5	18.6	
	そ の 他	32.4	26.5	26.3	
家 庭 排 水 法 別 戸 数 割 合 (利用戸数/総戸数)	公 共 下 水 に 排 出 宅地用吸込槽、貯留槽		1.3	1.5	2.4
			8.4	5.5	10.8
	集 落 内 河 川 に 排 出 排 水 溝 農 業 用、用排水路 を 通 じ て そ の 他 に 排 出		16.5	18.9	19.5
			32.1	30.1	28.7
	直 接	河 川 に 排 出	4.8	6.0	5.8
		農 業 用、用排水路 そ の 他 に 排 出	26.3	22.7	21.6
		6.7	6.1	5.9	
生ごみ処理方法別 戸数割合 (利用戸数/総戸数)	公 共 機 関・業 者 が 収 集	69.6	72.7	73.1	
	自 家 処 理	30.4	27.3	26.9	
し尿処理方法別 戸数割合 (利用戸数/総戸数)	水 洗 公 共 下 水 道	0.8	1.0	1.2	
	処 理 そ の 他	2.6	8.5	8.0	
	汲 み 取 り 公 共 機 関・業 者	65.4	61.8	63.2	
	処 理 自 家 処 理	31.2	28.7	27.6	
農 業 集 落 数 割	集 会 施 設 等 の 保 有 割 合	71.8	70.5	70.3	
	園 地 遊 び 場 等 の 保 有 割 合	24.5	22.3	21.7	
	消 火 栓 の 保 有 割 合	47.1	52.2	50.7	

なお、農村整備のあり方としては単に集落での整備のみでなく、地域的な二次生活圏を対象とする整備、広域的な三次生活圏を対象とする整備も重要かつ必要なことは勿論である。

### 3. 東北における農村整備の状況

東北管内においては、これらの総合的な農村整備は、農村総合整備モデル事業として昭和48年の3地区採択から55年度までに123地区において着工され、さらに55年度17地区において実施計画が樹てられており、合計140地区において事業が進められている。(表3参照)。

当管内の農振指定市町村400地区に対しては、着工地区比率は30.8%であり、全国的には内地平均19.4%と比較すれば相当に進んでいる状況である。

参考までに、農村整備に関する他の事業の進捗状況を紹介しますと、55年度までに農村基盤総合整備事業が65地区、新農業構造改善事業のうち地区再編69地区、農村地域一般型35地区、自然活用型6地区、農村地域

表3 東北管内年度別計画地区及び実績表

年度	48	49	50	51	52	53	54	55
農村総合整備 計画作成市町村 (国土庁)		I期事業 54 (11) (21) (17) (5)	89地区 17 (15) (2)	18	18	16	17	
モデル事業実施 計画作成	11 (3) (8)	21	17	20	20	17 (1)	17 (16)	17
モデル事業採択	3	8	21	17	20	2	17	17
事業着工地区累計	3	11	32	49	69	89	106	123

定住促進対策事業36地区となっており、特に非公共関係事業は、53年度以降大巾な伸びを示している。

これらのほかに、地域農政特別対策事業は、推進活動399地区、高度利用276地区、整備事業166地区となっており、「むらづくり」に関するソフト活動、ハード活動とも各分野において広く進められている状況である。(表4参照)。

従って逆説的に言えば、東北地方はそれだけに、全国に比較して、農村地域の生産基盤、環境基盤、また環境施設等の整備が遅れており、生活水準も低いことを示しているのではないかとと思われる。

また、一概に地区数を見て整備の水準を想定することにも問題がある。その水準はそれぞれの地区の規模、内容と、事業の進捗、さらには総合的に整備水準がどの程度にまで引き上げられたかについて比較検討して論ずべきであらう。

その意味からは東北地方における農村整備の水準は、全国に比べて決して高い状態ではないようで、なお今後とも整備を進めその密度を上げ農村の定住条件を整備するよう努力しなければならないものと考えている。

表4 農村整備関係事業地区数一覧表

事業名	年度		区分	52年まで	53年	54年	55年	計
	区	分						
農村基盤 総合整備事業	全国			152	111	110	106	479
	東北			24	15	14	12	65
	比率%			15.8	13.5	12.7	11.3	13.6
新農業構造 改善事業	地区再編	全国			80	170	250	500
		東北			12	18	39	69
	比率%				15.0	10.6	15.6	13.8
農村地域 自活用 然型	一般型	全国				120	120	240
		東北				17	18	35
	比率%					14.2	15.0	14.6
農村地域定住 促進対策事業	地域	全国				25	25	50
		東北				3	3	6
	比率%					12.0	12.0	12.0
地域農政特別 対策事業	推進活動	全国		1,000	750	750	560	3,060
		東北		158	103	101	37	399
	比率%			15.8	13.7	13.5	6.6	13.0
高度利用	整備事業	全国				800	700	1,500
		東北				155	121	276
	比率%					19.4	17.3	18.4
整備事業	整備事業	全国		260	290	260	180	990
		東北		43	49	43	31	166
	比率%			16.5	16.9	16.5	17.2	16.8

#### 4. 東北における農村整備の事例

東北管内400市町村の中で市町村内の農地について既に100%の基盤整備が終了し、さらに環境整備として農村総合整備モデル事業に取り組み、それもほぼ完了に近くなり、地元及び利用者から非常に好評を得ている2町



村の事例の概要を紹介する(なお、これらの2町村は48年度から本事業に着手し全国的にも優良な事例として関係機関から表彰もされている。)

#### (1) 山形県羽黒町

本地区は48年当初にモデル事業に取り組み、都市に比較し立ち遅れている下水処理を農村地域に合った土壌接触循環抜気法で行い、全国に魁けて集落排水処理施設についての工法を定着させ、又併せて道路、環境改善センター、農村公園等農村総合整備事業を積極的に推進したものである。54年度迄に処理施設は全体計画8ヶ所11集落のうち5ヶ所が完了し、家庭雑排水、し尿を併せて処理している。

55年9月には第一回農村総合整備コンクール第1部施設部門(農村総合整備事業による先駆的な施設もしくは計画、設計、施行に当って斬新なアイデア等のある施設)において、優良地区として全国土地改良事業団体連合会長賞を受賞している。

羽黒町は、山形県の日本海側に面する庄内平野の東南に位置し、修験道の山として名高い出羽三山(月山、羽黒山、湯殿山)の表玄関として、年間150万人の参拝者と観光客の訪れる町である。このほか良質の庄内米、タネのない庄内柿、日本海特有の冬期の地吹雪等でも知られている。耕地3,880haのうち水田は3,030ha(78%)の水田単作地帯であり戦前から農業近代化への意欲が高く昭和初期に区画整理を行った記録がある。農業に対する進取の気性が強く戦後も一環して圃場整備、月山山麓開拓事業等生産基盤整備事業に取組み、整備率は100%となっている。反面、集落内の環境整備面には本格的な事業がないことから置き去りとなり、従来から農業用水を生活用水として利用していた。野菜洗い、衣類の洗たくほか、家庭雑排水の放流等も行っていたが、流量豊富なため自然浄化し問題とならなかつた。しかし、基盤整備による用排水分離と水路切換により一気に現在迄の慣行が環境面への弊害として表れ本事業の取組みとなった。

しかし今迄下水処理には悪臭・不衛生という観念があり処理場の設置場所が集落の周辺で受け入れられるかどうか受益者の同意が問題視されたが、各方面への現地視察、設計説明会等によりその不安も取除かれ着工の同意を得、事業施行となった。簡単に施設の計画と特徴を紹

介する。モデル事業実施25集落のうち集落診断及び座談会等で要望の強い集落と汚染度の高い集落の中から、将来人口250人以上の10集落を対象として計画した。排水は管渠による自然流下方式、処理方式は他省で行っている活性汚泥法でない土壌式接触循環ばっ気方式、計画汚水量は10年後の上水道1人当たり給水量とした。

日平均285ℓ/人、日最大350ℓ/人、時間最大34.3ℓ/人、汚濁負荷量 BOD=68g/人・日、SS=59.5g/人・日、流入水質 BOD=200PPM、SS=200PPM 除去率、BOD=90%、SS=80%、余剰汚泥はバキューム車で抜取り広域処理場で処理するが、将来は畑、草地等へ肥料として土壌還元を検討する。処理場用地は受益者が町へ寄付する。便所の水洗化は個人の負担で行い、供用開始後3年を目標とし切替える。処理方式の原理は、水の性質である毛細管現象と土壌中の多種の微生物を利用し、上部を通気性のある土で覆い、礫を詰めた槽の中に汚水を流しポンプで空気を送り込み、汚水を循環させ土壌中の微生物により汚水の有機物等を消化させ浄化させる方法である。決定に当たった設計条件は次の通りである。

- ①処理場を集落周辺に設置しても二次公害のないもの。
- ②冬期間でも年間効率が安定しているもの。
- ③農村のイメージに合ったもの。
- ④維持管理が容易で安いもの。
- ⑤放流水質が農業用水として再利用可能なもの。
- ⑥汚泥の発生量が少く、土壌還元が可能なもの。

以上によりその要件を満すものとして、毛管浄化研究会及び農村開発企画委員会の指導により、土壌浄化工法の採用となり、現在供用を開始し、当初の施設は3年目を迎え、その効果として窒素分の除去等予想以上の成果があることが判明し全国の関係者の注目を集めている。施行した結果による利点は次のとおりである。

- ①処理槽の上部が土壌で被覆されるので完全に地下埋設となり、寒冷地においても水温が下らず(11℃)活性汚泥の動きが損われない。処理効率が年間を通じて安定している。
- ②土壌を30cm被覆することにより、完全に臭気が防止される。
- ③ばっ気槽を土壌被覆下におくことにより、泡及び病原菌の飛散を防止し、二次公害を防ぐことができる。

④機械の故障に際し、礫層内は比較的好気性を保っているため、水中礫層に附着した微生物は衰弱することが少ない。従って、その都度汚泥などを運搬する必要がなく機能回復が早い。

⑤水中礫層の表面にできる微生物膜と礫内空隙中の嫌気性菌などの働きにより、窒素の硝化除去が期待できる。

⑥土壌微生物の分解作用により、余剰汚泥が少くなりそれだけ維持管理費が少い。

⑦処理場の地表面の利用が可能で、公園などに利用できる。

等である。このような成果があることから計画中の集落でも早期着工を要望し55年度に2ヶ所、56年度には残りの1ヶ所、合せて8ヶ所の全部が完了することとなる。又羽黒山周辺の集落も特定環境保全公共下水道事業で施工中であり、羽黒町65集落のうち21集落(人口比率45%)が都市並みの環境となり、広々とした田園、風光明媚な出羽三山、環境改善センターの完成によるコミュニティ・文化活動の進展等考えるとむしろ都市よりも良好な健康で文化的環境が形成された。今後は残された集落についても広域的事業等で取り組み、非農家も含む「むらづくり活動」を定着させ、隣接市町村、あるいは庄内地方全域の広域市町村圏発展のための中核となることが期待される。

## (2) 福島県中島村

本地区も48年着工の地区である。初めての試みであり、農村整備の手法も工法も確立されていない時期において、全村を対象に営農飲雑用水を計画し実践した苦労は、並み大抵ではなかったろうと想像される。しかし、それらを克服して立派に施設を完成し、早くから(52年)供用を開始し適正に維持管理し、併せて、コミュニティ活動の拠点として3haの不用となった溜池を利用して、環境改善センター、公園、プール、全天候テニスコート、400mトラックを有するスポーツ広場等を完成させた。55年度全国のトップを切って事業を完了することとなり、事業に対する積極的な取り組みと東北の農村整備のリーダーぶりをいかに発揮した地区である。

また羽黒地区同様、農村整備コンクールにおいて、第2部むらづくり部門(農村総合整備事業を通じて、農村整備施設の計画、建設或いは維持管理に当って住民の協

力体制がよかった地区、もしくは農村整備施設の利用度が高く地域活動が盛んな地区等)の全国土地改良事業団体連合会長賞を受賞した全国優良地区である。

中島村は福島県中通りに位置し県最南端の白河市と接し北流する阿武隈川の左岸にあり標高は海拔270m~300mの範囲にある平坦な地区面積1,800haの小農村である。生産基盤の整備は大正時代から始められ、本格的には、昭和38年度以降第1次、第2次農業構造改善事業、県営圃場整備事業により水田は94%、畑は35%が整備(30a)されたほか、国営母畑開拓事業によっても畑の造成、区画整理が進行中でありほぼ完了間近となっている。一方集落内の営農用水、生活用水、飲用水等はすべて、4~10m程度の浅井戸に頼っており、夏場や冬場の渇水期には、地下水低下により井戸水が減少、汚濁していたが、近年特に生活様式の多様化により量の不足、水質の悪化等が顕著となり問題となっていた。また本地区は耕地面積のうち35%が畑であり、従来から乳用牛を中心とした畜産、葉煙草、野菜、養蚕が盛んであり、近年、水田利用再編に伴い一層複合経営に拍車がかかることとなり以前にも増して、営農用水に不足を来たしていた。そこに、48年本事業の発足を知り、本事業に着手したものである。事業内容は営農飲雑用水を主な柱として55年現在表5のとおりとなっている。又総合的な農村整備事業として集落道、環境改善センター、農村公園等も含み55年度に完了する予定である。事業実施中に集落住民からは用地問題、事業への同意問題等施行に伴う種々の問題があったが、村当局の積極的な努力により解決を図り高く評価されている。

主な柱である営農飲雑用水施設について、その内容を紹介すると次のとおりである。

給水量算出の基礎となる農家人口は農林統計及び農業センサスを使用し、家畜頭数は福島県農業基本調査資料、福島県農業振興地域整備基本方針の資料により7年後の計画値で決定した。これに基づき算出した給水量は表6のとおりであり、水源としては、村が所有していた既設井戸1井と合せ2井より取水をする。配水方式としては、水圧による高下方式はとれないので、ポンプによる圧送方式とした。

施設規模のうち配水池容量は一日最大給水量と時間最大給水量の時間的調節を行い、又火災時に所定の水量が

表5 計画内容

事業区分	事業種類	事業主体	事業費	備考
農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備事業	中島村	千円 187,700	
	農道整備事業	〃	20,500	排水路 1,534 m 2路線 農道 5,140 m 9路線
農村環境基盤整備事業	農業集落道整備事業	中島村	828,700	集落道 4,490 m 13路線
	農業集落排水施設整備事業	〃	156,445	排水路 250 m 1路線
	営農飲雑用水施設整備事業	中島村土地改良区	1,945	11集落対象 1施設
	用地整備事業	中島村	596,000	1ヶ所 44,000 m <sup>2</sup>
	集落防災安全施設整備事業	〃	60,400	土留壁 124 m ガードレール 305 m
農村環境施設整備事業	農村環境改善センター整備事業	中島村	13,910	286,600
	農村公園施設整備事業	〃	241,148	1棟 786 m <sup>2</sup> 公園施設 9ヶ所
	合計		1,303,000	

表6 計画給水量

給水種別	家畜頭羽数 及給水人口	一日平均給水量		一日最大給水量		同左の率
		単位水量	一日延水量	単位水量	一日延水量	
乳用牛	1,100頭	150 ℓ/d	165.0 m <sup>3</sup> /d	225 ℓ/d	247.5 m <sup>3</sup> /d	
肉用牛	130	50	6.5	75	9.8	
豚	3,980	20	79.6	30	119.4	
鶏	43,340羽	0.2	8.7	0.3	13.0	
ブロイラー	92,780	0.2	18.6	0.3	27.9	
小計			278.4		417.6	
トラクター	625台	100	62.5	150	93.8	
トレーラー	550	50	27.5	75	41.3	
小計			90.0		135.1	
防除用水	105 ha		72.0		90.0	
計			440.4		642.7	57.7%
飲用水	3,135人	100	313.5	150	470.3	42.3%
合計	(10集落分)		753.9		1,113.0	100%
拡張計画(1集落分)						
乳用牛	25頭	150 ℓ/d	3.75	225	5.62	
肉用牛	105	50	5.25	75	7.87	
豚	522	20	10.44	30	15.66	
鶏	1,500羽	0.2	0.30	0.3	0.45	
トラクター	33台	100	3.30	150	4.95	
トレーラー	33	50	1.65	75	2.47	
小計			24.69		37.02	57.83%
飲用水	180人	100	18.00	150	27.00	
小計			18.00		27.00	42.17%
計			42.69		64.02	100%

給水できるよう貯水することし簡易水道の基準を採用した。  $Q = 450 \text{ m}^3$

計画時間最大給水量は計画年次における平常時の1日最大給水量に時間係数を乗じて、 $102 \text{ m}^3/\text{時間}$ とする。

計画配水量は日最大給水量 $\div 24$ +消火用水量の合計量と計画最大給水量を比較し、水量の多い方を計画配水量とした $102.6 \text{ m}^3/\text{時}$ 、配水圧は末端において、 $1.5 \text{ kg/cm}^2$ 以上を標準としこれに基づき管径の決定を行った。

工事は48年度事業採択と同時に着工し、昭和52年度に完了した。配水管は将来の維持管理を考慮しすべて道路敷地内に埋設した。特に住居は県道沿線に集中しているので、村内を通るほとんどの部分に、配水管が埋設されることとなり、道路の復旧は村道、農道は事業主体、県道は、県土木部が当たった。畑作の防除用水は取水口を圃場の高台に設置し、冬期間の凍結を考え地上式の消火栓( $\phi 50 \text{ m/m}$ )とした。利用方法としては1ヶ所毎に量水器を取付け使用水量を記録し、各集落に利用組合をつくり年1回の精算としている。

給水量料金は1ヶ月当り $10 \text{ m}^3$ 迄800円、 $1 \text{ m}^3$ 超過毎に80円となり量水器使用料も1ヶ月当り $13 \text{ m}^3/\text{m}$ は70円、 $20 \text{ m}^3/\text{m}$ は90円とし加入者の同意を得た。

維持管理は昭和53年度より全面給水を実施するため新たに水道課を設置し職員4名をもって管理運営に当たっている。昭和54年度の収支の状況から見ると収入源である料金収入は全収入中の35%と低率で経営的にはなお検討を要する状況である。

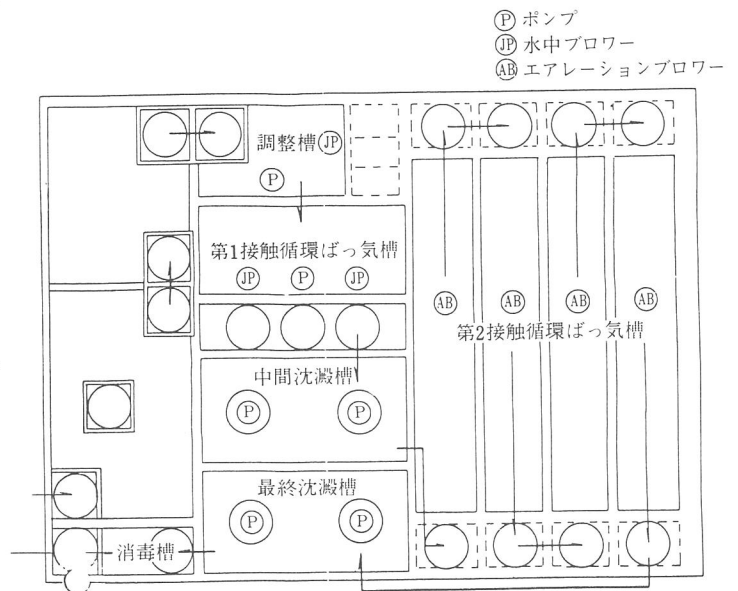
実施した地元の反応として、飲用水はもちろん、営農雑用水面が直接生産性に結びつき農業経営の安定に役立つとしている。一つは家畜の雑用水として牛豚の飼育には多量の水を必要とし、地区の北部の丘陵地では水が不足がちであり、渇水期には溜池、用水路より汲み上げていた。従って水の運搬は労力的にも限界があったが、水道の普及によりすべての経営要素を回復させ生産性が著しく向上した。2つ目は一

戸当り1ha以上の栽培が珍しくない葉タバコ経営、そして野菜作では一度に大量の防除用水を必要とし、その用水はすべて圃場を往復するトラクター等によっていたが、給水栓を圃場に設置することにより、近距離でしかも短時間のうちに豊富な水が得られるため作業の大巾な効率化が行われ、経営規模拡大が図られた。

その他地区の北部に位置する2集落は、村内で最も水事情が悪く渇水期には飲用水にも事欠く有様でビニール天幕利用の臨時水槽を設置し貯水していた。風呂等の利用は当然制限され、夏場では河川で行水し衛生的にも問題となっていた。給水開始と同時に漸次生活様式も改善され、豊富な水をふんだんに使った快適な生活が営まれている。他の市町村では当然の生活様式でも普及が遅れていた地区としてやっと同等になった事に安堵の気持ちと同時に多様化するであろう農業経営に対して色々と意欲を燃やしていることと思われる。今後は村の中心部に完成したコミュニティセンターを中心に、村全体が農村総合整備モデル事業完了と同時に飛躍的に発展することを期待するとともに農村整備の他の模範として一層の努力をされるよう強く望むものである。

全国的に農業総合整備モデル事業は48年着工以来55年度に至り、はじめて1地区が完了することとなるが、全体的には、国の財政難の影響を受けて、当初7年

図1 処理施設平面図



の工期を予定したにもかかわらず、13年余も要している現状はまことに遺憾と言わざるを得ない。

特に本事業は各種の事業を含んだ総合的事業であることから、各工種、施設の間で調和のとれた進捗を見るよう事業運営に特に配慮する必要がある。

## 5. むらづくりの方向

### (1) むらづくりの優良事例

「むらづくり」に関しては、管内でも幾つかの優良事例があげられる。昭和54年度農林水産祭における「むらづくり部門」において内閣総理大臣賞を受賞された秋田県森吉町根小屋集落連合会、農林水産大臣賞を受賞された岩手県東和町東晴山自治会、福島県霊山町霊山町地域農政推進協議会等を代表例として、管内各県に各種の運動、活動等を行っている先進地がみられる。

なお、55年度は東北管内では「むらづくり部門」における農林水産大臣賞の受賞団体は、岩手県久慈市麦生産部会、宮城県中新田町平柳区、及び山形県高畠町和田地区村づくり推進協議会の3団体であるが、これらの各団体の活動内容については、紙面の都合もあるので後日に譲ることとし団体名の紹介にとどめて置くこととする。

昭和54年の優良事例の運動、活動の概要は次のとおりである。

#### ①根小屋集落連合会

本地区は秋田県の北部に位置し、一戸当たり0.5haの水田と出稼ぎで生計をたてざるを得なかった状態を、「呼友会」という農家の同志的結合を基礎に、集落の共同財産である山林原野を活用し、水田、たばこ畑、草地、栗園、桐畑、杉林等平均1.1haに耕地を拡大し、「ゆい」の伝統により、稲作の協業化、栗、桐、杉等の共同管理を行いながら、新しいむらづくりのための意識改革を進め、いまでは出稼ぎのない、地域の資源を総合的に高度に利用することを基本に活力ある地域社会を作ること成功している。

特に、集落住民の意識改革を進めるため、旧来の身分的色彩の濃い集落組織を再編成し、住民の意向を年齢階層別に、機能集団別に積み上げて合意を形成している。

住民の自発性と主体性を養うために、昭和36年代初期より毎年1月15日に全戸が一堂に会して一人一言の機会を持ち、自分、家族、集落について自由に発言する

という工夫がなされ、それが集落の課題の把握にも活かされており、その手法が特徴的である。

#### ②東晴山自治会

本地区は、兼業や混住化の進展に伴い地域住民の連帯感が次第に薄れてきたほか、集落自治会の機能が著しく低下していたが、小学校廃校跡地利用をめぐる企業進出が取り沙汰されるにおよび、自然発生的に反対運動が地域住民の間に起り、青年層を中心とした熱心な話し合いが続けられ、次第に地域の各層の参加を得、その内容も跡地利用のみにとどまらず地域全体の課題解決に向けての話し合いへと広がってゆく中で、本格的な調査研究活動への取り組みと自治会の再建を図り地域住民総参加による村づくりへと発展して行った。

この結果、非農家の農業に対する理解が深まるなど地域住民の相互信頼感が一層深まり、農業再編への関心が高まり、機能集団の活動の活発化、公園、道路、河川の清掃等に住民総出で当たっているほか、今年で3回目を迎える「コミュニティ祭り」を地域住民の総参加を得て実施するなど独自の活動を展開している。

#### ③霊山町地域農政推進協議会

本地区は、集落が山間部に点在し耕地も狭少で傾斜地が多く、しかも集団化が遅れており、総面積の64%が山林原野で占められている典型的な農山村である。

霊山町のむらづくりは、昭和46年の米の生産調整、農業労働力の流出、兼業化混住化の進展等が深刻な問題となり、町ではこれに対処するため町内を5地帯に区分した「わが町の営農計画」をとりまとめ、地域の条件に応じた導入作目、営農類型、経営目標を提示することを契機として、「首都圏農業確立運動」の取り組み、「霊山町農業確立運動」の展開、さらには52年度からは、地域農政特別対策事業の導入等、集落営農団地育成と農地の有効利用を中心課題とするとともに推進体制を再編して「地域農政推進協議会」のもとに各組織が互いに有機的な関連づけをしながら、全町的なむらづくり運動へと発展している。

こうした町、関係機関、住民が一体となったむらづくり活動の結果、農業生産性は高まり生産額の伸びは県下有数の位置を占めることとなったほか、農地の有効利用の意識がゆきわたり、53haに及ぶ賃借権の設定が行われた。また活動を通じ人と人との和が一層緊密となった

ほか、農村青年の意識が高まるとともに、農業後継者の充足率も飛躍的に伸びて来ている。

### (2) むらづくり活動への意欲

東北地方の大半の地域は豪雪地帯であるが、冬の生活を確保するため市町村のみならず地域においてみずから豪雪克服のため集落ぐるみの活動を行うべく意欲ある計画を樹てている例もある。

除雪活動を行うことにより、冬期においても畜産等の農業活動が続けられるよう除雪機械、消雪道路、あるいは流雪溝等の一連の除雪施設事業を新たに計画していること、また、集落の活力づくりを図るため、農産加工施設を新設し、地場産業の振興、若い労働力の吸収、出稼ぎの防止を進めようと計画していること等東北地方特有の厳しい立地条件のもとで、伝統的な粘り強さを発揮しつつむらづくりに取り組もうとする意欲を感じることが出来る。

### (3) むらづくりの方向

「むらづくり」は基本的には住民みずから自分達の環境をよりよくしようという気運に支えられるものであって、行政的に上から押しつけがましく指導すべきでないことは言うまでもないことである。

一方東北農村では、目下、冷害対策、兼業、出稼ぎ、混住化等従来みられなかった各種の問題をかかえている。

従って東北地方においては、さき程事例で紹介したような優良地区は極く限られているのが実態であり多くの地域では各種の問題をかかえており、これに対処するため集落単位の総合的整備を強く要望するとともに「むらづくり」の推進活動を必要としている。

現在主要なテーマとなっている「80年代村づくりの新軌道」の確立こそ東北の農村が強く期待するところである。

### 参考図

図2 営農飲雑用水管網図

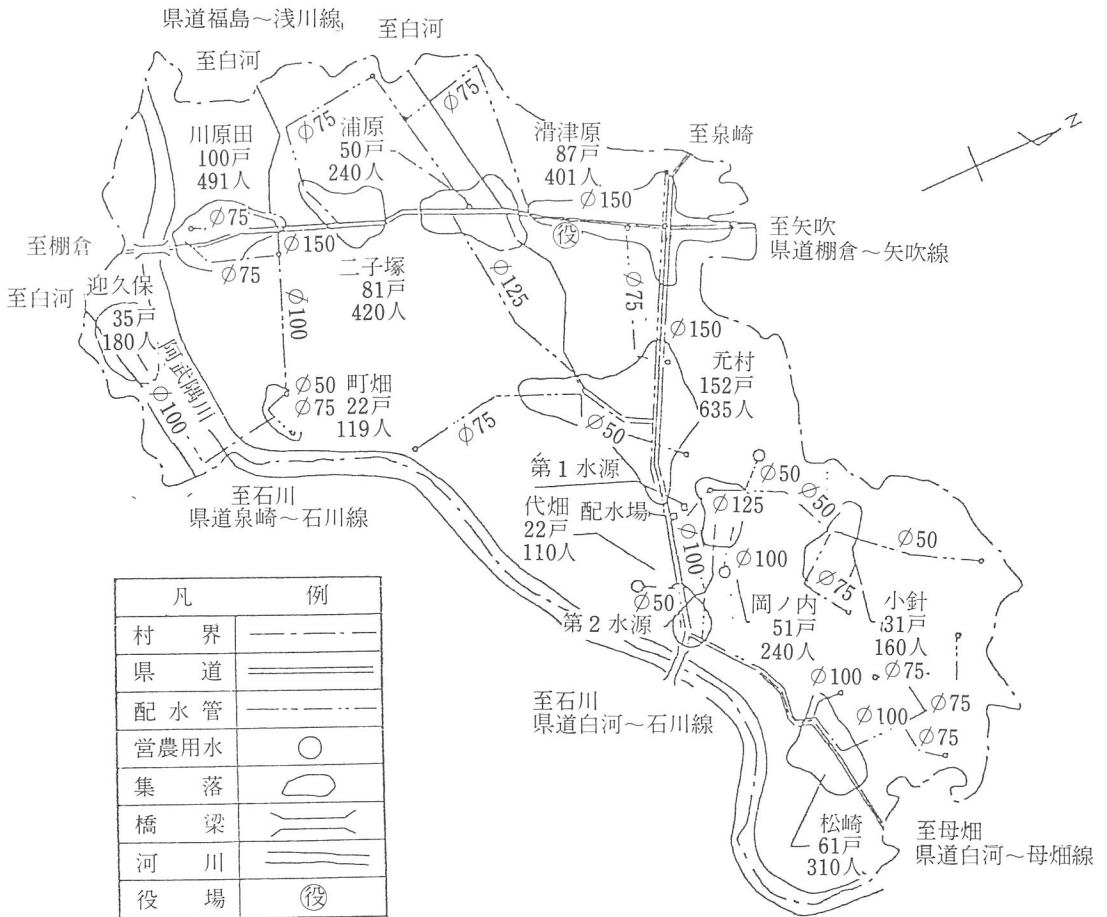


図3 給水装置標準図 (φ13m/mの場合)

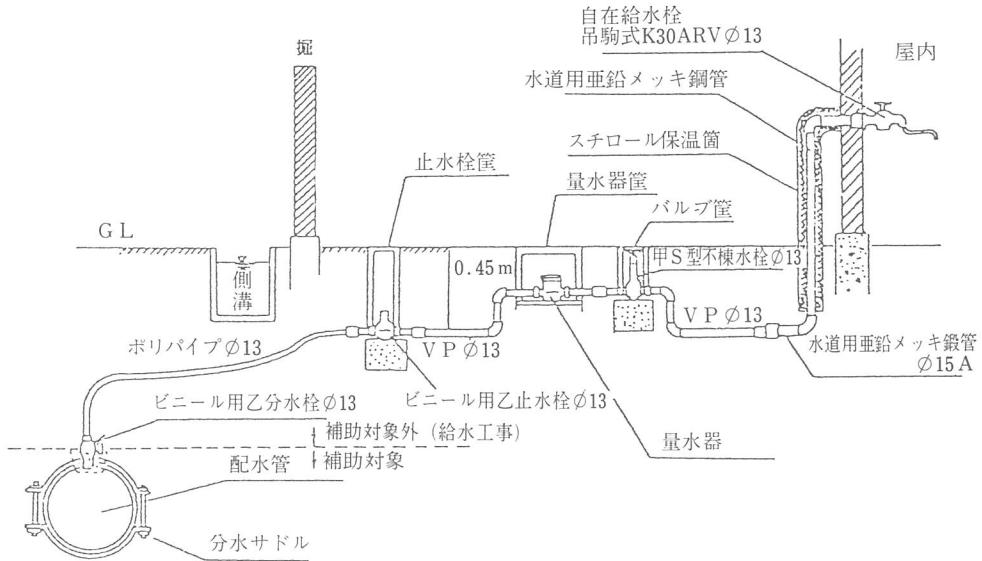


図4 配水管埋設標準断面図：県道（舗装）

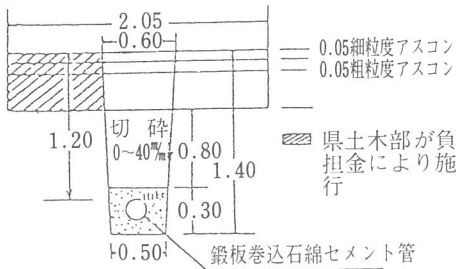


図5 配水管埋設標準断面図：村道農道（砂利）

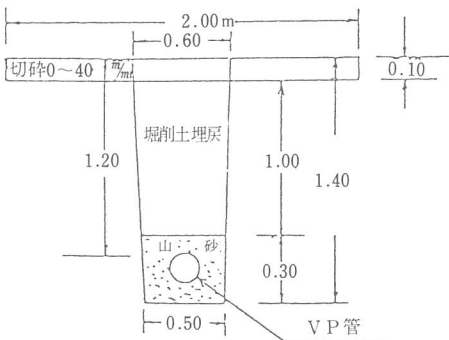


図6 県道埋設標準横断面

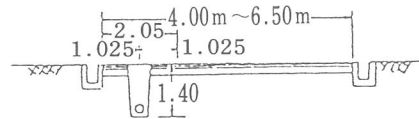


図7 村道農道埋設標準横断面

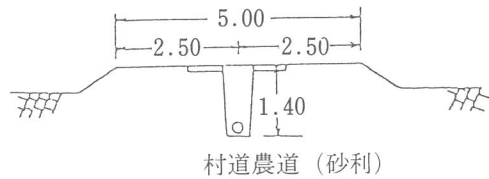


図8 営農用水模式図

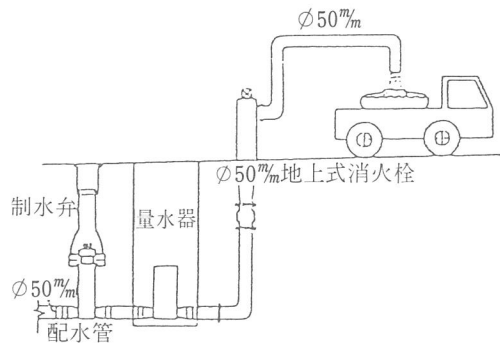


図9 下水道一般図

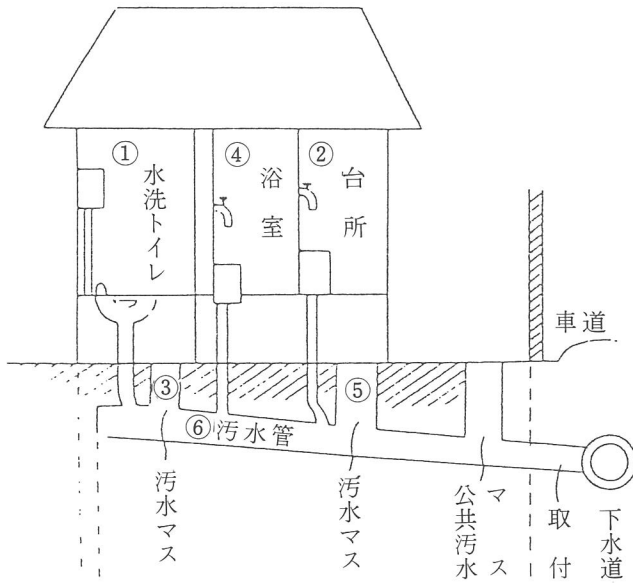


図10 マンホール構造図

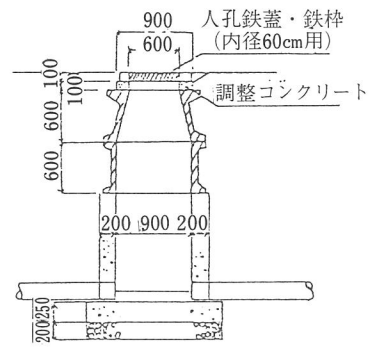
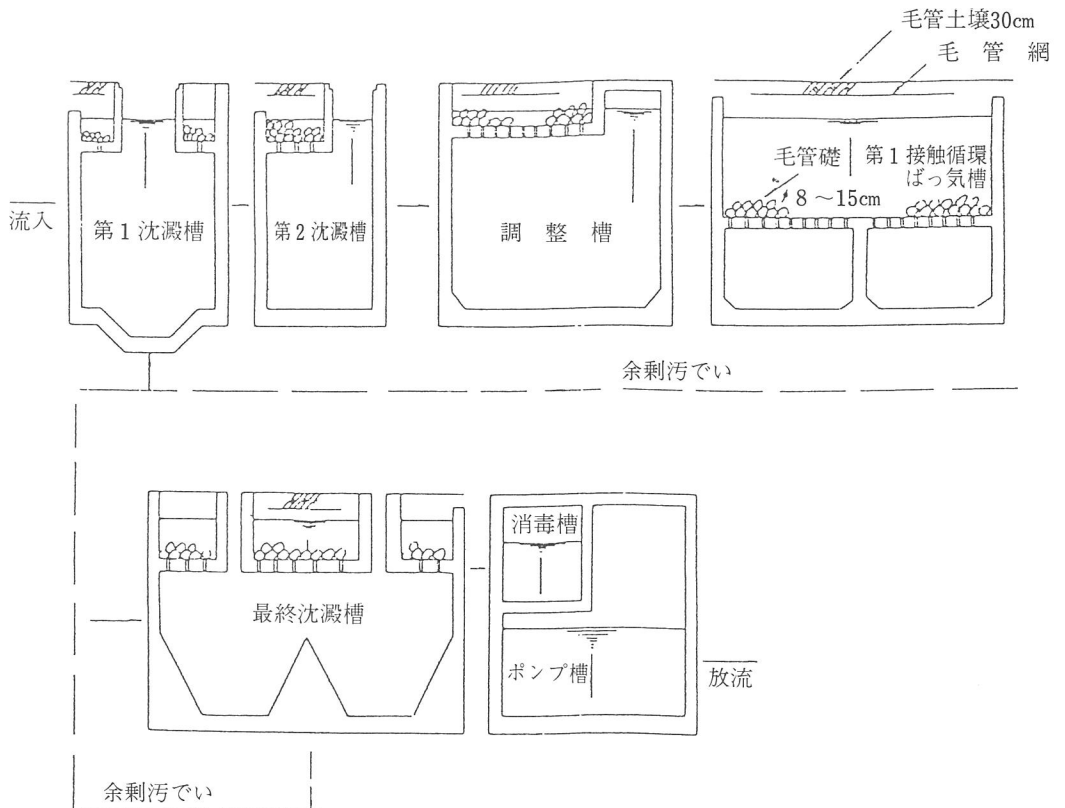


図11 処理施設断面図





# 秋田県の農村整備

宮田正倫\*、佐藤喜盛\*

## 1. 秋田県の概要

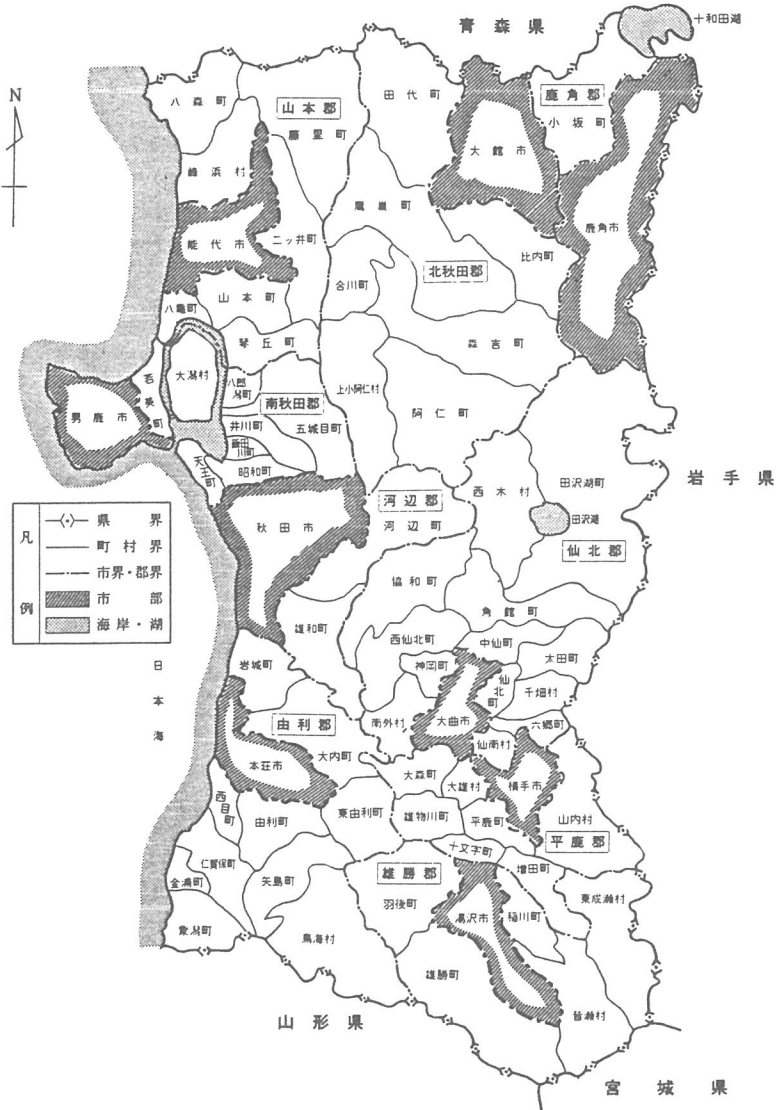
秋田県は東京都の真北約450kmの日本海沿岸にあって、南北165km、東西118kmのほぼ長方形の形をしており、総面積約11,600km<sup>2</sup>で全国第6位の広さをもっている。県東部を奥羽山脈が縦走り、これを境にして東は岩手県に、南は宮城、山形両県に、そして北は青森県に隣接し、西は日本海に面している。

奥羽山脈には八幡平、秋田駒ヶ岳等の火山が並び、十和田、田沢の両カルデラ湖を配して「十和田・八幡平国立公園」を形成し、このほかにも男鹿、栗駒、鳥海等の国立公園があって、自然環境にはきわめて恵まれている。

気候は典型的な日本海型気候で、冬期は北西の季節風が強く吹き、しばしば豪雪に見舞われるが、この雪が春になると溶け出して豊富なかんがい用水となり、また冷害をもたらす冷涼な北東気流は奥羽山脈にさえぎられて、その影響を受けることは少なく、稲作には非常に適した地域である。このような立地条

件、気象条件から本県の基幹産業は稲作を中心とした農業と、広大な山間地を背景とした林業である。

図1 秋田県行政区画図



\* 秋田県農地整備課

表1 秋田県の概要

総面積	11,611 km <sup>2</sup>	
総人口	1,247 千人	
総世帯数	321 千戸	
就業人口	第一次産業	205 千人
	第二次産業	141 千人
	第三次産業	271 千人
	計	617 千人
県内純生産額	第一次産業	2,189 億円
	第二次産業	3,571 億円
	第三次産業	8,805 億円
	帰属利子(控除)	502 億円
	計	14,063 億円

秋田県は9市48町12村、計69市町村から成り、現在約125万人の人々が住んでいる。本県の人口は昭和30年の135万人をピークにして、その後経済の高度成長に伴う大都市への激しい人口流出によって年々減少を続け、昭和49年には122万人となって多くの市町村で過疎化が深刻化した。しかし、昭和48年のオイルショック以降の景気の停滞とともに人口流出がようやく歯止めがかかり、あるいは都会からのUターンによって最近は一増基調に移って現在に至っている。

一方、世帯数は人口の動きと関係なく毎年確実に増加し、昭和30年には23万7千戸であったものが、8万戸余り増加し、現在は32万1千戸となり、これに伴って1世帯当たり人口は5.7人(30年)から3.8人(現在)と大巾に減少した。

## 2. 秋田県農業の概要

秋田県の耕地面積は全面積の約14%の163,500 haで、県北を東西に流れている米代川及び県中央部から県南にかけて流れている子吉川、雄物川沿いに肥沃な農地が展開している。耕地の85%に相当する138,900 haが水田で、全国有数の米産県として65万6,000 tの米を生産しているほか、果樹特にりんごの栽培が盛んで4万7,000 tの生産量をあげている。また、最近は豚産を中心とした畜産の伸びも著しい。

農家戸数は全戸数の33%に相当する11万2,200戸、農業就業人口は全就業人口の31%に相当する19万1,500人で、両者とも年々減少はしているもののその

表2 秋田県農業の概要

耕地面積	田	138,900 ha (85)
	普通畑	14,500 ha (9)
	樹園地	4,650 ha (3)
	牧草地	5,450 ha (3)
	計	163,500 ha (100)
農業就業人口		191,544 人
農業就業人口比率		31.0 %
農家戸数	専業	5,270 戸 (5)
	第一種兼	35,270 戸 (31)
	第二種兼	71,680 戸 (64)
	計	112,220 戸 (100)
農(一戸当り)家(戸)経(当)済(り)	農業所得	1,422 千円 (30)
	農外所得	2,599 千円 (53)
	その他収入	841 千円 (17)
	計	4,862 千円 (100)
	農業依存度	35.4 %

( )内は構成比で%。

比率は全国で最も高い県の1つである。農家一戸当たりの経営耕地面積は1.46 haでこれも全国的には高いレベルにあるが、大多数が零細規模の農家であることは否めない。従って、農家経済もその多くの部分を農外収入に依存しており、専業別農家戸数をみても専業農家はわずか5%にすぎず、64%が第2種兼業農家によって占められているのが実情である。一方、出稼ぎ者数はピークであった昭和47年頃に比べて半減しているものの、依然として全体の4分の1の農家から約3万5,000人の人が、主に県外に出稼ぎに出ている。

このように、秋田県は米に大きく依存した農業県であるが、米の過剰に伴う「水田利用再編対策」の強化と米価の据え置きによって厳しい条件下におかれて転機に直面しており、農業生産の伸びも鈍化している。また、出稼ぎ者が依然として多いことから知られるように、第1種兼業農家を中心とした農家層の立場は非常に不安定である。今後とも本県の基幹産業が農業であることに変

表3 作目別農業粗生産額(53年)

総額 277,294百万円 (100)		単位:百万円	
米 197,787 (71.3)	豚 19,098 (6.9)	肉用牛 7,599 (2.7)	生乳 4,162 (1.5)
	りんご 7,071 (2.6)	鶏卵 5,060 (1.8)	
	葉たばこ 5,434 (2.0)		

( )内は構成比で%

わりはなく、我が国の食糧基地として食糧を国民に安定的に供給していくためには、これまでの米依存から脱却して複合経営を推進するとともに、農家が安心して農業生産に打ち込むことができる諸条件をつくるのが緊急の課題であり、県でも重点施策としてこれに取り組んでいるところである。

### 3. 秋田県の生活環境施設の整備状況

経済の高度成長に伴って農村社会は大きな変貌をとげた。大都市への人口集中による過疎化とこれに伴う地域活動の低下、周辺農村部への都市の無秩序な拡大によるスプロール化現象、モータリゼーションの普及によって通勤範囲が拡大したことに伴う兼業化の進展及び農業集落の混住化、あるいは農家の消費水準の向上による生活様式の変化などがその内容である。このため、これまであまり大きな問題とならなかった生活環境の整備についても大きくクローズアップされることとなった。すなわち、モータリゼーションの普及は道路整備の緊急性を一層高め、生活様式の変化は家庭廃棄物の増大や家庭排水の質的变化と量的増大をもたらし、生活環境を悪化させるばかりでなく、農業生産へも悪影響を及ぼすようになったことである。

表4 秋田県の主な公共施設の整備状況

施設区分	地域 秋田県	全 国	
		都 市	全市町村
市町村道舗装率	21.2 %	50.6 %	35.5 %
水道普及率	78.6	97.2	92.0
下水道普及率	36.4	43.5	46.8
し尿処理率	75.7	90.3	82.5
ごみ処理率	45.1	56.7	49.5

資料：自治省「公共施設状況調」（54年3月）

注1）都市：人口10万人以上の市（政令指定都市を除く。）

- 2) 市町村道舗装率 =  $\frac{\text{舗装済延長}}{\text{実延長}} \times 100$
- 3) 水道普及率 =  $\frac{\text{給水人口}}{\text{住民基本台帳登録人口}} \times 100$
- 4) 下水道普及率 =  $\frac{\text{現在排水人口}}{\text{人口集中地区人口}} \times 100$
- 5) し尿処理率 =  $\frac{\text{公共下水道、し尿浄化槽  
処理等処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100$
- 6) ごみ処理率 =  $\frac{\text{焼却処理、高速堆肥化処理量}}{\text{年間総排出量}} \times 100$

一方、農村は国民食糧の生活の場であることはもちろんであるが、定住圏構想等でも大きく取り上げられているように、多くの国民が長く居住する空間として、また、自然環境を維持、培養する緑の空間として見直されているところであって、この点からも農村空間の整備が強く叫ばれているところである。しかし、これまで生活環境整備に対する公共投資は、急激な人口集中によって特に緊急性が高く、投資の効率も高い大都市を中心に行われてきたのが実情であって、都市と農村の間には整備水準に明らかな格差があることは事実である。

秋田県の場合、生活環境の整備は特に遅れているのが実情である。自治省で発行している「公共施設状況調」（昭和53年度）によって主な公共施設の整備状況を見ても、都市（人口10万人以上で政令指定市を除く。）に比較してはもちろん、全国全市町村の平均に比較してもすべての施設について整備が遅れていることが明らかである。なかでも、生活道路として日常最も利用されている市町村道の舗装率が非常に低く、また、水道も良質な自然水に恵まれている県南部を中心にまだ完備していない町村が多く、全国的に見てその普及率は下位にある。下水道についても、秋田市の一部と新しい村づくりとして新農村建設事業団で建設した大潟村で整備されているのみで、農村部においては皆無であり、県の総人口に対する処理人口の比率は5%に満たない。

多くの住民が生産活動を通じて自然環境の維持、培養を図り、そこに定住して文化的生活を営む場とするため、農村の生活環境の整備を推進することは、本県農政の大きな課題である。このためには莫大な投資を必要とするが、当面は遅れている整備水準を地方の中心都市（県庁所在地等）の水準まで引き上げることを目標として、国の制度事業を積極的に導入し実施しているほか、県単独の事業も創設してこれを推進している。

### 4. 秋田県の農村整備関係事業 の実施状況

農政の中に農村生活環境の整備が明確に唱えられたのは、昭和36年に制定された農業基本法においてである。その後昭和40年代に入って経済の高度成長がより一層進行する中で、その必要性は増々高まって従来の農業生産基盤の整備と関連させながら生活環境の整備をいかに

表 5 農村基盤総合整備パイロット事業地区一覽表

地区名	市町村名	着工年度	総事業費	事業内容							備考			
				は場整備	農業用水	農道	農地開発	草地開発	用地整備	集落排水		農村公園	全体実設計	測量試験その他
由利	由利町	51	千円 8,376,000	813ha	13条 22,781m	47条 19,563m	2団地 60ha	4団地 117ha	4ヶ所	2条 1,029m	5ヶ所	1式	1式	県営

表 6 農村総合整備モデル事業地区一覽表

地区名 (町村名)	着工年度	総事業費 (千円)	生産基盤		環境		基礎		盤		環境施設		特認	備考
			は場整備	農業用水	農道	集落排水	集落排水 (処理なし)	集落排水 (処理あり)	飲維用水	用地整備	防災安全	改善センター		
太田	48	1,415,000	-	5条 3,766m	12条 8,049m	31条 19,153m	8条 4,090m	-	-	3ヶ所 1,013m	1棟 1,191㎡	17ヶ所 35,699㎡	-	-
井川	49	1,652,000	-	21条 7,615m	21条 7,776m	67条 11,691m	43条 8,230m	-	-	-	1棟 1,157㎡	1ヶ所 2,410㎡	-	-
五城目	50	1,869,000	-	13条 11,618m	20条 8,980m	29条 6,150m	14条 4,871m	-	-	-	1棟 610㎡	11ヶ所 19,571㎡	-	-
天王	50	1,837,000	-	16条 5,306m	23条 13,040m	34条 7,648m	11条 9,238m	-	-	-	-	8ヶ所 21,903㎡	-	-
藤里	50	1,385,000	-	9条 3,970m	42条 16,240m	39条 7,950m	20条 5,020m	4系統 505戸	-	-	1棟 661㎡	5ヶ所 9,859㎡	-	-
千畑	50	1,646,000	-	7条 3,187m	34条 17,843m	35条 11,104m	28条 12,760m	-	-	-	1棟 1,211㎡	10ヶ所 22,270㎡	-	-
阿仁	51	1,512,000	1団地 19.8ha	3条 440m	10条 8,140m	23条 7,330m	5条 1,890m	3系統 226戸	1ヶ所 1,807m	6ヶ所 516m	1棟 980㎡	10ヶ所 19,410㎡	-	-
鳥海	51	1,728,000	-	14条 11,000m	8条 6,890m	11条 13,780m	13条 10,680m	1系統 20戸	-	-	2棟 1,214㎡	1ヶ所 2,647㎡	-	-

仙南	51	1,956,000	-	16条 10,659m	11条 4,110m	1条 2,305m	2系統 254戸	1系統 322戸	-	1棟 1,402㎡	10ヶ所 17,833㎡	-
八竜	52	1,626,000	6条 4,290m	22条 10,224m	46条 9,120m	33条 7,430m	-	1系統 60戸	6ヶ所 730m	1棟 1,472㎡	4ヶ所 9,993㎡	-
雄和	52	1,793,000	-	21条 15,300m	32条 10,100m	4条 640m	1系統 152戸	1系統 34戸	-	1棟 1,462㎡	5ヶ所 11,945㎡	-
大雄	52	1,569,000	-	8条 5,200m	33条 9,070m	12条 9,530m	-	1系統 274戸	-	-	13ヶ所 23,593㎡	-
稲川	52	1,713,000	6条 4,250m	10条 8,050m	26条 10,950m	24条 7,340m	-	-	-	1棟 1,380㎡	8ヶ所 16,720㎡	-
合川	53	1,694,000	-	16条 7,220m	12条 2,785m	11条 3,281m	4系統 744戸	-	-	1棟 1,251㎡	6ヶ所 14,690㎡	-
飯田川	53	1,560,000	6条 2,273m	4条 1,312m	12条 2,990m	21条 4,181m	3系統 715戸	-	-	1棟 1,171㎡	2ヶ所 4,545㎡	-
大内	53	1,768,000	19条 7,052m	19条 12,233m	34条 10,869m	15条 3,921m	-	4系統 113戸	-	1棟 1,268㎡	9ヶ所 17,053㎡	-
中仙	54	1,774,000	6条 3,094m	22条 11,749m	25条 8,700m	15条 4,355m	-	1系統 322戸	1ヶ所 1,398m	1棟 1,574㎡	4ヶ所 10,100㎡	-
大森	54	1,662,000	-	8条 5,272m	11条 7,237m	-	1系統 564戸	5系統 263戸	-	1棟 962㎡	6ヶ所 12,400㎡	-
羽後東部	54	1,709,000	1条 1,100m	26条 11,262m	29条 10,836m	24条 10,655m	-	-	2ヶ所 18,150m	1棟 1,359㎡	9ヶ所 23,799㎡	-
昭和	55	1,633,000	7条 3,380m	12条 4,447m	35条 5,877m	7条 1,818m	-	1系統 680戸	-	1棟 1,203㎡	2ヶ所 5,071㎡	-
東由利	55	1,657,000	14条 5,049m	27条 10,197m	21条 5,512m	17条 4,411m	-	2系統 67戸	21基	-	6ヶ所 17,800㎡	3棟 1,146㎡
十文字	55	1,632,000	-	29条 13,182m	26条 4,661m	18条 6,545m	-	1系統 629戸	1基	1棟 1,468㎡	4ヶ所 10,564㎡	-
計	22地区	36,790,000	153条 77,390m	410条 213,265m	622条 187,623m	344条 123,191m	11系統 2,429戸	26系統 3,515戸	3ヶ所 19,957m	20棟 22,996㎡	151ヶ所 329,877㎡	3棟 1,146㎡

特認…多目的  
集会施  
設

表 7 農村基盤総合整備事業地区一覽表

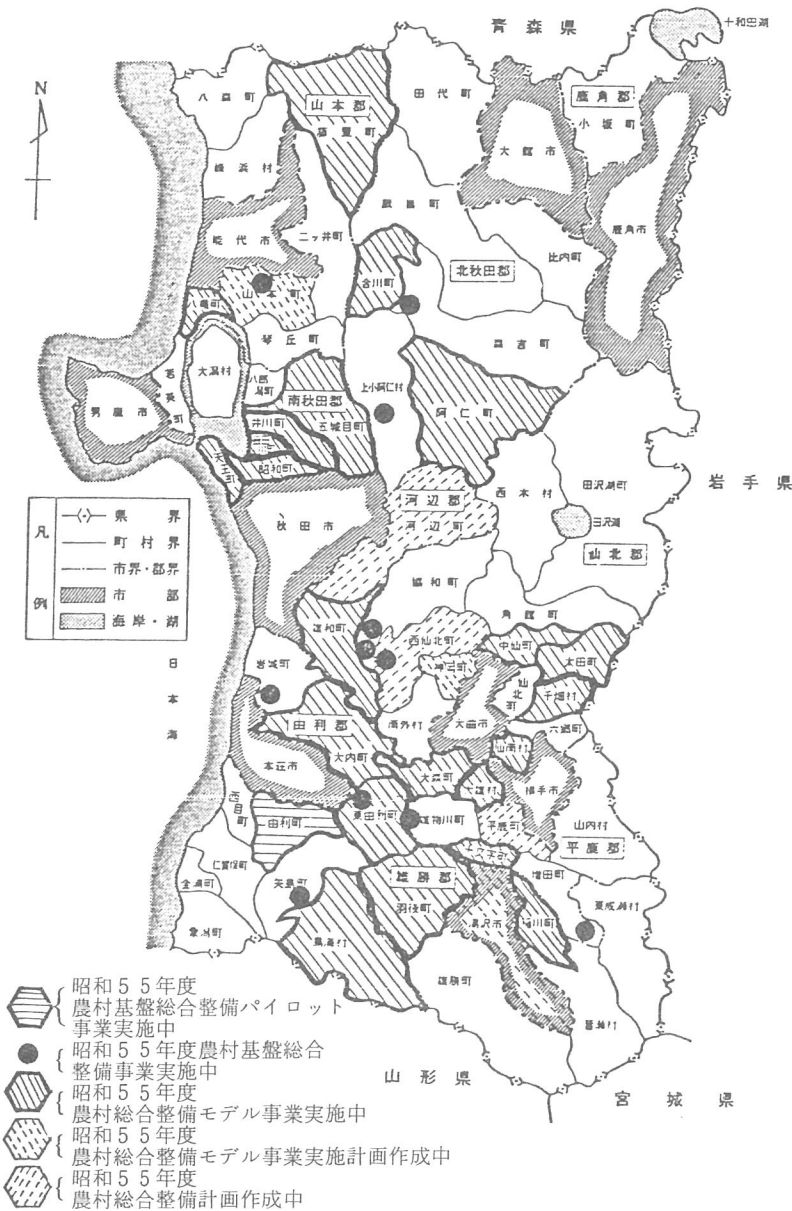
地区名	市町村名	着工年度	総事業費	生産基盤				環境				基盤			特認	備考
				ほ場整備	農業用排水	農地開発	農道	農保	地全	集落道	飲用水	雑排水(処理なし)	用地整備	防災		
杉山	西仙山町	53	915,000	3団地 70 ha	-	3条 2,258 m	-	10条 3,331 m	-	2ヶ所 5,000 ㎡	-	1ヶ所 5,000 ㎡	-	-	-	-
上小阿仁	上小阿仁村	51	384,000	4団地 49 ha	7条 4,333 m	3団地 8 ha	-	-	-	6条 1,646 m	-	1ヶ所 5,000 ㎡	-	-	-	-
本城	森吉町	52	410,000	8団地 23 ha	2条 2,080 m	2条 2,371 m	-	1条 182 m	-	1系統 147戸	-	1ヶ所 5,700 ㎡	-	-	-	-
成瀬	増田町	52	446,000	2団地 58 ha	3条 2,375 m	-	-	5条 1,195 m	-	9条 1,245 m	-	1ヶ所 5,000 ㎡	-	-	-	-
大琴	東由利町	52	423,000	2団地 16 ha	3条 1,781 m	-	2条 1,063 m	3条 1,518 m	暗渠 27 ha	1系統 22戸	-	2ヶ所 7,300 ㎡	-	-	1棟 100 ㎡	特認 農作業休養施設
淀川	協和町	53	330,000	-	4条 6,935 m	1団地 11 ha	4条 3,914 m	3条 670 m	暗渠 40 ha	-	-	-	-	-	-	-
山口	山本町	54	417,000	1団地 26 ha	-	1条 651 m	1条 1条	1条 1,227 m	溜池 1ヶ所	5条 495 m	-	1ヶ所 1,500 ㎡	1ヶ所 90 m	-	1棟 124 ㎡	特認 農作業休養施設
小種	協和町	54	453,000	1団地 5 ha	7条 4,978 m	-	9条 4,766 m	9条 4,286 m	-	3条 1,091 m	-	2ヶ所 7,400 ㎡	-	-	1棟 89 ㎡	-
熊の子沢	矢島町	55	281,000	-	1条 604 m	-	2条 2,823 m	1条 791 m	-	1系統 26戸	-	-	-	-	-	-
南沢	岩城町	55	519,000	1団地 3 ha	-	8条 4,752 m	2条 1,255 m	2条 1,255 m	溜池 1ヶ所	1系統 87戸	-	-	防火水槽 2ヶ所	-	-	-
大沢	碓物川町	55	310,000	1団地 2 ha	4条 1,970 m	-	4条 3,450 m	7条 1,392 m	暗渠 51 ha	-	-	1ヶ所 2,000 ㎡	-	-	-	-
計	11地区	-	4,888,000	23団地 252 ha	31条 25,056 m	4団地 19 ha	35条 26,048 m	42条 15,847 m	-	4系統 282戸	25条 6,457 m	2ヶ所 5,000 ㎡	-	-	3棟 313 ㎡	-

進めていくかが緊急の課題となったのは周知のところである。このような情勢を背景に、農業基盤総合整備パイロット事業調査が開始されたのが昭和45年であり、この調査に基づいて生産基盤と生活環境の一体的整備を図るべく、昭和47年に農村基盤総合整備パイロット事業が発足した。また、昭和48年には農業集落の環境整備に重点をおいた農村総合整備モデル事業が創設され、さらに昭和51年には、それまでの制度では対応が困難で

あった中山間地域の2〜3集落の生産、生活両環境の一体的、総合的整備を図ることを目的に農村基盤総合整備事業が制度化されたところである。

秋田県においては、3で述べたように生活環境の整備水準を引き上げるべく国の制度事業を積極的に導入し推進しており、昭和55年度でこれら三事業を実施している市町村は33に上っている。さらに本年度で農村総合整備モデル事業の実施計画を策定し来年度着工する市町

図2 農村整備関係事業実施状況図



が3、国土庁農村総合整備計画を策定している町が3あり、県内69市町村の57%に相当する市町村で国の制度事業としての農村整備関係事業を実施中または実施予定である。

農村基盤総合整備パイロット事業を実施している由利地区(由利町)は、県の南西部、日本海側に位置し、子吉川流域に発達した平坦地は良質米の産地として知られており、また、鳥海山麓に広がる由利原台地は広大な開発可能地をかかえているところである。本地域の良質米生産の合理化を図り生産性をより一層高めるとともに、由利原の有効利用によって米+酪農、畑作の複合経営を確立し、併せて農村居住者が快適な生活を送ることができるよう生活環境の整備を図るため、昭和49年度から50年度にかけて調査計画を行い、51年度に全体実施設計書を作成して事業に着工した。事業の内容は、農業生産基盤としては813haに及ぶ場合整備事業を中心に、営農飲雑用水を含む農業用排水施設及び農道整備、さらには117haの草地開発と60haの農地開発、生活環境としては農村集落排水施設及び農

村公園の整備等から成り、現在総事業費84億円で着々と工事を進めており、本事業に対する地元の期待も大きいものがある。55年度までの事業の進捗率は18%であるが、地元の期待に応えるためにも早期完成が望まれる。

農村総合整備モデル事業についても、昭和48年の発足と同時に太田地区でこれに取り組み、49年度には井川地区で着工、50年度以降は毎年3～4地区ずつ着工して現在22地区(22町村)において総事業費368億円で事業を実施している。さらに、56年度、57年度にもそれぞれ3地区ずつ着工する予定である。事業内容としては、整備水準の低さを反映して農道と集落道をあわせた道路の比率が最も高く、次いで5地区の処理施設を含む農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び農村環境改善センターの占める割合が大きい。本事業の2期対策は58年度採択地区までとなっているが、生産基盤の整備が完了するに従って農村住民の目は増々生活環境の整備に向けられてくることが予想されるので、より一層充実した形で本事業が継続されることを期待するものである。なお、本事業の採択地区数は制度発足以来飛躍的に増加しているにもかかわらず、予算の伸びがこれに追いつかず、標準工期が7年であるのに対して実質は10～12年もかかる見込みである。これが事業を進める上でも大きな問題となっているため善処を要望するものである。

農村基盤総合整備事業は、発足した51年度に上小阿仁地区が着工し、52年度以降は毎年2～3地区ずつ着工して現在は10町村11地区に総事業費49億円で事

業を実施している。本事業が生産基盤主体の事業であるため、その比率が高いのは当然であるが、生活環境ではやはり集落道の事業量が多く、集落排水施設、農村公園の整備がこれに次いでいる。本事業の採択要件の1つに、基幹事業として団体営規模の農業生産基盤整備事業を2種類以上実施することとされており、生活環境の整備を主体に事業を実施したいという地域住民の意向と必ずしも一致しない面もあったが、55年度において要綱が一部改正され、特例ながら生活環境の整備のみでも事業を実施できることになったのは非常に望ましいことであり、今後事業の実施希望は飛躍的に伸びるものと考えられる。

このほか、新農業構造改善事業、第三期山村振興農林漁業対策事業、農村地域定住促進対策事業等非公共事業でも生活環境の整備を行うことができることとされており、県としてはこれらの事業にも積極的に取り組み、多目的研修施設、連絡道、トレーニングセンター、農村広場、山村広場等の整備を進めている。

また、秋田県では基礎集落圏に着目し、農村集落の生活環境の整備、農業の担い手の育成、農業者の健康増進及び地域住民の連帯感を深めることを目的として、昭和51年度に住みよい村づくり推進事業を創設し、53年度に要領を一部改正して農村集落生活環境整備事業と名称を変えて55年度まで事業を採択している。事業内容は、集落内道路、集落排水施設、営農飲雑用水施設、ごみ処理施設、集落集会所、集落公園、健康増進施設から成り、この中から2種類以上組み合わせると集落が事業主体となって2ヶ年で実施するものである。1地区当たり

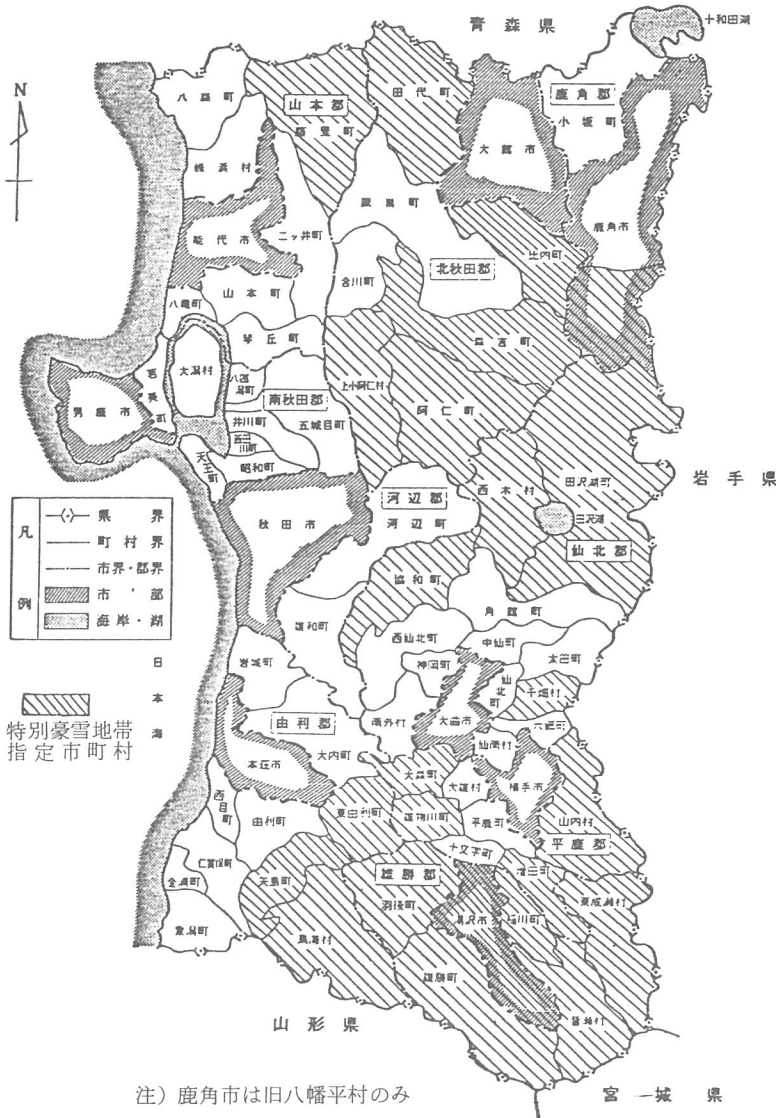
表8 県単農村集落生活環境整備事業の実施状況

区 分		年 度					計
		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	
事業実施集落数		10	18	23	23	23	49集落指定
事業内容	集 落 内 道 路	1,896 m	3,604 m	4,035 m	704 m	—	10,239 m
	集 落 排 水 施 設	—	1,148 m	2,060 m	716 m	—	3,924 m
	営 農 飲 雑 用 水 施 設	1ヶ所	—	—	1ヶ所	—	2ヶ所
	ご み 処 理 施 設	—	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	6ヶ所
	多目的集会所(集落生活館)	4棟	5棟	9棟	9棟	17棟	44棟
	集 落 公 園	—	4ヶ所	5ヶ所	9ヶ所	14ヶ所	32ヶ所
	健康増進施設(運動広場)	—	—	—	—	4ヶ所	4ヶ所
事業費		75,000千円	114,400千円	192,635千円	138,812千円	211,431千円	732,278千円



の標準事業費は、1,000万円で事業費の3分の1を県は市町村を通じて補助している。55年度までに49集落が指定を受けて事業を完了または実施中であり、その総事業費は7億3,000万円になっている。事業の実施状況を見ると、集落内道路のほか集落多目的集会所、集落公園の事業量が多く、集落の生活環境整備に対する要望の強さを知ることができる。

図3 特別豪雪地帯の指定状況



### 5. 雪国における農村整備について

秋田県は言うまでもなく雪国である。毎年11月になると初雪が降り、12月には根雪になって翌年の3月まで深い雪に閉ざされ、しかも内陸部の多雪地帯では2～3mの積雪を見る我が国でも屈指の豪雪地帯である。本県の69市町村はすべて豪雪地帯としての指定を受けており、さらに、奥羽山脈沿いと鳥海山麓等に位置する24市町村は特別豪雪地帯になっている。

白銀の世界は確かに美しく、そこからは数々の伝統芸能や民俗行事、雪に対応した独特の生活様式を生み出してきたのである。しかし、農業を主体とする生産活動や生活行動には、西南暖地では想像できないような多くの制約があることも事実である。相当交通網が整備された現在においてさえも、山間部では冬眠同様の生活を強いられる状況にあり、また、県南の大曲市で行った市民の意識調査によると、64%の人々が「できれば雪のない気候の良い所に住みたい。」と答えており、県内でも有数の豪雪地帯である横手市における意識調査の中の「あなたは、市が今後どのような仕事に力を入れていくべきであると思うか。」という問いに対し、防雪対策と答えた人が半数以上の53%に上って、第2位の福祉対策(30%)、第3位の道路整備(23%)などの要望を断然引き離していることからわかるように、市街地においても住民は雪に最も悩まされ続けてき

たのである。

雪に対する対策の中で最も重要なことは、日常生活に最も使用する集落内道路の交通を確保し、直接住民の生命、財産に関わる救急医療や防火体制に万全を期することである。国県道、幹線市町村道についてはそれぞれ除雪体制がかなり整ってきており、よほどのどか雪でも来ない限り通行不能となるケースは稀であるが、いわゆる集落内道路はその総延長が膨大で自治体の予算では十分対応しきれないこと、道路幅員が狭く除雪機械が入れないことなどから、体制が整っているとは必ずしも言えず、さらに、密居、集居の集落においては屋根から下ろされた雪及び道路の両側に寄せられた雪のために、緊急の場合の人間の行動は著しく制限されて、住民は絶えず不安な状態に置かれている実情である。また、車道の機械除雪が行われてもその雪が歩道に積み上げられて、歩道は全く機能を果たすことができなくなり、歩行者は常に危険にさらされている。学童の通学路については特に配慮しなければならない。

従って、雪国における農村整備では、とりわけ冬期交通の確保に留意した道路の整備に重点が置かれることは当然である。そのためには、機械で除雪した後で歩行者も安全に通行できるよう暖地よりも一層広い幅員を確保することが第一であるが、居住区域内では宅地の買収が伴うため容易でないことが多い。この場合、地下水を利用した消雪パイプによる雪の除去及び流雪溝による集落内からの排雪は有効な方法である。いずれの場合も豊富な地下水が得られることが前提条件となるが、本県では農村総合整備モデル事業の中で、6地区において4,823 mの消雪道路と5地区において10,602 mの流雪溝が計画されており、55年度までに消雪道路が1,008 m、流雪溝が2,356 m完成してそれぞれ効果を上げている。流雪溝は夏期にも集落の環境美化に大いに役立っている。なお、これらの施設が十分にその機能を果たすためには、ポンプの維持管理、流雪溝への雪の投捨て作業などを集落の住民が自主的に行う体制が整っていることが不可欠であって、すべてを自治体が担うことは財政的に不可能でもあり、地域に根ざした村づくりという理念からも遠ざかることになる。そのほか、農村整備関係事業の中では多くの農村公園が計画され実施に移されているが、これまでは冬期間の利用についてはほとんど考慮されてい

ないのが実情である。これについても、密居集落等の共同駐車場とするなど空間の有効利用は考えられる。

雪は、雪国に課せられた大きなハンディーンとして、これを克服するために多くの経費と労力が費やされてきたのであるが、いかに克服するかを考えると同時に、雪そのものを我々のために活用する道はないものかという視点からも真剣に考え、雪国の農村整備のあり方を今後は模索しなければならないと思う。

## 6. むすび

4で述べたように、本県の農村環境整備は国の制度事業、県単独事業等の推進により着々とその成果を上げている。特に整備の遅れている道路、排水路については急速に整備されつつある。また水道も生活様式の都市化に伴って、未完備の市町村においてはこれが緊急の課題となり、重点施策として取り上げた結果、普及率は毎年1.0～1.5%ずつ上昇している。さらに下水道は、人口集中部は秋田湾、雄物川流域下水道の臨海処理区(秋田市)が50年度から着工されており、大曲処理区が56年度着工予定と着々とその計画が実施に移され、これと並行して農村部においては農村総合整備モデル事業を中心とした農村整備関係事業で対応していく考えである。

一方、5で述べたように、冬期間における山間部、県南部の豪雪は地域住民の生活に大きな影響を及ぼしている。道路交通の制約、融雪時の水害など西南暖地に比較して非常なるハンディーンを背負っている宿命にある。これに対処するため、地下水を利用して融雪道路、流雪溝などの整備を進めているが、雪国における農村整備のあり方、計画手法を模索することが今後の大きな課題である。

秋田県では、56年度からスタートする総合発展計画の中でも、農村の環境整備は農政の重要な柱として位置付けられると同時に農村のもつ豊かな自然条件、快適な居住条件を背景に、地域住民の自主性と創意に根ざした村づくり運動を展開することも重要な課題として取り上げている。そのために農村環境改善センター等の有効な活用を図り、農村集落におけるコミュニティー活動を強化して、失われつつある地域住民の連帯感を回復するよう、この面の施策を一層充実させていかなければならない。

# 石川理紀之助の村づくり

川上 富三\*

## はじめに

秋田県の産んだ農聖といわれる石川理紀之助の山田村救済と、そのあとの指導の姿から、村づくりとは何かということを考えるのが本稿の目的である。

石川理紀之助は、弘化2年に生れ、大正4年に没し、山田村救済は、明治20年前後に行ったものである。よって、その業績はそのまま現代に通じないものがあることを了知されたい。また山田村救済指導は、石川理紀之助の生涯の農村指導事業の中の一部にすぎない。だから本論によって、石川理紀之助の村づくりのすべてを描きつくしたことはない。これもあらかじめ御了知を願いたい。

石川理紀之助に

村に村、郡に郡、国に国、おもふ人なき時はあやふし  
よし悪しは村にはあらずよき人の住みて教ふる村はよ  
き村

という和歌がある。彼の村づくり、農村指導の考えを卒直に表出したものではないかと考える。

## 1. 石川理紀之助の横顔

(本論に関係した部分を中心に)

### (1) さまざまな評価

石川理紀之助はさまざまに評価されている。二宮尊徳の再来とか、佐藤信淵の思想の実践の後継者とか、自力更正の農村指導者とか、日本一の老農とか等々である。何れも的外れていないが、真を言い得ているとは言い難い。それだけ石川理紀之助の業績、行動は多様であり、そこから汲みとれる思想は多岐であるからである。

### (2) 私観石川理紀之助

これまで実際に豊富なナマ資料にあたってきた筆者の

立場から、石川理紀之助の横顔をまとめると、大体次のようになる。

(イ) 役人になったこともあるが、農民の心をもって、農民として、一生をすごした。

(ロ) 居村、山田村に一生の間指導の手をかけ、山田の農民として終っている。

(ハ) 農村指導、農家経済指導にすぐれた業績をのこしている。

(ニ) 生前に日本一の老農と称されたり、また保守固陋、頑迷な老爺といわれたりしていた。

(ホ) 万巻の書をよみ、多くの人と交わり、世の中のことを知悉して、人としての道を求めて生き続けた。

(ヘ) 歌人としても著名で、農民、子供に和歌を教え、これによって、心豊かな人間に育てようとした。

以上「観」とは言い難いが、このような人であったということを列挙した。

### (3) 武埜三山記者の石川理紀之助論

当時、秋田魁新聞の少壮記者であった武埜記者は、大正4年7月の紙上に石川老農論を発表している。その中で「……兎角石川翁は義理も人情も礼儀も作法も名誉も血も涙も解せざるが如き言動に出づることが多い。人或は呼んで頑迷と言ひ、固陋と言ひ、無頓着と言ひ時勢の推移を知らぬと言ふ。然れども恐らくは石川翁程、世の甘きも辛きも舐め尽し解せしものはない。義理も人情も礼儀も名誉も血も涙も人以上に解してゐる。然れども其言ふ処行ふ処は動々もすれば華美を尊ぶ現代人に悦ばれぬものもある。充分自覚し、知っていて敢て現代人に媚を呈せんとせざる所以のものは堅き信念を有せる為のみ……其不変なる信念、不変なる主義は化して偉大なる人格となり社会的権威を帯び……」と論評している。特異な個性的な存在、それが社会的権威を帯びる人格と

\* 羽城中教委教育長

なっているとしているあたり、また理紀之助の一面をとらえているものがあると考えられる。

## 2. 石川理紀之助の“ムラ”

### (1) 石川理紀之助の“ムラ”

「適産調将来の心得」の中に「明治二十三年町村制が敷かれし後は、数町村合併して一村となりたれども、経済に於けるや昔にかはらず、故に部落は其の財産を以て宜しく保護せざるべからず、素より部落は村位自ら備りて、一団体をなしたるものなれば、将来も之を以て自治の制を立つれば便利たるべし……」と。ここに理紀之助のムラがある。近世におけるムラ概念であるといえは誤りであろうか。

### (2) ムラの維持法

如上のムラを維持していくためには、(イ)村徳の充欠を考へそれに即した施策をすること。(ロ)中等以上の農家は村の利害得失を第一に考へ、窮民を救い団結していくことが大切であると説く。村民が協力して村の財産(この場合個人財産をも含める)を維持し、経済の自立をはかることの必要性を説いたものである。しかして上記のことを実行し実現させていくものは、法ではなく人であり、村民自身であると理紀之助は力説する。曰く「……すべて法は必ず其の土地と其の時によるものなり。為に土地氣候風俗人情等の異なるにより異ならざるを得ざるなり。……法は必ず其の人にありて他に需むること勿れ。」と。

## 3. 地租改正以後の農村の衰頹と救済策

理紀之助の観方、考へを中心にしてかいていく。

### (1) 農村の衰頹

「……然るに地租改正以来概して幾分の税額を減じたるのみならず、十二、三年の頃には米価騰貴の為に我が農家の景気特に宜しく、金融頗る円滑なるを以て或は貢租金納の際にも、将来の見込みを立て持米を払わずに金策をなして却て大なる損失をなすもあり、或は金融の円滑なると旧藩の制の自然に廃れたるとにより、衣食住を恣にし家業を怠り、奢侈に流るるもあり、或は土地購買の流行に誘われ、一時他借までして尚高価に之を買入るるもあるに至れり。然るに其の後、米価次第に下落し、従って土地低価となるにつれ、田地を買いし者非常の損失を來たし、農家一般に困弊を極むるに至れり。……」と。

これが理紀之助の農村疲弊の因由論である。明治12年に彼は「文明に入るに二途あるの弁」という小論を書いて、経済的実力をたくわえずして、表面だけ文明だ文化だと流行にはしっている世相を警告しているが、上記の一文も農民が無自覚に流行にはしり、放縱な経済生活をした結果による、疲弊であると論じているのである。がこれをまた一面から見ると、資本主義経済、自由主義経済の何たるかを知らず、その波におぼれている農民の姿を描いているものともうけとれる。

### (2) その救済策

農村疲弊の因由論を上記のように解釈すると、次に掲げる彼の農村救済策は、資本主義経済におぼれていく農民を守るための防衛策とも考えられる。曰く、「……抑抑働業上のことは、独り物産のみ繁殖するも、能く経済の道に心を用ゐざれば、所謂緒の尻を結ばずして銭を貫くと同じく折角の辛苦も水泡に帰するに至るものなり。殊に昔日と異なり萬国交際の日なれば、深く経済に注意すべき筈なるに、外国品とさえ言えば、価の如何をも問わず、所用の損害をも考へず、みだりに之を購求するの風あり。所詮働業と経済と雙び行われざれば国を富ますべき道なしと言ふべし。……」と。この文でみるかぎり理紀之助自身も資本主義経済について深く考えていないようである。が、農民の実感として、——近世からうけつがれてきた農民生活の感覚からみて、生産相應の経済生活をするのが、現在の農民の生活防衛の最たる手段であると強調しているのである。

当時、政府は、農業巡回教師を各地に派遣して、農事改良=生産向上という図式によって、疲弊した農村を救済しようとし、各地で結成された農談会もまた上記図式によっての貧窮脱出を図っていたのと比べて、この理紀之助の着想はまさに異色そのものである。そして彼自身自分の考へている救済策を実施し成果をあげていくことは至難のことであり、誰もが容易にやり得ないことであるとみていた。だから、「……予はその難きに己れ先づ当らざるべからず」と、官職を辞して山田村へ帰るのである。明治16年3月、39才の時である。

## 4. 山田村の救済

### (1) 山田村の現状

#### (イ) 山田村

山田村、当時は羽後国秋田郡山田村であった（23年の合併で、豊川村山田部落となるが、本稿では山田村の呼称を続けていく）。羽州街道沿の下虻川村から東に2kmばかりは行った山村である。

戸数25、内雑業4、農業21。田地31.2ha、内石川家所有14.1ha、他部落人所有7.2ha、残り9.8haが20戸の所有田地。周囲の山林119ha。内郷有地98.8ha。残りが個人所有。その外原野22.9ha。

#### (ロ) 経済状況

調査してみると、小さな村に莫大な借金があることがわかる。20戸の農家の内の17戸の借金である。

金で985円、借米93石9斗4升。無尽掛戻米206石1斗5升、それに現在（18年6月）から秋収までの食いつなぎの飯料として借りなければいけない37石2斗。以上の計を金額になおすと3,008円。これを7ヶ年の分割返済をすれば、その利息1,837円、合計4,800円の借金。1戸平均285円10銭。年々40円70銭ずつ返済していかなければいけないという計算になる。10a当り9円（1石5斗の収穫。1石6円）。しかも1戸平均0.43haの所有地からの総収入38円70銭。逆立ちしても返すことのできない借金である。しかし返済しなければ、田地、家、家敷のすべてを失ってしまうことになる。21戸の内、17戸がそのようになったら、山田村という名は残っても、実質のない村になってしまうではないか。先祖が村の財産として残したのを失ってしまったら、それは明らかに亡村である。この借金を返して亡村から、村を救わなければならぬ。彼は借金返済の綿密な計画をたてる。

### (2) 借金返済計画と実施

#### (イ) 計画の概略

借金返済のための計画と実践のあとをみると次のように集約することができる。

- ・借金返済という目的のもとに村民の心を結集し、
- ・その上になつて、村のもっているもの（田畑山林原野等）の力と、村民のすべての力を効果的に発揮活動させて、みごとに目的を達成したということになる。これを記録、あるいは外がわからみると、過酷な労働と節約の生活を強制して……ともいわれる。

前記の借金を7ヶ年で返済するには、年々700円の金を返していかなければいけないが、この700円捻出の計

画は次のとおりである。「米45石。右は一村内田地の収穫高平均毎年450石と予定し、之に従来の2倍の肥料を施して得らるべき1割の増収穫の見込石数也。……米45石。右は衣食住を始め、平年の諸払金高の内、節儉によりて残余を生ずべき見込石数なり。計90石。この代金540円。金160円。右は売却品纏売及買入品纏買の利益。並びに菓工品、養蚕其他諸物産等、本会の申合せにより生ずる利益金の見込高。合計金700円。」と、理紀之助は書いている。ここで注目すべきことは、700円の返済金捻出を、17戸だけの問題としないで村全体の立場で考えていることである。即ち山田村でこの借金を返していこうということである。これは現代人には納得し難いことであるが、近世の村の意識がまだ濃厚に残っていた当時としては、さほど抵抗を感じないで村民が承服したことと思われる。しかも村の親方の理紀之助が「お前たちだけに難儀はかけない。私もいっしょにやる。」というのであるから文句のいいようがない。

さて上記の計画を別の面から細かくみると次のようになる。村全体の収穫が450石。これから村民141人の1年間の食料138石5斗（1人1日5合扶持とみる）と、小作地12.5haの小作料156石をひくと、残りは155石5斗。これから前記90石をとると、65石5斗。1戸平均にして3石1斗。これに1割増収の45石をみこんでも平均2石1斗だから、合せて5石2斗より手元にとらないことになる。これが年間の各家々の生活費である。しかもこれは地主の石川家と借金のない家も加えての計算である。借金のある17戸では、この5石2斗は残らない。借金を返せばゼロになったり、あるいは、返すだけの力のない家もあるかもしれない。大変な返済計画である。理紀之助が村民の心をこの一点に結集し、山田経済会を組織して村をあげてこの問題にとりくんだ理由がここにある。山田を亡村から救うために農民が農民として生きのこっていくために——彼は村民につよく言いきかせて、計画を実行に移していく。

#### (ロ) その実施

##### ① 1割増収のために

- ・従来の2倍の肥料を施す。草肥、肥塚下。溜土がその肥料である。18年から5年間の施肥量のトータルをみるとこれまで100刈（約10a）に平均50櫛（1櫛は1立方尺）の肥料を施していたのが、104櫛～131櫛

となっている。すべてが村民の労働力によるもので、彼はこのために特別な援助を与えている。金肥は一切使用せず。・抜穂、種田によって常に品種改良を自分の手でやらせるようにした。・村民互選の調査員によって、肥料製造量、作況を調査させた。

すべて当時の経済状況にかんがみ、農民の心理、耕地の状況、作物の生理等を考えての施策である。

#### ② 45石節約のために

この45石というのは、扶持米、残米総計の23%強に相当する。だから45石節約というのは、これまでの生活程度の2割ひき下げということになる。容易なことではない。各家庭毎に粮食による節米数量を割当てて粮食を実行させる。光熱資源はもっぱら山からとる雑木と、明し松、松ローソクで。野菜は勿論、動物蛋白も田にし、どじょうなどで、買うものは鱒、アミで保存食用。盆正月の用品や食品も一定にして纏買いをして来て分配する。衣類は新品を買わず専ら修理でまにあわせ、住居も新築増築は禁止、等々というもの。理紀之助が先頭にたって統制経済さながらに実行させていく。

#### ③ その他

無尽馬喰絶対禁止。農閑期には特に早起きを督促して藁細工をつくらせ、養蚕をすすめ、竹の子、栗のはてまで売って貯金させる。米、薪等は値段の高くなるのを待って纏めて売る。郷山をよく管理し、生産物を計画的に利用するようにする。とにかく、利用できるものはすべて活用し、金になるものはみな金にして貯金した。

#### (3) その成果

##### (イ) 成功・その因由

7ケ年で返済する計画で出発したが、結果としては5年間でできあがった。1年、2年めまではトラブルがあり、難行したあともみえるが、3年めからはすっかり軌道にのり順調に事がすすみ、借金皆済者が続々と出てくる。そこで理紀之助は、残りの者に特別措置を講じて、これを激励して遂に5年で目的完成となったのである。特別措置とは、郷有地を無償で貸して畑作りをさせたりあるいは、休日を返上させて、特別に小作させてそこからの収穫をすべて借金返済にまわさせたり等々である。この指導中彼が最も警戒したものの一つは脱落者の防止であった。為に月に3回の会合を開き、よく話しあい納得済みで仕事をするようにし、貧窮者を扶ける一方、返

済し終えて余裕のできた者への指導に心を砕いた。他の一は、道義心の向上ということである。経済が豊かになっても道徳が低下すれば無意味であると考え、百行の基の孝道を中心に、正直によく働く者をもとめ賞揚するようつとめた。そして彼は村民を絶対的に信用する立場をとった。経済会の発足当時、「この経済会ではいろいろなことを決め、約束していく。しかし約束を守らない者がおっても罰則はつくらない。村民が約束を守らないということは、この村が亡びるということになるのだから、……」と断言している。むろん彼の綿密なそして具体的な計画と、自ら率先してやるという指導力が成功をもたらしたものであることは言うまでもないことであるが、以上、成功の因由ともいうべきことを数点あげた。

##### (ロ) 寝て居て人を起こすこと勿れ。

山田経済会の指導に成功した彼は一躍日本一の老農、すぐれた農村指導者として天下に紹介された。しかし彼は成功は村民の力によってなしとげたものであるとし、その村民が全力を出して、ひとつの事に突進していくような状態を創り出すための秘訣ともいうべきことを次のように述べている。

「・会員中常に睦じくし、たとひ過ちありとも之を悪みて罪すべからざるは勿論、必ず叱るべからず。・聊かも私の心を持つべからず。人の為にする損は損にあらず、我が為にする利は利にあらずと知るべし。・功は衆に譲るべし、決して我が一己の所見を以て方法を設くること勿れ。・我れ法を出して之に誇れば必ず行はれず。・我が艱難を人の知らざることを喜ぶべし。・会員中は皆一家一族として苦楽を共にすべし。人の苦しみを苦にし、人の楽しみを楽しまば、仮令一時随はざるものありとも、終には我が志を遂げ得べし。己れ楽しみて人を苦しめなば必ず行はれざるべし。唯言ふ。寝て居て人を起す事なかれと。」

訓言のような形で書いているが、これは自らの体験の中から生れてきたことばであり、自分への自戒のことばともよみとれる。人が人を動かし、それによってひとつの仕事をしとげていくときの心がまえが、明快に示されていることばである。

## 5. その後の山田村

### (1) 豊かな村へ

借金皆済の時点で、理紀之助は経済会の責任者の地位を退き、草木谷で貧農生活をはじめ、農家経済、農民として生きぬいていくためのきびしい道を求めていく。

以後山田経済会は村民の手によって継承され、5年単位で、2期会、3期会と続けられて行く。

各戸毎に備蓄倉を建てて備蓄米を蓄え、貯金した金で田地を買戻し、郷山に計画的に植林し、戦争勃発と共に徴兵家族の保護制度をつくり、消防組をつくり、青年の夜学を積極的に奨励するなど、次々と村の施設が充実されていく。特に周辺の村々から羨望されたのは、計画的な山林経営が実を結び、豊富な燃料が産出され、それが少なからざる財源となっていたことである。

## (2) 28年以降の山田村

上記のことからみると、充足した村がそこに現存したかのように考えられるが、必ずしもそうではなかったようである。次は、残っている資料をもとに経済会関係のできごとを年毎にまとめたものである。

明治28年 経済会について申合せを行う。

全 29年 経済会約定書をつくる。

全 32年 経済会員の現況について反省検討し、是正を約す。

全 38年 先規申合せ（経済会の）について検討を加える。

全 39年 ナメ打を行い、警察沙汰になる者が出る。

何れも経済会のあり方について問題にしたものである。28年といえば、彼が会から手をひいてから5年。即ち第3期会出発の頃で、そろそろ世代が交替しかけてきている。そしてそれから5年めになると、経済会員の現況について反省し、是正を約すという申合せをなしている資料をみると、理紀之助のきびしいまでの現状指てきがなされている。無尽にはいつている者が相当いる。何人いるか調べよ。予算をたててカマドをもつことにしているが、その予算をどうたてているか、たてている家が何軒あるか。馬喰で損した者、他村の者から借金している者、それぞれ調べて、経済会できつと追及すべしというような内容である。しかし、それでも経済会を昔のまま持続することができなく、38年には、申合せについて検討を加え改正していく。改正とは拘束をゆるめることを意味する。「経済会出席表」という資料がでてくるのも菓細工奨励会を開いているのも、28年以降である。

初心を忘れた経済会員をいかにして、ひきしめていくかという苦心のあとがありありと見える。

ところがこれに反して、年々の作様帳と肥料調査帳はずっと続けて残っている。生産向上のためには従前とおり真剣にとりくんでいた証拠であろうか。

## (3) よい村とは

そして、39年には遂に警察の手にかかる者、いわゆる犯罪者がでてしまう。ナメ打とは、山椒の葉汁と木灰を混ぜたものを川にながし、川魚をとることで、一種の毒物による漁獲法であるから禁じられていたのである。それをひそかにやった者が2名いたのである。軽微な罰金刑ですんだが、精神がそこまで弛緩してしまったのである。

よい村、村がよくなるとは、単に施設がよくなり、生産が向上し、生活が豊かになるということだけのことでないことが、上記一連の事実から考えられる。根幹になるのは協力して村を維持していこうという村民の姿勢であり、心である。その心をつくり上げていくために、さまざまに苦心している姿が、上記10年間の記事に如実にでている。

よい村にするとは、よい村にしようとする村民の心をつくり上げていくことである。これを忘れてのもしろのの仕事は、真の村づくりのためのものとは言いがたい。

## 6. 報告記事

### (1) 報告記事とはじめ

一線から退いたとはいえ、理紀之助はこのような村の姿を憂慮の目をもってみつめていた。ことに、36年の夏に後継者、老之助が病死してから、音をたてて崩れていくような経済会の状態をみて、すててはおかれなないとひそかに思っていた。

明治40年に至り、村の長老が来て、「どうかもう一度、村の指導を」と願う。昔、彼と共に借金返済の時に苦勞した同志の一人である。そこで彼は再び、村の指導にのり出すことにする。その時の状況を次のように書きとめている。

「……一体経済会の不振は十八年、五千金の負債返済に勉強節儉したるをわすれ、第一に禁候無尽に加入、馬喰等致候も、まま有之候、畢竟其困窮をわすれ候よりの原因と、又一同村を思ふもの無之候が本に有之候に付、本日にして村を思ふ念を起さしむるが、最第一の急務也。

これをするに如何なる方法を実施して相応なるや。承りたし、といひしに一同何時までも無言なり。然らば我其方法を可講に付、実施上、するやせざるや。皆、方法さへたてくれなば、これをなさんといふ。就て予言ふ。毎日巡番にて一朝づつ我らに面を見せるに可参。即ち二十軒にして毎朝とすれば、二ヶ月六十日に三回也。此三回、一寸隠居に参候へば夫にて事足候間、右承知あるべきやと相尋候処、一同承諾致しそれを実施致候。是は一廻り二十日間に何事によらず、村内又は一身に就ても、よろしからずとおもひ候事を予に告知する也。万一他の身上なる時は、急なれば急にすべし。不急の事は被告、番に参候節、忠告すべきに付、他人を恨まず、もしなき事ならば予告とおもひ注意すべき事故に、告知人名は不言不知也言々と。

村民に村のこと、隣人のことに関心を持たせようという発想からの提案である。規則や約束ごとを中心に申合せをくりかえしてきたこれまでのやり方から、がらりと方向を変えた村づくりの方策である。もともと彼は規則をつくり、それで人の行動を規制することはあまり快しとしていなかったようである。彼ののこしたことばの中に、「規則を以て人を殺し犯罪を以て人を助く」とか「法網に洩るる目あれども、誠実には洩るる目なし。義士の連判帳には細則なし。定款、業務、景況を同ふものは実行せざるものなり。……」というのがある。今、乱れてきた村をたちなおらせるにあたって、上記のような策を提案したのは、単なる思いつきからではない。彼の信念、深い人間洞察の上から生れた思想からでてきたものである。

## (2) 回告記事

理紀之助は、半紙4半分大の帳面をつくって、「回告記事」と名づける。そして、毎朝一人づつ面を見せにくる人の告知したことを記録しておく。

馬洗場がこわれているから修理しなければいけないということ。山めぐりの道路の手入れをした方がよいということ。堤をまだとめていないから早くとめるようにした方がよいと思つているということ。村山の枯木をそのままにしておいているので、適当に処分した方がよいではないかという事、橋がくさされてきているので修理した方がよいと思つるが……等々の事が、ひとつひとつ記録されていく。これらのことは、経済会の折に協議題として提示し、村民全体の問題として協議して解決していくよう

にする。また、××がひそかに無尽にはいつているようだとか、××が馬喰をやつて損をしたとかという告知はその本人がきたとき、それとなく注意してやる。

このようなことのくりかえしによって、村民が村そのものに心をくばり、隣人を思い、自分も山田の村の一人であることの自覚を深めていく。この自覚はそのまま、村民の連帯意識につながっていく。施設設備や、行事よりも、日常生活の中でこのような心をやしなっていくことが、村づくりの土台であり、村づくりそのものであると理紀之助は考えていたものらしい。

この記録は、明治45年までのものが残っている。45年の8月から、彼は村を離れなければいけない事態になったから、おそらく、45年までで打切つたものであろう。尚、回告記事は、その年によって「かほ見草」ともかかされている。彼らしい命名である。

7 村づくりとは、

石川理紀之助は、衰頹した村を救済した。すばらしい業績である。が、それをそのまま村づくりといつていいのだろうか。経済会二期会、三期会では先進的な村の経営をし豊かさを築いていった。しかしこれまた村づくりに成功したとはいえない。しからば村づくりとは何か。

そこの住民が、村のことに常に関心をもち、自分もこの村の一人であることを自覚し、より豊かな村、より住みよい村を求め続けていく姿の中に、村づくりというものがあるのではないだろうか。だから村づくりの指導者とは、住民に常にそのような緊張感をもたせ続けていく人、即ち、石川理紀之助のように、村民と共に生き、ともすれば崩れ、脱落していこうとする村民の心を支えていける人を言うのではないだろうか。

明治38年、彼、61才の時、遺言のような形で、村民の守るべきことがらを38ヶ条の訓言にしてかき、その最後に「此事一身に行はざれば身修まらず、一家に行はざれば、家衰へ、一村に行はざれば村乱る。慎むべし慎むべし。」とかいて、屏風にしてのこしている。が、これを書いた彼自身、村民がいつまでこの訓言を守り、自分のことを思い出して、山田の農民として生きていってくれると考えていたであろうか。人の心は弱く、低きにくずれやすいことは、彼が一番よく知っていた。そして、とうとうとおしよせてくる華美軽薄の風潮に流されつつある現状をも、はっきりとみとめていた。とすれば



彼の考えている村づくりとは、見はてぬ夢を追うものであり、その夢をまじめに追いつづける者こそ真の村づくりをする者であるということになる。

石川理紀之助は、この夢をもとめ、村民にもこの夢をもたせ、共に歩み続けた人物である——と言えばあやまりであろうか。

### 付 石川理紀之助略年譜

本稿の“はじめに”と“石川理紀之助の横顔”に石川理紀之助の概略をかいたが、部分的な記述であって、意を尽していない。よって次に略年譜をかかげ、中から村づくりに直接的に関係のある二三を抜出して若干の解説を加えていくことにする。

#### ① 適産調

「町村是を定め、現今の町村の衰頹を回復せしめ、将来の維持方法を設け、且つ其の実行の順序を確定せんた

#### 石川理紀之助翁 略年譜

年	年令	事 項	年	年令	事 項	
弘化 2	1	誕生。秋田郡小泉村・父・奈良周喜治（三男）	”	24	47	地価修正反対運動委員として上京。東条技師について県内の土壌調査をする。
嘉永 6	9	手習師匠について学ぶ。	”	27	50	第一回農事大会に出席。有功章をうける。
安政 1	10	寺小屋にはいる。	”	28	51	北白川宮殿下の命により、九州各県を巡講。農会をつくり、郡農会長、県農会長となる。
” 2	11	寺小屋をやめる。菅江真澄の墓に詣でる。	”	29	52	山形の奥羽農事大会に出席。四国各県、千葉県を巡講。
” 5	14	奈良喜兵衛に若勢奉公する。	①”	31	54	適産調をはじめめる。凶作に苦しむ農民救済のための巡回。草木谷山居焼失。
万延 1	16	蓮阿上人について和歌を学ぶ。	②”	35	58	同志7名と共に宮崎県に行き、前田正名の開拓事業に協力して谷頭部落の指導にあたる。適産調終了。
文久 3	19	主家を脱し、川連村に至り、後藤いつ女にあう。	”	36	59	あとつぎ、老之助病死。
慶応 1	21	山田村石川長十郎の婿養子となる。	”	38	61	還歴を機に棺をつくり、墓石を用意する。
” 3	23	農業耕作会をつくる。	”	43	66	部落民、木像をつくって神社に納める。県産米検査部長となる。
明治 2	25	肝煎後見役となる。	”	44	67	元木実習場をつくる。
” 3	26	第一大区第四小区仮副長となる。	”	45	68	乾田適地調査を行う。
” 5	28	秋田県租税課に出仕する。	③	2	69	強首村九升田部落の救済に着手す。宮城県巡講。秋には青森地方の凶作地視察巡講。
” 9	32	地租改正委員となって活躍。勸業義会に加入する。	”	3	70	角間川町木内・布晒部落の指導にとりかかる。夫人スワ子病没。
” 10	33	内国勸業博覧会へ用務をおびて上京。途中各県の農業視察。勸業義会第一枝会をつくる。	”	4	71	九升田部落指導第一期完了。9月8日、永眠。
” 11	34	腐米改良事業に着手する。種苗交換会をはじめめる。				
” 12	35	四老農を勸業御用掛りに推挙する。				
” 13	36	歴観農話連をつくる。				
” 16	39	官職をやめて、農家経済の道を教えるために村に帰る。				
” 18	41	山田村経済会をつくり、救済指導をはじめめる。				
” 20	43	長男民之助家出。尋ねて千島にわたり、遺骨を持ち帰る。				
” 21	44	農商務省で山田経済会の実績について講話する。				
” 22	45	山田部落救済第一期の目標完遂。草木谷に山居する。				

めの本源を探知し、<sup>特</sup>各自をして農家の本分を尽さしむるよう公共心を養い、又町村経済の基礎を鞏固にし、以て自治制の完全を得せしむるにあり」という目的で、南秋田郡を中心に、2県8郡49ヶ町村にわたっての、実地調査である。その調書730冊は現存。上述の目的はくどい感がするが、単的にいえば、山田村のような形の村づくりを理想としての調査である。とすれば、そこに当然要求されるのは、その村の指導者そのものである。理紀之助は、この適産調の事業施行中においてその指導者を養成すべく努力している。その指導者とは、私を省みず、他人の苦しみをわが苦しみとし、困苦欠乏に耐えて公共のために尽す人物であるとしている。

尚、この適産調については、かながわ論叢13（神奈川県大学経済学会）の研究論文が参考になる。

## ② 谷頭部落指導

現在の宮崎県都市内。35年4月から10月までの6ヶ月間、ここに滞留し指導する。詳細は、九州農家経済その他の記録にのこっているが、彼は数々の記録にはあえてふれないで、その青少年の指導の状態を詳述した“きりしま山”という小冊子を刊行して知人にくばっている。6ヶ月の間に、青少年をどう指導し、それによって、村民がどのように変っていったか——即ち、彼の心をどう理解していったかという事実をかいたものである。村の指導でなく、人の指導を中心にしてかいたものといってよい。村づくりは、人づくりである、という彼の考えが如実にわかる。

村づくりのものは、祖先の心を忘れずに励むことにあるという考えで、彼が村民と共に建ててきた記念の碑、島うつりの碑は、現在も都市内にある。

## ③ 九升田部落救済

現在の秋田県仙北郡西仙北町強首九升田。明治18年頃は、まだ豊かな村として、100町歩の耕地を保有していたが、僅か20年間に、すべてが他町村地主の所有

となり、村民は自暴自棄、耕作に専念せず、小作米は納めず、その日その日の生活を日手間で過していた。地主はまた、小作米をとりあげることのみに専念し、県の更生指導も、事業をおこし金を与えることを中心としたもので何れも失敗、その疲弊衰頹は目をおおうものがあった。そこへ理紀之助は、村民と郡長の要望によって救済指導にのりこむ。3年の間にメドをつけることにして指導開始。彼はここでは、まず村民が失ってしまった農民だましいをとりもどすべく、早起き就業の指導を中心にしてやる。早くおきて働き、少しの収入でも大事にし、宅地内の荒地に畑をつくらせ野菜を自給、米を無利息で貸し与えて、稲作に精を出させるようにした。そして、まじめに働けば生活ができるものであるということ村民に実感として与えることにつとめた。むろん自らは、その村の極貧の農民の生活をしながら——。

かくして3年、一応の成果は収めた。しかし、彼の気がかりなのは「村民の心」そのものである。今、私がいてこのようにやっているからいいが——私がいなくなったあとはどうなるであろうか。

老の身の腰の病のそれよりもあとを思えば立たれざりけりと。その時の詠である。しかし、すべては、村民の自覚にまつより外はない。“何事も九升田の諸氏に待つ”の書をのこして、ここを去る。そしてその年の9月8日に逝く。

## 参 考 文 献

- 1) 山田村経済会成績（石川理紀之助著）
- 2) 山田経済新法記事（全 上 ）
- 3) きりしま山 （全 上 ）
- 4) 九升田一二三年記（全 上 ）
- 5) 農道要典 （三ツ井報恩会著）
- 6) 山田経済会その指導者（川上富三著）
- 7) 石川理紀之助の生涯 （全 上 ）

# 現代の村づくりと問題点

佐藤 守\*

A Historical Approach to the Problems of Modern Rural Communities

Mamoru Sato

目次	Contents
1. はじめに	1. Foreword
2. 秋田県における村づくりの事例	2. The Cases of a Historical Approach to the Problems of Modern Rural Communities in Akita Prefecture
3. おわりに	3. Conclusion

## Abstract

The problems of the modern rural communities have been studied mainly with their present state in mind without the endorsement of historical approaches. The best result, however, cannot be hoped for without taking into consideration the process of the change of the rural communities from the Meiji era to the present time. In this paper I have examined how the villages in the feudal times have been reorganized into modern communities.

It has been the consistent policy of the Japanese Government since the Meiji era to deny officially the feudal systems of villages (mura). Actually, however, the idea of old rural communities has persisted under varying forms as the substructure of modern municipal government or as the social matrix of the organization of various kinds of small groups. Therefore the study of the systems of the old feudal villages is essential to the organization of the modern rural communities. The recent reappraisals of the feudal villages bear witness to the reality of the structure.

In this report I have analyzed the three cases of Ohta Town in Senpoku District as a plain rural community, Tateai Village of Higashi-Yuri District as a mountain village, and Manaka Area in Odate City as a suburban rural community, in Akita Prefecture, Japan.

First in Ohta Town, in the process of organizing the modern rural communities, the feudal villages have been retained as mini-communities, and the primary school district consisting of the old villages reorganized covers the first zone of life, while the secondary school district, which has united the several primary school districts, is reformed as the second zone of life. The planning of the modern reorganization of the rural communities had such social stratification in perspective and reflects the long history of the reorganization of the feudal villages from the Meiji era to the present time.

Secondly the Mutual Aid Group (Kyosai-dan) at Tateai village of Higashi-Yuri Town is another example of the feudal village organization, which amalgamates the age ladder groups involving young group, adult managing agency of the com- group and old group. The Mutual Aid Group has played the role of a munal commonage.

Lastly the primary school consolidation at Manaka Area in Odate City has been planned and carried out by making use of the old headman groups of the feudal rural organization. But the conflicts of consciousness between the old headman groups and the young parent groups have at last dissolved the old rural communities had then the strife arose about the school consolidation. The loss of the sense of solidarity which has combined the people in old rural communities has come up to the surface as the strife between young and old and broke up the traditional assembly of the rural commonage. The tempo of the urbanization has accelerated the changes in the villages.

Thus the traditional rural communities have been reorganized and are going to be disorganized through the impact of the modernization though with slower speed in the order respectively of suburban, plain and mountain rural communities.

---

\* 秋田大学教育学部 Akita University

# 現代の村づくりと問題点

佐藤 守

## 1. はじめに

現代の村づくりを検討しようとするとき、ムラ（村落共同体）の問題を抜きにして考えることは出来ない。勿論、明治期に入ってムラは学制（明治5年）、市制町村制（明治22年）の施行をはじめ、明治末期以降の部落有林野の統一策、氏神の統合策、更には行政村を中心とする青年団、消防団の組織化等によって解体再編成されてきた。戦後においてもムラは一貫して否定されてきたといえる。憲法、教育基本法の本質である個人の尊厳は、村八分を内在するムラの共同体精神とは対立するからである。そして農地改革、町村合併、地域開発等の戦後史における一連の動きは、ムラに徹底的な打撃を与えたかにみえた。農山漁村に急激な経済的合理性が浸透し、農村近代化論が台頭していった。そこでは、思想的には個人主義的な近代的市民の形成が目指されていたといえよう。

このように明治以降、今日に至るまでムラは形式的には否定され続けてきたが、しかし、実質的には肯定されてきた側面がある。第2次世界大戦中における部落会、隣保組織の強化策、戦中戦後における米の供出、耕地の基盤整備事業、最近における米の生産調整（減反策）等を取りあげてみても、市町村当局や農協が、その下部機構としてムラを利用することによって、諸施策を効果的に遂行することが出来たのである。更には住民運動、共同化集団、集落再編成、コミュニティづくり、学校統合、紛争等も、ムラを社会的基盤にして発生している。ムラは形を変えながら生き続けているのである。

いま、戦後の農村研究を<sup>1)</sup>かいつまんでまとめてみると、およそ次のようになるであろう。まず第1に、ほぼ昭和25年頃までは、農村における「前近代性」や「封建遺制」の存在形態や農地改革の影響が中枢的な問題状況を構成していたことを反映して、自然村論、村落共同体論、地主

制論等が大勢を占めた。第2に、昭和25年から30年ごろまでで、いわゆる戦後日本資本主義の復活強化に対応して農民層の階層分解が進行し、ついで町村合併をはじめとする地域社会の再編成が意識的にとりあげられていく。この時期には、農民層分解論、地方行政論、更には地域社会構造論へとすすんでいくことになる。第3には、昭和30年前半から後半にかけて、地域開発が進行していくにつれて、地域格差や地域組織の再編成が問題としてクローズ・アップし、共同化集団、農協、その他の機能集団の分析がなされていった。第4は昭和30年代後半から40年代前半までで、高度経済成長策の深まりとともに、過密過疎問題、公害問題が深刻化してくる。ここでは、出稼ぎ、過疎問題、近郊農村の問題、住民運動等を中心とする農民層分解論が研究の主題となっていた。最後に、昭和40年代後半以降、石油ショックを契機とする政策の大転換を余儀なくされて、住民運動の頻発や生活の質への関心が高まり、地域社会の問題が再びクローズ・アップされてきた。村づくり、コミュニティづくり、ムラ見直し論が意識的に展開されて今日に至っている。この報告では、以上のような戦後の農村研究の系譜をふまえて、現代の村づくりにおけるムラの位置づけを、平場農村、山村、近郊農村の三つの事例を中心に<sup>2)</sup>して実証的に検討していくことにしよう。

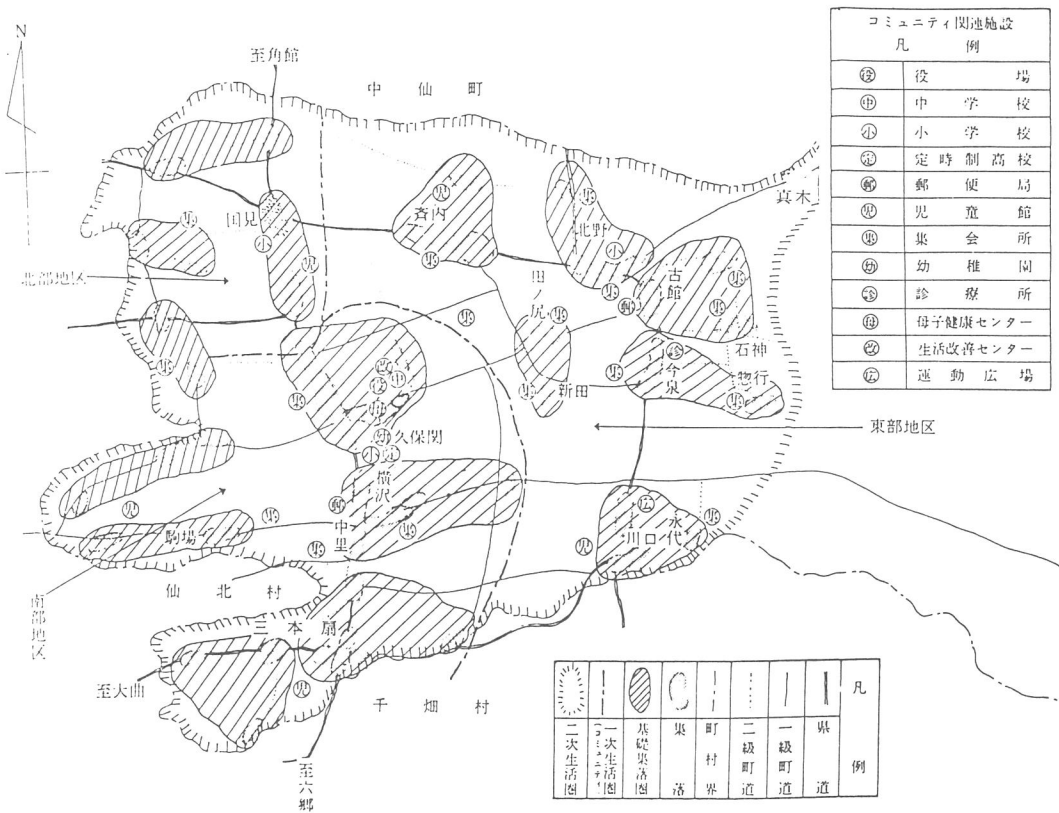
## 2. 秋田県における村づくりの事例

### (1) 仙北郡太田町の事例（平場農村）<sup>2)</sup>

#### 1) 地域構造

太田町のコミュニティ計画は各小学校校区を東部、南部、北部の3地区として区分し、昭和47年に東部地区、48年に南部地区がそれぞれ「農村地域」として国のモデル地区の指定をうけ、続いて北部地区が秋田県単独のモデル地区として指定をうけて実施されてきた。このコミュニティ計画における地域構成は、基礎集落圏、1次生活

図1 太田町コミュニティ地区配置図



図, 2次生活圏から成り立っている。基礎集落圏は幼児、老人の行動圏域として16地域が想定され、1次生活圏は小学校への通学、日用品の買物等、日常行動圏域としての交通体系との関連から東部、南部、北部の3地区を設定する。2次生活圏は中学校区とオーバーラップし、町民の日常行動圏域として全町1地区とする(図1参照)。

2) ムラの再編成

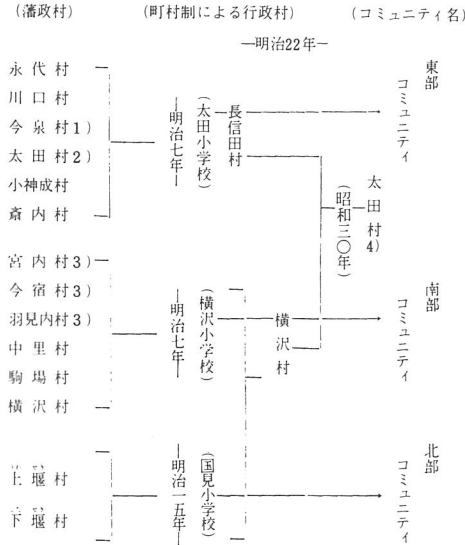
明治22年の町村制の施行によって、藩政村(ムラ)であった永代村ほか5カ村は長信田村として、更に宮内村ほか7カ村は横沢村として創設された。すでに明治7年、長信田村を学区とする太田小学校、横沢村を学区とする横沢小学校が創設されていたし、明治15年、上堰、下堰両村を学区とする国見小学校が創設された。昭和30年、長信田、横沢両村は町村合併促進法にもとづいて合併し、太田村を創設、同44年には町制を施行して今日に至っている(図2参照)。以上の行政的再編成からもわかるように、太田町の歴史的系譜は、藩政村→学区→町村制による旧村の創設→町村合併による太田村の創

設→町制施行→コミュニティ計画という軌跡をたどっている。そして、図式的に言えば、藩政村(ムラ)は基礎集落圏(ミニ・コミュニティ)に対応し、1次生活圏は明治の藩政村連合体としての学区に対応している。即ち、東部コミュニティは太田小学校通学区、南部コミュニティは横沢小学校通学区、北部コミュニティは国見小学校通学区にそれぞれ対応している。最後に2次生活圏は旧村連合体としての太田町に対応している。このように、ムラを基礎集落圏として、そのうえに、1次、2次生活圏を重畳させているのが太田町コミュニティ計画の基本である。それ故、この村づくりにおいては、ムラを抜きにしては考えることが出来ないといえよう。

3) ムラ(部落)組織

太田村創設以前の長信田、横沢両村は、ともにムラ(部落イコール藩政村)単位に区長をおき、更にそれぞれのムラの中に部落協議員として伍長数名を置いて部落の代議権を執行するのが一般的形態であった。それぞれの区長は部落住民の推せんに基づいて、村長が村会に提案

図2 太田町の行政的再編成



- 注：1) 明治12年1月17日今泉村は東今泉村と改称。  
 2) 太田村の集落は惣行、石神、長田湯田、金井伝、真木、築地古館、新田である。なお、新興は第1田沢疎水（昭和12～37年）による開拓地である。  
 3) 明治10年2月9日、宮内、今宿、羽見内の三村が合併して三本厨村となる。  
 4) 昭和44年4月1日町制施行。

して議決、任命するというものであった。このような村会の議決を要する区長は、長信田村の場合、永代ほか5部落、横沢村の場合、横沢ほか5部落、その他上堰、下堰の合計12部落を数えることができる。この部落は、いうまでもなく藩政村の延長線上にあるムラの系譜をもっているのである。

いま、一例として、小神成部落規定覚書（大正10年2月20日現在）にもとづいて、部落組織とその機能を見ると、凡そ次のとおりである（部落戸数は48戸である）。

(a) 組織：区長、副区長各1名、区長は部落協議会の議長となる。部落協議会議員として、6戸に1名宛の伍長8名を置き、部落住民の代議権を執行する。伍長は数戸からなる隣保組織の互選により、任期は3年である。部落総戸数参加による総会は毎年2月末日とする。

(b) 機能：部落有財産の管理運営、部落協議費の各戸割当、徴収、秣刈取日時、方法の決定、村八分の執行等があげられる。

以上の小神成部落の組織と機能とを一瞥してもわかるように、部落協議会という名称のもとにムラ（藩政村）

が根強く残存していることが知られる。しかし、いうまでもなく、藩政村がそのままの形で残っているということではなく、歴史的に多様な形で再編成されてきた。まず、部落有林野の統一は、長信田村の場合、大正7年から15年に至る、およそ9カ年間にわたって行なわれ、443町7反2畝15歩の林野が村有に帰属することになった。他方、横沢村における部落有林野の統一は大正13年に行われ、24町2畝の林野が村有に帰属した。これら部落有林野の統一策においては、従来の慣行に基づく部落民の毛の上の権利（地上権）のすべてが認められている。しかし、この統一によって、土地の売買、移動、分収契約等、すべてにわたって部落民の自由裁量は認められず、村行政の掣肘をうけていくことになる。

また、大正7年から9年にわたって、長信田村川口部落が横沢村中里部落を相手どって、「入会権消滅確認訴訟」をおこしている。最終的には、この裁判は仙台控訴院で結審し、川口部落の勝訴となり、中里部落の従来慣行であった入会権は消滅することになった。このような1,2の事例をみても、国家権力の側からムラは絶えず否定されてきたといえる。

#### 4) 農地改革と開田事業

戦後の農地改革によって買収された農地は、横沢村の場合、457.7ヘクタール、長信田村の場合、175.4ヘクタールにのぼった。加えて、第1次田沢疎水開田事業（昭和12～37年）、および第2次田沢疎水開田事業によって広大な入会林野が開田され、各部落が伝統的に慣行として村有地に保有していた地上権の大部分が消滅していくことになった。第1次田沢疎水開田事業による開墾総面積は、田地2,343.3ヘクタール、畑地188.1ヘクタール、合計2,531.4ヘクタールにのぼる広大な面積であり、入植戸数は368戸、増反戸数は関係町村5,154戸にのぼっている。更に第2次田沢疎水開田事業によって、昭和43年から44年にかけて328ヘクタールの田地に水稲作が行われた。この結果、太田町に1戸当たりの平均耕作面積は1.7ヘクタールとなって、秋田県平均農家1戸当たり1.2ヘクタールの耕作面積を大きくうわまわり、大潟村につぐ県内第2位の耕作面積を保有することになっている。このような事情から、太田町はいわば開拓村の性格を帯びているといえるのである。

#### 5) コミュニティづくり

(a) 村落におけるコミュニティ環境施設

部落有林野の統一、2次にわたる田沢疎水開田事業等は、ムラの解体再編成に拍車をかけることになった。しかし、多くの村落に設置されたコミュニティ環境施設はムラの構造と機能を今日的段階で再編成している。次にその2,3の事例を紹介しておくことにしよう。

○ 川口児童館（昭和43年設置、設置主体は太田町）  
同児童館の建築費は国庫補助160万円、川口部落支出分は275万円である。川口部落支出分は分収林の処分によってまかなわれた。この児童館では、3,4才児を収容する幼児学級を開設している。開設時間は農閑期において午前8時半から午後3時まで、農繁期においては午前6時半から午後6時までである。川口児童館の実質的な管理主体となっている川口部落会（昭和50年現在120世帯加入）についておおまかに紹介すると次のようである。

まず、部落組織としての執行部は総代1名、副総代2名、4つの小部落から2名ずつ互選された理事8名、および監事1名から成っている。総務部、河川部、共有財産係の諸係は、それぞれの理事が分担する。

次に同部落会の機能についてみると、氏神・神明社の祭典（8月14日）、盆踊り（8月14、15の両日）、運動会（9月中旬）等を執行すること、婦人会、青年会、老人クラブへの補助金交付、児童館降雪人夫賃の支出等があげられる。このほかに、川口共和組合（76世帯加入）が共有林3町8反歩の管理運営に当たっている。この共和組合は川口部落の中核体として位置づけられ、藩政期以来のムラの再編成されたものであり、その後の分家や流入世帯がこの周辺に位置づけられている。

○ 上小神成会館（昭和39年設置、管理主体は小神成部落）。田ノ尻生活改善センター（昭和37年、管理主体は小神成部落田ノ尻）。

上小神成会館の建築費126万円は小神成部落の分収林からの収益によってまかない、備品費20万3千円は各世帯に所得割、戸数割によって徴収した。次に田ノ尻生活改善センターの建築費120万円は新農村建築事業による補助金60万円、田ノ尻部落の分収林収益60万円を加えてまかなった。

小神成部落は田ノ尻、北小神成、南小神成の三つの小部落から構成され、昭和50年現在で106世帯を数える

ことができる。同部落役員は、区長、副区長それぞれ1名、評議員13名、会計1名、監事2名から成っている。

田ノ尻生活改善センター運営委員会は、田ノ尻部落から選出された評議員5名によって組織され、上小神成会館運営委員会は北小神成、南小神成両部落から選出された評議員8名によって組織され、それぞれの施設を管理運営している。その他の部落内の諸行事は、前述の川口部落会の事例とほとんど同様であると言ってよい。更に小神成部落内には大正期の部落有林野の統一の際に払い下げた47人持山3町歩、79人持山7畝15歩（植林済み）、84人持山3町歩があって、それぞれ植林組合をつくって管理している。

このように、伝統的なムラはその形を変えながら残存しているといえる。即ち、ムラそのものの経済的基盤である入会林野は開田によってその面積は大巾に減少したにしても、いまだ完全に消失したとはいえず、植林組合という形態をとって残存している。更に部落会館や生活改善センターはムラの分収林の収益によってその一部がまかなわれ、それらの施設を中心にして分家や新入者をまとめていこうとするものようである。そこには、今日の状況においてムラの再生がみられるといえよう。

○ その他の事例

昭和43年建設の上堰児童館、昭和45年建設の上南集会所、昭和41年設置の横沢会館、昭和36年建設の横沢東部集会所等、数多くの施設が部落（ムラ）単位に建設されてきた。これらの施設づくりは、当初、それぞれの村落における分収林や部落有財産の処分によるものであった。そして、たとえ、国や県の各種補助金交付によるものであったにしても、それらの施設の管理運営の主体は、それぞれの部落であることにかわりがない。形式的には新しい会館やセンターという名称をとっているにしても、実質的には伝統的なムラの系譜をひく部落が息づいている。このような実態のもとに、太田町のコミュニティづくりにおいては、部落（ムラ）をミニ・コミュニティ（基礎集落圏）として位置づけたいこうとする構想が生れてきたものと考えられる。このミニ・コミュニティを土台にして、小学校単位の1次生活圏、中学校区単位の2次生活圏の構想が可能になっていく。

(b) コミュニティの組織

太田町におけるコミュニティづくりは、昭和41年、

「子どもをどう育てるか」という課題から、学校教育、社会教育合同研究会（「学社合同研究会」と略称）を発足させたことから始まる。学社合同研究会の目的は、まず第1に、子どもの健全育成をはかるために、両親、学校、子どもをとりまく地域住民自身がどうあるべきかの研究、第2に、教育関係者、教育関係団体の相互理解、第3に、子どもの健全育成をはかるための実践活動、第4に、実践活動を進める過程で一般行政や農業団体等との連携を深め、新しい町づくりへの参加を求めていくことであった。

以上の目的を達成するために、学社合同研究会は中央組織（2次生活圏）、地区組織（1次生活圏）、部落組織（基礎生活圏）の重層構造をもって組織されている。

まず中央組織では町全体の望ましい方向を企画し決定する。中学校、中央公民館、老人憩いの家、図書館、青少年の家、郷土資料館、町民体育館、総合開発センター等の広域的施設の整備充実をはかっていくこととする。

次に地区組織では東部、南部、北部の3地区における小学校区単位毎に、話し合い学習、実践活動の検討会、もろもろの地区活動が行われていく。ここでは地区公民館、小学校、戸主会、PTA、老人クラブ、親の会、婦人会、若妻会、青年会、グループ・サークル、子ども会等の関係者で地区組織が構成されている。そして、幼稚園、保育所、小学校、地区公民館、町民公園、運動広場、プールなどの地域的施設の整備充実をはかっていくことが目指される。

最後に部落組織においては、新しいコミュニティを形成するための連帯性をはかっていく諸活動の中に、子どもの健全育成をはかる諸計画を組み入れ、課題解決のための日常学習の機会をつくるとともに、新しい部落づくりに向けた実践活動の具体的な企画を目指す。更に児童館、児童遊園地、集会所、レクリエーション広場などの近隣施設の整備をはかっていく。

以上の太田町におけるコミュニティづくりの紹介によってもわかるように、原則的にはミニ・コミュニティはムラ（藩政村）に対応し、地区組織（1次生活圏）は明治22年施行の町村制による旧村（長信田村、横沢村）に対応し、中央組織（2次生活圏）は町村合併後の太田町に対応している。このように、ムラを底辺にして、そのうえに重層構造をになっているのが、太田町のコミュニ

ティづくりの基本であると言ってよい。伝統的なムラの結合のかなめは入会林野であったが、今日ではそれは諸施設に変わっている。明治以降、幾多の変遷を経ながらも、現代の村づくりの中にムラが根強く生き続けているし、そのことによって、現代の村づくりが可能であるといえるのである。

## (2) 由利郡東由利町の事例（山村）<sup>3)</sup>

この事例は、町行政が計画的に村づくりをすすめているものではない。今日の東由利町の一部として包摂されているムラ・館合村（藩政村）が、明治以降、今日に至る行政の変遷に対応して、どのように再編成されてきたかに焦点をあてて概括することにする。この事例においては、特に入会林野の在り方がムラの構造や機能を左右していくことがみられる。

### 1) 行政的再編成

東由利町は、昭和30年、玉米村と下郷村とを合併して、当初、東由利村として発足し、昭和49年、町制を施して今日に至っている（図3参照）。館合村が所属していた玉米村は、明治22年、館合、田代、黒淵の3カ村を合併して創設されたものである。図3からもわかるように、館合村は藩政村であることが明らかである。

### 2) 氏神祭典組織

館合部落には、図4のように氏神・大物忌神社の祭典組織が組織されている。祭典執行機関の仁、義、礼、智、

図3 行政上の変遷（東由利町）

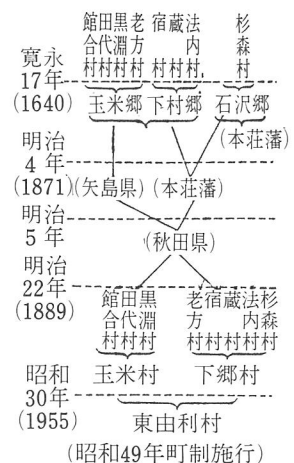
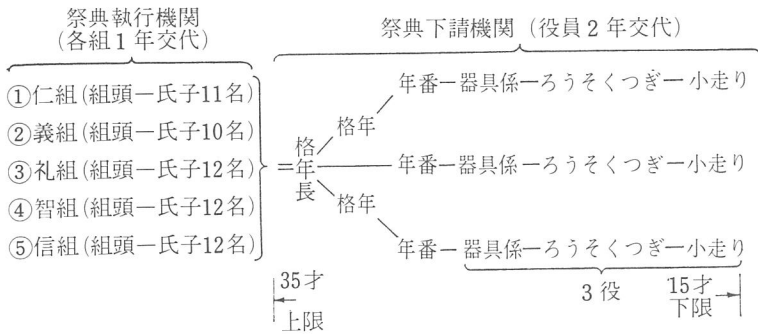




図4 大物忌神社祭典組織



信の5組は、隣保組織でもあると同時に、そのままムラ組織でもある。祭典下請機関である小走り、ろうそくつぎ、器具係、年番、格年の諸役は、<sup>(注1)</sup>ムラ組織でもある祭典執行機関の指示にもとづいて祭典執行のための下請け仕事に奔走するものである。

以上の大物忌神社の祭典組織からも理解されるように、祭典執行機関は壮年組ないし中老組であり、祭典下請機関は若者組であることが明らかである。いわば、この祭典組織の中に若者組、中老組という年齢階梯集団が投影されているといえよう。それ故、祭典執行機関の5つの組頭は、そのまま、ムラの入会林野の管理主体であり、若者組はその下請けの実業団であった。若者組は、祭典行事の下請けにとどまらず、消防、道普請、入会採草地の山焼き、入会林の植林、下刈りというような、広範なムラ仕事の労働力として動員されていったのである。しかし、大正期以降、玉米村における村有林野行政の変遷に対応して、若者組は次第に入会林野の管理主体への傾斜を濃厚にしていくことになった。

3) 村有林野行政

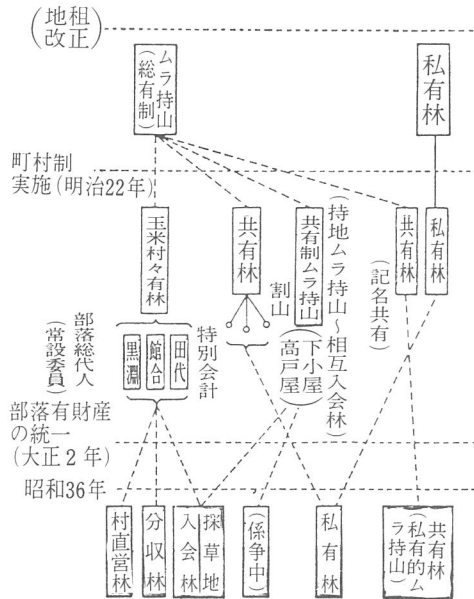
第I期：部落有財産の統一とムラの抵抗（大正2年から昭和12年まで）

明治22年、玉米村の創設以来、行政村はムラの寄合世帯として運営され、各ムラ（部落）は特別会計を設けて入会林野の実質的な管理運営に当たってきた（図5

参照）。大正2年8月8日、村議会において、「部落有林野及耕地等統一整理ノ件」が可決されて、伝統的な総有制のムラ持山の所有権は村有に移管されることになった。しかし、その所有権は玉米村に帰属しながらも、その管理経営の実質的主体はムラに属していた。この時点以降、若者組の中にムラの支配層が顧問として入り込み、

このことを媒介にして彼らは村会議員として村政になだれ込むことによって入会権の実質的な解体を阻止していくことになった。この部落有林野の統一を契機にして、祭典下請機関の若者組は名称を変更して「若者共済団」となり、入会権解体阻止の前衛として位置づけられて

図5 林野所有形態の変遷  
(由利郡旧玉米村の場合)



(注1) 諸役の役割分担は次のとおりである。「小走り」は諸連絡、小間づかい。「ろうそくつぎ」は各種祭典の折に、神社の灯籠、提灯にろうそくをとす。「器具係」は祭典時における宴会用膳碗、盃等の食器類、灯籠、提灯、大鼓、余興用舞台板等の管理に当たる。「年番」は神主への連絡、田舎相撲、田舎歌舞伎、花火等の余興、行事のための交渉に当たり、更にそれらの事務的管理をする。「格年」は一切の事務の統轄、ならびに他の役職の指揮監督に当たる。

いった。

第Ⅱ期：村行政の確立と近代的施業案の作成（昭和12年から昭和23、24年ごろまで）

昭和12年2月、村有林野管理区分案が作成された。このことは村行政体制の確立と相俟って、国が近代的な林野施業をとおしてムラ体制を崩壊させていこうとしたことを意味する。この時点で村行政とムラ組織である若者共済団との対立拮抗が認められるが、しかし、日支事変、第2次世界大戦の影響と行政村における事務能力の弱さが同管理区分案をデスク・プランに終らせることになったのである。

第Ⅲ期：旧慣の抑圧と施業案実施計画の作成（昭和24年ごろから昭和35年まで）

昭和24年ごろから、玉米村は村有林野分収林条項を制定して、旧来の入会慣行を抑圧していこうとする。その目的は、「村有林野の荒廃を防止し、森林資源の育成を計り村財政に寄与」することにあるが、あわせて、「部落民の薪炭材、公用材に供し、かつ公共福祉に資する」ことにある。その収益分収率は針葉樹の場合、村が30%、部落が70%、広葉樹については村40%、部落60%と、伝統的にはムラが100%の収益であったことからすれば、ムラの収益分の著しい減少を来たすことになった。加えて、「村長の承認を受けないでなした規約の変更及びその他の決議によって村に対抗することが出来ない」という掣肘が加えられる。また林野の詳細な実態調査に基づいた施業実施計画が策定されていった。以上の分収林条項、並びに実施計画は、昭和30年の町村合併時に、村有林野を玉米財産区に設定することによ

て東由利村に引きつがれていくことになった。

第Ⅳ期：旧慣への逆行（昭和36年以降）

玉米村と合併した下郷村の各部落においては、大正期の部落有林野統一前後に「ムラ持山」を記名共有にして私有林化していったものが大部分であったが、その実質的な利用形態は依然として入り合いが多い。しかし、それはすでに私有林であるので、その処分は村行政の規制をうけることなく、各部落の自由にゆだねられる。それに対して、玉米村における入会林野は、村有林野であることによって、すべて村行政の掣肘をうけることになる。

このような旧下郷村における私有的入会林野に対抗して、旧玉米村はその財産区の相当部分を入会林野として設定する。<sup>4)</sup>この入会林野制度は地租分5%を村に納入するだけで、それ以外の処分は各ムラの自由にまかせられるという形態をとり、それは明治期における入会林野の慣行を踏襲するものであった。表1にみられるように、旧玉米村と旧下郷村の村有林野面積を比較すれば圧倒的に旧玉米村の場合が多く、そのうちでも館合部落の場合には東由利町全体のおよそ3分の1の林野を保有している。そのうち、入会林は126ヘクタール、採草地469ヘクタール、官行造林地300ヘクタールを越えている。ここで、若者共済団は入会林野の権利確保の主体と化し、次の共済団の時代に移っていくことになるのである。

#### 4) ムラ組織

昭和30年の町村合併を契機として村有林野を財産区に設定し、更に同36年に入会林を創設したことは、明治後期以降続いてきた入会林野の統一をくいとめて、明治22年以前のムラ持山にまで逆行させていったことを

表1 東由利村大字別村有林野管理区分（昭和36年3月）

大字別		区分		直営林	分収林	入会林	採草地	売却 予定地	官行 造林地	全面積（%）
		ha	ha							
旧 玉 米 村	黒 淵 田 代 館 合	ha	ha	191.56	135.51	156.45	302.82	7.13	148.48	941.95 (23.4) 598.66 (14.9) 1,224.03 (30.4) } (68.7)
		ha	ha	74.44	84.38	96.98	251.54	5.68	85.64	
		ha	ha	90.61	233.53	126.69	469.27	3.64	300.29	
旧 下 郷 村	老 蔵 法 宿 杉 方 内 森	ha	ha	26.23	40.63	53.76	219.05	6.01	90.16	435.89 (10.8) 52.92 (1.3) 117.98 (2.9) 525.26 (13.0) 131.00 (3.3) } (31.3)
		ha	ha	-	3.40	13.62	34.36	1.54	-	
		ha	ha	1.54	18.52	5.60	91.93	0.39	-	
		ha	ha	60.72	24.63	32.06	255.04	4.54	148.27	
		ha	ha	62.68	0.66	5.74	9.10	-	52.82	
計 (%)				507.78 (12.6)	541.31 (13.4)	490.90 (12.2)	1,633.11 (40.6)	28.93 (0.7)	825.66 (20.5)	4,027.69 (100.0)

表2 共済団各部業務内容（昭和38年3月）

部	業 務 内 容
総務部	1. 公衆衛生 2. 街灯 3. 賦課金の賦課徴収 4. 財産管理 5. 宮籍 6. 部落に属しないこと
土木経済部	1. 道路整備 2. 公共施設 3. 消防後援 4. 夜警 5. 消火栓及び消火栓機具の維持管理
神社及び祭典部	1. 大物忌神社, 地藏尊, 鹿島神社の祭典 2. 虫祭, 作祭, 年越, 相撲, 余興 3. その他一切の祭典行事
林野部	1. 分収林管理 2. 牧野管理

意味する。ここで若者共済団は入会林、分収林、採草地の実質的な管理主体となるために、その機構を整備して共済団に名称を変更する。そして、共済団は、そのまま館合部落会となる。共済団規約によれば、「団員の相互扶助に基づき、管内の自治の発展と地域開発並びに団員の経済及び文化の向上を図ること」を目的とし、そのため次の事業を行うことにしている。

1. 祭典に関する業務, 2. 分収林及び入会林野管理に関する事業, 3. 採草地管理に関する事業, 4. 消防団後援に関する事業, 5. 部落発展に必要な事業。

以上の諸事業は表2のように、総務部、土木経済部、神社及び祭典部、林野部の4部を設置して業務分担をし、更に役員として団長1名、部長4名副部長6名、監事3名とし、係員は調度係、連絡係6名としている。このように、藩政村・館合村は今日の社会状況に対応して装いを新たにして生き続けている。それ故、いま東由利町全体を範囲にした村づくりを考えようとした場合、このようなムラの残存形態をどのように再組織化していくかが問われていくことになる。

5)  
(3) 大館市真中地区の事例（近郊農村）

この事例は小学校の統合紛争問題を契機にしたムラの再編成である。大館市旧二井田村に位置している杉沢、二井田両小学校と、旧真中村に位置している真中小学校の3小学校を統合して、南小学校を創設する案件が昭和48年9月9日、大館市議会で可決成立したが、真中地区において、「真中小学校を守る会」を結成し、凡そ2カ年間にわたって学校統合反対運動を激しく展開した。

1) 行政的変遷

図6のように、旧二井田村は藩政村・二井田村外5カ

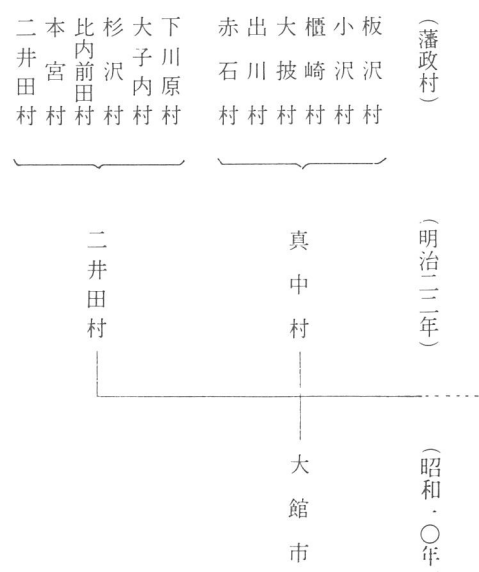
村、旧真中村は藩政村・赤石村外5カ村を合併して、それぞれ明治22年に創設され、昭和30年に大館市に吸収合併された。今日、ムラ（藩政村）レベルには区長、もしくは部落会長がおかれ、それが市の行政協力員となっている。旧二井田村では部落長会、旧真中村では区長会が組織されている。

2) 学校統合推進の媒体機構と統合反対運動

真中、杉沢、二井田の3小学校統合案は昭和46年11月以降、大館市教育委員会による、真中、二井田の夫々の区長、部落会長、並びに各小学校PTA役員等に対する説明によって了承を得、更に市議会教育産業常任委員会の議決を経て、正式に市議会において可決された。

村落における区長、または部落会長は、市行政の角度からは行政協力員であって、市行政を執行する媒体機構であった。この区長会、部落会長会は上述の3校統合案に対する地域住民の説得活動にも利用されていくことになった。しかし、50才代から60才代の区長から構成されている真中地区区長会の意志と、30～40才代を主体とする地域の父母層との意志の乖離が著しく、後者が区長会をボイコットすることを通じて反対運動が展開されていった。小学校統合条例の再改正のための直接請求、市議会における野党議員による議長不信任案の提出、真中小を守る市民会議の結成、児童の集団遅刻、国会、文部省に対する陳情等、多様な反対運動が激しく

図6 真中・二井田両村の行政的変遷



展開されたが、結果的には南小学校が事実上完成し、昭和50年5月に反対運動は終ることになった。ここで、小学校を契機とする旧村、二井田村と真中村との統合が形式的に完了したといえる。

### (3) 反対運動の基盤

昭和30年、大館市への吸収合併を契機にして、伝統的な入会林野を中心とする真中財産区、二井田財産区を設定して、それぞれの財産区議会が設けられ、旧村の各村落を統合していく紐帯としてそれが作用していた。同39年、真中財産区は市との分収率を9対1に変更して解散した。このことが伝統的なムラ組織による統制機能を喪失していったものと考えられ、そこから旧村間の対立と真中地区の内部分裂をもたらしていったといえる。即ち、小学校統合問題に対する区長会の賛成行動は、村落の住民意志を規制することは出来ず、既存のムラ組織に代わる新しい反対運動組織の結成を導いている。いずれにせよ、学校統合を契機にして新しいムラの再編成がなされていったといえよう。

### 3. おわりに

現代の村づくりのための手がかりを得ようとして、秋田県における三つの事例について検討してきた。太田町の場合にはムラと旧村と新町との三つの重層構造をたくみに利用して村づくりを進めようとしたものであって、それはムラの現代社会への適応である。東由利町の事例においては、伝統的なムラが入会林野の管理主体として

強固に残存し、更に小学校区がこれにオーバー・ラップしてムラそのものを補強している。最後に大館市真中地区の場合には、財産区議会の解散、小学校の統合を契機にして伝統的なムラが急速に解体し、都市化のテンポを早めているといえる。このように、ムラは近郊農村→平場農村→山村という順序で再編成のテンポが早まっている。いずれにせよ、現代の村づくりにおいては、このようなムラの解体再編成の在り方を十分に検討しなければならないであろう。

### 参 考 文 献

- 1) 斎藤吉雄「コミュニティ再編成の研究」pp. 40～41参照。御茶の水書房、1979年。
- 2) 「太田町総合開発基本構想」（昭和46年）、「太田町総合開発基本構想－現状と問題点」（昭和46年）、「太田町総合開発実施計画」（昭和47年）、「コミュニティと教育－秋田県太田町の事例－」（「コミュニティと教育」東北教育学会編、1977年）参照。
- 3) 佐藤守「近代日本青年集団史研究」pp. 21-47参照。御茶の水書房、1970年。
- 4) 昭和36年3月25日「東由利村公有林野の造成に関する条例」参照。
- 5) 佐藤守・対馬達雄「学校統合の研究－秋田県大館市の事例－」秋田大学教育学部研究紀要。教育科学第30集、pp. 1-14参照。1980年。

# 活力ある豊かな農村地域の形成

石川 英夫\*

## はじめに

1979年から農政見直しのために農政審議会が活動を始め、その中に農村整備専門委員会ができ、筆者はその座長を勤めた。現在の計画委員会長の石光氏も、私達の仲間としてその専門委員会の討議に一緒に加わって頂いた。それは約15名位の農村整備に関する各方面の専門家から成る委員会で、農政審議会の中では初めて設けられたものであり、農村整備という政策を農政の中にどういうふう位置づけるかを主な任務とし、審議を行った。

農村整備の事業は、ここ数年来、少しずつ農林水産省の各部局の事業の中に取り入れられてきており、まず昭和47～48年に始まった総パ事業と大きな目玉の事業として農村総合整備モデル事業等から始められた。今度の専門委員会で、農林水産省の各部局でどれほど農村整備に関する事業を行っているかを調べたところ、既に16～17種類の補助事業が農林水産省の4つの局庁で11課位が管掌していることが分かった。このことは市町村や県からの要望に応えたものと、農林水産省各部局が新規事業としてひねり出したものと両方が重なって昭和53年くらいから急速に増加したものと思う。種目の上ではそのように花盛りになっているが、農林水産省の一般会計予算の中に占める割合はまだ4～5%にすぎず、ここ2～3年の伸び率が注目されている。それは現在農政全般が行き詰まっており、農政当局として何か新しいお題目を探さなくてはならないという事情もあり、悪く言えば減反との引きかえのような形で農村整備でもやろうという観が無きにしてもあらずである。

しかしそれだけではなく、農村地域を整備していこうという要求は年々地方から強まっており、中央の農政との関連において農村整備を今後どのように発展させてい

くかは、農業・農村に関係ある人々や地域住民の人々の強い関心事になっている面も高く評価しなければならない。

本稿では専門委員会の報告『農村整備の基本方向と政策の展開のあり方』について詳細に報告する余裕がないので目次だけ紹介する。

「1農村整備の基本方向」では、80年代における農村整備の基本方向を論じている。「2農村整備政策の展開」では、いかなる政策を今後準備するかを論じている。「3農村整備についての国民の合意の形成」で、なぜ農村住民と言わず「国民」と言ったかについては、農村整備を痛切に要望しているのはもちろん農村住民であるが、今後農村整備を我が国の農政の中にしっかり位置づけるためには、かなりの財政支出が必要であり、また農村が立派になっていく実践が、必ずしも農村に今住んでいる人達の都合だけでなく、国民の大多数を占めている都市住民のためにも立派な農村にしていく必要があるという見地から、今後農村整備についての国民の合意形成をどのようにしていくかという問題を提起している。大体以上の三つの部分からこの報告書は取りまとめられており、今後大きく農村整備という政策を展開していく上での議論の出発点になるだろうと期待している。

つぎに、いままでの農村整備の展開を振り返りながら、今度の専門委員会報告が出している問題を述べよう。

## I 事業対応から計画制度

### ・法制対応への転換

さきに農村整備の政策が昭和47～48年の総パやモデル事業から始まったと述べたが、それ以後が第I段階だったといえる。この第I段階を要約すると、農村整備に関するいろいろな事業がとくに法律もなく補助金を次々つ

\* 農村開発企画委員会

けて、事業面に対応してきた。事業の数だけが花盛りになった。それらの事業をここで総合化する必要があるのではないかという声がある。この1～2年起こってきた。農林水産省でいろいろ農村整備に関連する事業をしている部局も、他の局や課で何をやっているかあまり知らない状態になってきた。気の利いた市町村は、そこをうまく泳ぎ回って器用にあちこちの部局の補助金を引いてきて、あちこちにセンターを作ってしまうという状況もあった。だがそろそろ農村整備の計画制度を作らねばなるまいという問題意識が今度の専門委員会でも生まれてきた。

計画という課題の扱いだだが、概して農村整備の計画や地域振興計画は多くの市町村や県によって、中央の役所から補助金を取ってくる手続きに過ぎないと解釈されてきた。これでは本当の計画とは言えず、補助事業を取ってくるための手続き計画というものにすぎない。そこで中央の各官庁でも反省すべき点は多いが計画を計画らしくこなしていくのは、むしろ市町村であり、市町村から積み上げた計画を農村施策の中に定着させる方策をこれから考えていく必要があるのではないかというのが新しい問題提起であった。つまり、農村整備の政策をこれまでの事業対応という段階から第Ⅱの計画制度対応という段階に引上げようという提案なのである。

さらにいま、一部の人々から要望が出ている提案はさらに進んで法制対応の段階に進むことである。例えば山村については山村振興法、都市については都市計画法がある。ここで農村計画制度を作る位なら農村計画法に進んだらという主張である。ところが、ここにくると、議論は分れてしまう。農村の整備は、農林水産省の管轄だけではなく、現に都市計画の中の市街化調整区域は大体農村であるにもかかわらず、建設省のナワ張りになっており、道路も建設省の管轄である。また病院の問題は厚生省、学校の問題は文部省というように、農業生産や流通だけではなく農村に住んでいる住民の様々な需要を満しながら、農村整備を進めるなら、農林水産省の主管ということになれない。さらに自治省の力も非常に強く出てくる。市町村にとっては一番手ごわい官庁である。そこで、農林水産省主導で作ったとしても、山村振興法くらいのものかもしれないという判断がある。

ところで、鈴木内閣が絶対多数の与党をバックに発足したが、ここで財界から強く要請されるのは、行政機構

の改革と予算の緊縮である。こういう状況のもとで例えば山村振興法があれば大蔵省も予算をつけなくてはならなくなる。予算対応として農村計画法も必要になるかもしれないという見方もある。たとえば農村総合整備モデル事業についてみると、はじめ4年でできるはずの事業が7年になり10年になり、いつになったら完成できるかという不安が生じ、集落の人々からいろいろなことを言われて、市町村役場は頭を抱えているという状況であり、農村計画法というものをつくるべきだという声が県や市町村段階から強まりつつあるというのが現状である。農林水産省自身が直ちに法制対応を発案することにはならないと思うが、府県や市町村からの動きを受けて中央がどう動くかということになる。

いずれにしても第Ⅱ段階の計画制度に進むにしても、あるいは一歩進んで農村計画法を作るにしても、このへんで新しい政策理念、つまり何のために農村整備をやるのか、またどのような方式で農村整備をやったらよいかを、改めて考える必要があると思う。それはさきに述べたように農村に住んでいる人達のためだけでなく国民全体のための農村整備を考えなくてはならない段階にきているからである。日本の1億1千万人の人口の中で、農村地域に住んでいる人は——農業をやっている人だけでなく工場に通勤している人、役所に勤めている人、その家族を含めて——大体4割くらいである。農村と都市にどのように線を引き人口を分けるかは難しいが、役所の統計を使うとほぼ4割になっている。農村住民は、国民全体では少数派である。あとの6割の都市住民の共感と同意を得ないで農村整備を進めるのは容易ではない。そこで農村住民だけでなく都市に住んでいる国民の大多数の人達をも巻き込んだ新しい政策理念を考えるに当たっては、単に農村では施設の整備が遅れており、貧乏でお金がないから国の予算を回して下さいという“頂き根性”では駄目で、これではあまり予算も取れず施策も積極的には展開できない。ここで一理届も二理届もこね上げなくてはならないが、専門委員会の報告書ではそれが十分にできたとは思えないし、このような議論を今後どう展開していくかが、我々の仕事だと思う。

## II 整備目標としての“快適性”の追求

農村整備や農村開発というのは役所の用語であるが、平たく言えば住み良いムラをどう作るかということである。それではいままでの整備の目標は何だったのかを振り返ってみると、まずそこに住んでいる人々の健康だけは最低限度保持しなければならないという目標があった。戦前と戦時戦後の農村では、例えば悪性伝染病や寄生虫等の問題があり、現在の開発途上国に近い状態に我が国の農村はおかれてきた。だから何が必要かというところ、井戸水や川の水から飲料水を汲むのをやめて、簡易水道を作ることから始まった。今では簡易水道の普及もかなりの水準になり、簡易上水道を公共上水道にどのようにもっていくかが現在の町村の課題になっている。また戦前では東北などの山村ではお医者さんを呼ぶのを諦めて、いよいよ死ぬ間際に病人に竹の筒に入れた米の音を聞かせて極楽往生を願ったという話がある。そのように最小限医療の問題があり、重病人等に対する診療の手を伸ばす必要があった。現在では老人医療が普及して、少し足腰が痛いとすぐ医者に行くので、その待合室はしばしば老人の社交場になっているといわれるほどである。無医村の問題はまだ残っているが、保健性の課題は解決されつつあるといってもよいだろう。

次に“安全性”の問題がある。農村や山村地帯をしばしば襲う災害、台風の時の大水等の自然災害を防ぐには、治山治水事業が必要である。川の傍や山の麓でも山崩れや洪水などを心配しなくても住めるような安全性の確保はかなり進んだとみてもよいと思う。ところが最近安全性について新しい要求が起きている。それは交通災害の問題である。昔は農村でトラックや乗用車が通るのは国道や県道位であったが、最近の自動車の普及率の向上や市町村道がよくなるにつれて、集落にもいろいろな車が入ってくる。交通災害対策として、道路を作ったらフェンスや信号機、ミラー等を備えることで対応しているが、未だ不十分である。しかし治山治水と闘い交通災害を防いできたので、農村整備は安全性という点ではかなり進んできた。

昭和40年代から50年代にかけて大きな整備目標とされたのは利便性である。この利便性を二つに分けると、まず経済利益追求型の利便性で、農業公共事業面では土

地盤整備があげられる。土地盤整備の仕方も非常に変化しており、終戦直後、農村にかなり労働力がある当時の盤整備は、反当たり収量の増大、つまり土地生産性の向上であった。しかし高度経済成長が始まり農村に人手が足りなくなってくると圃場整備、つまり労働生産性の向上が求められるようになった。土地盤整備だけについてもこのように移り変わりがある。いずれにしても少ない労働力で高い農業収益を上げるという目標で土地盤整備を行ってきた。しかし農業だけではなかなか食えなくなったので兼業の機会を作らなくてはならないことになり、工場の導入を図るようになる。自分の市町村に工場がこないとすれば、村に住みながら近隣の町に容易に通動できるような道路の整備をする。通動道路ができれば農業をやっている人の農産物の出荷もうまくできるようになる。このように経済利益追求を目標としたいろいろな事業が行われている。

第二に生活利便追求という目標がある。通学や買物に行きやすいように施設を整備するとか、役場や農協と農村住民の間を有線放送で結ぶとか、近隣の町に映画を観に行きやすいように街灯を明るくするとか、集会所を設けるというような生活利便追求型の利便性を現在までの農村整備は目標としてきたと思う。この利便性を別の言葉に置き換えるなら効率性とも表現できる。

ところで我々が今後の農村整備を考える上でもう一つ新しい整備目標が生じてきた。それは快適性の問題である。この目標はいままで全く念頭におかれなかったわけではないが、今後農村整備の目標の大きな柱として考えていかななくてはならないであろう。農村に住む人達にとってその地域が快適であることがまず必要であるが、更にそういう農村ができることによって都市住民も農村を訪れその快適さに触れたいとか、あるいは農村に移り住みたいと思わせるような広い国民的視野をもった快適性を新しい整備目標に押し上げる必要がある。例えば年度の専門委員会の報告にも表現こそ違え「生活の質を向上する」ことがうたわれている。まだquality of lifeやamenityにピッタリする訳語はないが、快適性という観念に相当するものと考えてよいと思う。

この快適性はいままであげた三つの目標とやや違う点をもつ。というのは前の三つの目標をめざして農村整備の施策を進めると、その成果は数字で現われる。例えば

保健性については、上水道を設けたために伝染病の発生が〇年～△年に〇%から△%に下がったとか、保健所を作ったら乳幼児の死亡率は〇%から△%に低下したとか、妊娠婦の疾病率・死亡率も減った等、パーセントで保健性という目標の達成率が示される。安全性についても、災害発生率・交通事故発生率等をパーセントで示すことができる。利便性や効率性についても、基盤整備を行ったため米が10a当たり〇kgになったとか、圃場整備を行ったために労働日数が〇日減った、工場導入によってその村に住む人々の非農業所得は〇%増えた、通勤道路ができたため通勤・通学時間が〇分節約になったとか計量することができる。

ところが快適性になると非常に厄介で、全国一律のパーセントでは示しにくい。その村が住みよいか、その地域が何故住みよいかを表わす快適性のパーセントは、住民の心の中にある主観的な評価を含まねばならず、全国一律の物差しでは測れない。しかもこの快適性を大きな目標とした場合、いままで別の目標をめざして行ってきた事業も快適性という点ではマイナスだったという反省も起こってくる。例えば通勤道路を作って、ベンベン車を走らせるようにしたら、利便性追求の余り快適性が犠牲にされたことにもなる。いままで利便性、効率性だけを追求してきた農村整備や都市計画が、快適性という新しい目標に照らしてみると、いろいろ反省すべき点があるということになる。それゆえ快適性という柱は単なる整備目標の一つであるだけでなく、いままで行ってきた農村整備のいろいろな事業効果の一つの点検指標にもなると思う。新しくのし上がってきたこの目標は、一律に数量では表わせないが、地域住民の立場に立っていままで行ってきた農村整備のいろいろな事業を点検していく目安にする必要がある。快適性という点からみて安全性という目標はどれほど満たされているか。安全性のためには、洪水を防止するため河川の改修をし、コンクリートの堤防や河川敷にしてしまったが、昔は川遊びや魚釣りをし、地域住民にとって河川はまことに快適な環境であったが、今は快適性の観点からはどうであろうか、という点検の指標にもなるであろう。利便性、効率性を追求した結果、快適性はどのような水準を達成しているか。

多くの市町村では宮々と圃場整備を行ってきたが、多くの所で困っているのは、用排水分離の結果、農業用排

水面でうまくいったが、集落内の排水路が新しく改良された用排水路から遮断されてしまい、集落の中にひどい水溜りができ、これを新しい用排水路につなごうとするとき農業用水が汚染されてしまうという効率性と快適性の矛盾が起こっている。この集落排水の問題は、今後の快適性を追求していく上で解決すべき重要課題になっている。それは水溜りの問題だけでなく、農村に完全な水洗便所を普及することの意味は何であろうかということにもなる。こうしてみると、利便性、経済的 추구性の一本槍できた農村整備が、しばしば快適性という面では逆効率を招いていることが多いことに気付く。

快適性とは“住みやすさ”であると簡単にいうが、この快適性の中に入れるべき要素は何か。農村の実態に即してみると、一つには農村のもつ良い点として“静けさ”がある。余り静かだと寂しいが、適当に寂しくて適当に賑やかなのが人間の環境としては良いので、そういう意味での“静けさ”である。次は“美しさ”で、昔にはまだ残されていた農村の美しさが利便性・効率性追求の農村整備事業のために、かなり壊されているという面が無きにしも非ずである。さきの河川改修の例にもみられるように、この“静けさ”“美しさ”を何とか実現していく技術として土地利用の秩序づけの問題がある。このへんに都市と違う農村計画のポイントがある。更にこれに加えて近隣の“人づきあい”の問題がある。本来農村のもつ人づきあいのよさを新しい時代に合わせてどのように保存し、あるいは改善していくかが、「隣は何をする人ぞ」という都市生活者とは違う農村の快適環境づくりの重要な課題となるであろう。

いままであげた点を10年前に農村で言ったら、「今、俺達はどういうふうにして都市なみに食おうかと思っている。また都会に比べて農村の道はデコボコで、ワラ屋根根がかしいでいる。そんな時に“静けさ”“美しさ”を目標にしるとは贅沢で都会式の考え方ではないか」と叱られたらうが、そろそろ農村でこう言っても怒られないと思う。というのは利便性、効率性についての事業はかなり立派に行われてきたし、効率性・利便性を追求していたらキリがないが、全国平均で都市の70%くらいにきている農村が多い。10年前と現在と比べると、とにかくお金が農村にも流れてきたので、農村の姿が随分変わってきている。住居も大部分建て替わり、都市に比べてプ



ラス・マイナスを大まかに計算すれば、整備水準では半分以下という所は少ないと思う。50%とか70%とか他の目標が達成されたところで、この快適性という目標をチェックポイントとしながら、今後残された50%とか30%をどう整備していくかが問題である。

なお利便性は追求していかななくてはならないが、これからは生産性を追求する耕地基盤整備にしても、先祖の遺産である大きな樹木をすべてなぎ倒してひたすら真四角な田圃を広げようとするのではなく、少しずつ古い樹木も残して効率性もあるが美しさ、つまり快適性も実現できるような事業の仕方があるのではないか。安全性についても、カーブミラーとガードレールは全国一律であ

るが、できればその土地でとれる石や木材を使いながらローカルカラーを出したガードレールを作ってもいいのではないか。今後残された30%とか50%とかの農村整備事業を、快適性の見地からどのように考えていくか。その快適性も集落の住民から小学校区、そして市町村の区域へと、段階的に最も親しく話し合える社会の単位から、お互いに自己評価しながら足りないものを埋めていく農村整備の新しい体制づくりが必要だと思う。こうした住民自身による快適性の見地からの点検作業が進められなければならないし、これが農村計画制度の最も重要な柱になるべきだと思う。

# 農村交通体系と道路網体系について

— 農村計画から見た交通体系の計画条件 —

今井敏行\*

はじめに

農村における自動車の著しい普及に伴ない、交通体系の再編と道路網の体系化の必要性が高まっている。近年農村地域に最適な交通手段として普及した自動車のため、乗客を奪われたバスなどの公共交通機関の経営が悪化している。これらは自動車では代替できない地域にとって必需的な性格を有しているので、何らかの形で公共交通機関の再編を必要としている。

また遂次進められてきた道路整備は、市町村の努力にもかかわらず必ずしも一体的な地域道路網を形成するには至っていない。道路構造や連続性の不備ばかりでなく、自転車・徒歩への危険性、交通事故に加えて景観上の問題など多くの問題をかかえている。しかしその道路網は今後の諸施設立地や土地利用合理化などに強い制約を及ぼすところから、地域的特質に沿った道路網として機能的な体系に向けて整備される必要がある。

本論は主としてこの両側面について生活環境整備の観点から言及し、各地で行われている努力工夫の一端に触れつつ農村交通の体系化にむけて計画的な考察を行なうための条件を明らかにしようとした。

## 1. 農村交通の体系

分散的居住形態をもつ農村地域では、door to door という柔軟性をもった自動車が最適の交通機関として普及したのは当然といえよう。しかし自動車が主要な部分(注1)を占めるにつれ種々の問題を生じさせている。

地域のすべての交通需要を自動車によって充たすこと

は困難が多くまた適切でもない。すでに存在するそれぞれの交通機関が特性に応じて適切に分担・連携することが必要である。

ほぼ自動車の普及した昭和49年10月に滋賀県平坦地の一農村で筆者の行った調査によると、自動車保有世帯の15才以上の世帯員のうち免許証所有者の割合は39%であった。非保有世帯の人々を加え多くの人々が自動車以外の交通手段に依存していることを示した。また通勤者が通勤に自動車を利用している割合は、自動車保有世帯で54%、非保有世帯では11%であった(表1参照)。

通勤者を利用交通手段別の系統に図示すれば図1のようになり、平坦で比較的国鉄駅利用が便利なためもあって、自動車以外のバスや単車・自転車などを利用する人が多かった。

これに対し自動車利用が優越する北海道農村の事例でも、五十嵐らの調査(昭和51年10月)<sup>1)</sup>によると自動車を保有しない世帯が20~30%、免許証保有者のいない世帯が10~20%程度あって、通勤交通手段に占める自動車の割合も30~40%程で他に徒歩(20~35%)、オートバイ・自転車(3~15%)、バス(9~15%)などがあったことが報告されている。

国鉄利用の可否や地形・気象の影響あるいは所得水準・兼業率や混住率などによって地域差が大きく確定的なこととは言えないが、自動車の比重が大きくともすべての通勤交通を占めることのないのは明らかであろう。このことはさらに買物・通学・通院あるいは訪問など主婦・子供・老人達を中心とする交通では一層明らかである。

(注1) 自動車を利用しない人々が著しく不利になる環境を農村に作り出している。その結果家計に占める自動車費の増大、市町村財政における道路整備・維持管理費や交通安全・環境保全の費用を高騰させている。

\* 京都大学農学部

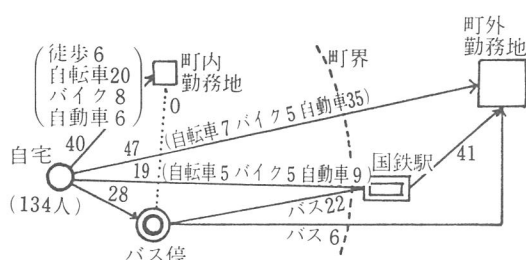
表1 自動車保有・非保有世帯別自動車等台数・世帯員・交通手段（中主町3集落 S. 49年）

	世帯数	1世帯あたり台数			1世帯あたり世帯員 <sup>2)</sup>			通勤者あたり交通手段						
		自動車	単車	自転車	計	免許有	通勤者 <sup>3)</sup>	徒歩	自転車	単車	自動車	バス	国鉄	その他
自動車保有世帯 <sup>1)</sup>	122	1.66	0.93	2.43	4.35	(0.39) 1.71	(0.36) 1.57	0.01	0.10	0.10	0.54	0.14	0.24	0.08
自動車非保有世帯	19		0.84	2.00	3.05	(0.09) 0.26	(0.31) 0.95	0.06	0.11	0.33	0.11	0.06	0.33	0.06

注：1）ここでは単車を自動車に加えていない。  
 2）15才以上の世帯員。  
 3）自営業を除く。  
 4）（ ）は世帯員に対する割合。

図1 通勤交通システムの事例

（中主町10集落より抽出，昭49年）



資料：今井「農村の生活交通と交通手段の選択—通勤交通—」昭50農土学会京都支部

買物交通について滋賀県での先の調査の場合でも、日常的に利用する商店までの交通手段は近隣で徒歩ないし自転車、やや遠くても町内では単車利用までで、近隣市町になってはじめてバス・自動車の利用が見られた。

先の北海道の例では自動車保有世帯で70～90%が自動車利用、5～10%が乗合バス利用、非保有世帯になると40～70%が乗合バス利用で15～35%が自転車利用であった。冬期間にはバス利用がもっと高くなると思われている。

通学交通ではどこの場合も徒歩ないし自転車利用が中心で、ところによりバスなどの公共交通機関あるいはスクールバスが利用されている。

通院交通について北海道での調査では、自動車保有世帯の自動車利用50～60%、乗合バス利用10～25%に対し非保有世帯での乗合バス30～60%又はある町での患者輸送車50%などとなっている。

このように、自動車の普及につれてかなりの程度まで

自動車利用が高まるが、なお乗合バスや自転車の利用の必要性が残る。とりわけバスは通学手段ないし老人達の交通手段として教育的・福祉的性格を有すると共に、気象その他の事由にもとづく代替交通手段として、農村では必需的な性格を有しており、自動車普及による経営悪化を理由に簡単に廃止することはできない。

ところでバス経営の悪化の一因には、現行バス自体に農村にそぐわない側面があるからで、諸外国においても現行の固定ルート・定時刻運行にかわる種々のシステムの検討が進められている。それらは現行バスシステムに自家用乗用車の柔軟性を附与する試みであり、準公共交通機関（Para Transit）と呼ばれている。後述するように我国でも若干の実施例がある。

次に自動車の普及によって安全性を脅やかされている自転車交通および徒歩交通について触れる必要がある。都市における各種事業に対応して、農村でも通学路整備や自転車歩行者道の建設が見られるようになってきたが、なお十分なものではない。

すなわちこのような実態に対し、計画的な観点から生活交通での自動車・自転車・徒歩およびバス交通などの特性に応じた分担と乗りつき・連携の系統を明らかにし、それらと道路網・駐車場や公共施設などの立地との相互関係を組織化すること、いわゆる地域交通体系として計画的に整備充足してゆく方策を提示してゆくことが必要となっているのである。

## 2. 交通体系の計画条件

### (1) 交通需要の検討

前述したように農村においても自家用車のみに限られ

表2 通勤流出率別都道府県名

流出率	10%以下	10%～20%	20%～30%	30%～40%	40%～50%	50%～60%
都 道 府 県 名	青森	北海道, 福井, 群馬, 山口	沖縄	愛知	東京	神奈川県
	秋田	岩手, 長野, 山梨, 佐賀	三重	福岡	大阪	
	福島	宮城, 広島, 静岡, 熊本	香川	京都	埼玉	
	宮崎	山形, 徳島, 和歌山,	茨城	兵庫	千葉	
	鹿児島	新潟, 愛媛, 鳥取,	岐阜		奈良	
大分	富山, 高知, 島根,	滋賀				
		石川, 栃木, 岡山,				

注：流出率（自市区町村外への通勤者の割合）（S50国調より）

ず、各種の交通機関がある程度組み合わせられて存在し、種々の交通需要に対応できる状態であることが必要である。したがって交通計画としては基本となる交通需要を把握し、交通機関全体としての関連性を検討した上で、将来交通需要に対する組織的な整備の方向を示さなければならぬ。

農村における公共交通機関の経営成立の基礎として交通発生密度を把握するため、集落別の年齢構成や職業別人口、児童生徒数などを明らかにすること。小中学校や高校・企業商店・病院・公民館・役場などの立地を示し、移動のための交通手段や乗りつぎの選択を季節別に検討することが必要となろう。

とくに通勤交通の検討に際しては国勢調査の結果を用いて、市町村内勤務と外部勤務の人数や市町村外部勤務先分布または外部市町村からの通勤人数を把握することができる。表2に示すように常住通勤者の自市区町村外への通勤割合（流出率）は大都市および近郊で高く、農村的性格の強い県で低い。これらの交通の特性とその推移を明らかにすることが大切である。

(2) 徒歩・自転車交通の検討

徒歩・自転車交通は都市・農村に限らず基本的な交通である。ところが主要な道路ほど、自動車交通量が多いほどこれらの交通にとって危険でしめ出されて来ているが、主な商店や諸施設はこれらの道路に沿って立地していることが多い。先述したように近距離の通学交通や買物交通の大半を占め、さらに通勤その他におけるバスや鉄道交通の乗り継ぎ補助手段として重要であるから、適

切な場所・路線においてその安全性が確保されなければならない。

都市では自転車の便利さが見直されて農村をこえる保有の伸びが見られ、駅前自転車駐車場や自転車道の整備が各種事業によって進められている。

農村ではむしろ危険性が高く利用が抑制されている。地域によっては通学路整備の形で事業化され、農道や堤防・溝畔などを利用するなど道路の改築と合わせて種々の工夫が行われている。次に述べるバスや鉄道との乗り継ぎや路線商店街の整備、公共施設の利用との関連を含め整備が進められるべきである。

この場合、農道等の利用における交通規制をめぐる関係者間の調整が重要で、多くの場合指定車以外進入禁止の措置がとられた上で舗装されている。後述する道路網全体の機能区分や利用計画と関連づけた検討が必要である。

自転車歩行者道を計画する場合、まず自転車歩行者交通の主な起終点（例えば小中学校・運動公園・公民館・商店街・バス停や駅などと各集落など）相互を連絡することから検討が始められる。<sup>(注2)</sup> 考慮すべき諸点を例示すれば、

- ① 舗装、傾斜、幅員、照明、交通機関への配慮。
- ② 路線が適切な場所を通っていること（安全・快適）。
- ③ 迂回が少なく目的地へできるだけ短距離で到達できること。適当な間隔で屋根つきの休憩所望ましい。
- ④ 最大の弱点である交差点を少なくし、そこでの安全性を高めること。
- ⑤ 目的地に駐車場所があること。

(注2) 自転車道については次のような文献が参考になろう。(財)自転車道路協会編「自転車道必携」、(財)自転車道路協会編「わが国の自転車道路の現況」。

⑥ 清掃・除草など維持管理への配慮。

などである。  
 (注3) 自転車道の計画手順を示せば

①起点の選定, ②適当な距離内に目的地を設定, ③起点終点間の交通量の推定と連絡路の設定, ④自転車交通網の概要作成, ⑤次の目的のため可能な場合は起終点を移転する, (イ)近接した望ましい連絡網グループを相互に関連させる。(ロ)走行距離を短縮する。(ハ)交通網に生じる平面交差による交通流の悪影響を減らす。⑥③にもとづいて中心地区や他地区への連絡と各地区外の目的地について調べる。⑦既存道路の区分または併設の場合の検討。⑧最終的な自転車交通網の確定, である。

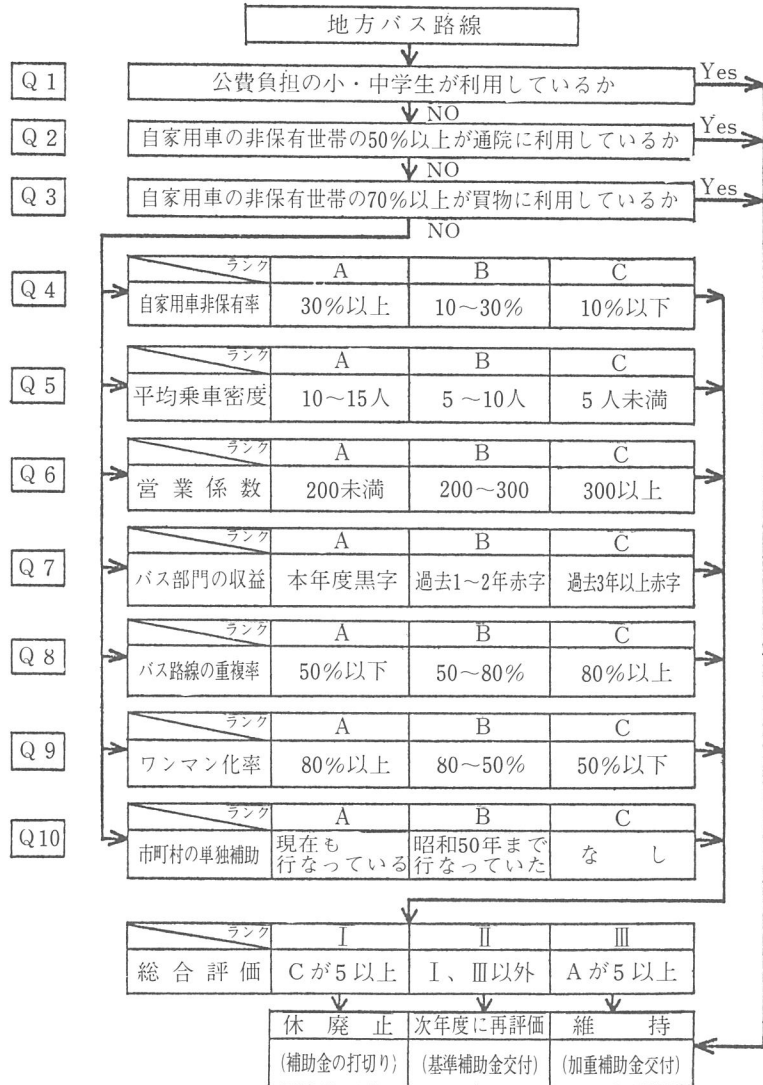
自転車歩行車道とする場合, 歩行者に対する配慮を加えることになる。

### (3) バス交通の検討

農村におけるバス交通の必要性は, 先述した必需的性格に由来し教育的・福祉的な意味を持つほか潜在的交通需要者の活性化, すなわち老人・婦人・子供達の移動の自由を拡大しあるいは他の手段からの不時の乗替を可能にするなど, バス利用可能性を確保することの意義は大きい。しかしこの利用可能性を確保することは経営面で難しい問題を持っている。しかし制度上の問題や運賃・補助金などにかかわる問題はここでは触れないことにする。

フィジカル・プランの観点からは, バス運行やワンマン化を助ける道路整備や, バス利用の利便性を高める運行方式ないし乗り継ぎ施設の整備についての工夫に言及することにする。

表3 地方バス路線評価フロー



過疎地では自治体による補助や代替バスの運行などによってバス交通の維持がはかられており, 赤字のひどい路線では廃止問題が生じている。

バス路線廃止かどうかについての判断評価については, 佐藤らが表3に示すような基準を提示している。これは当該地域のバスの役割と代替性・経営状況を2段階にわけて考察する方法である。このような地域の実状に応じた判断基準が必要となる。

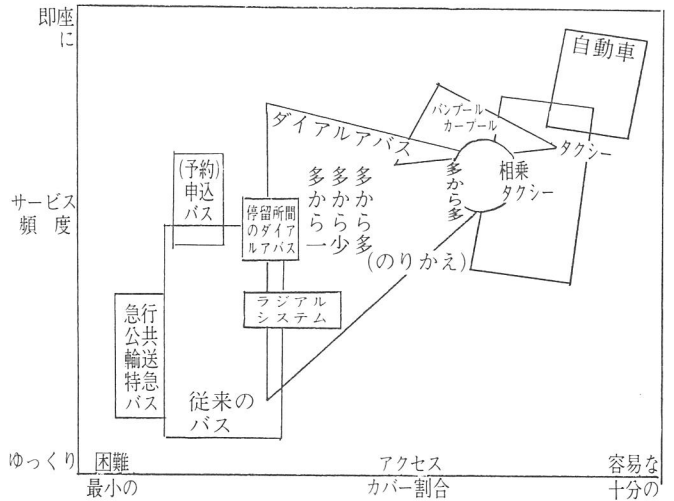
通常のバス路線の営業が困難と思われる場合, 自治体

(注3) 主として文献2)を参照しつつ列記した。

代替バスに移る以前に各種の検討が行われていると思われるが、デマンドバスなどの準公共交通機関の導入の可否を検討することも必要である。

例えば欧州などにおける人口低密な地域での各種の輸送サービスとその特色を示すと図2、表4のとおりである。従来のバスと自家用車の間を埋めるような各種の工夫が行われている。五十嵐らは、運行システムによって準公共交通機関を次の三種に分類した上で、サービス特性の検討を行っている。我国の場合デマンドバスやタクシーの他は法制上の制約が強く早急な実現は困難と思われる。

図2 概念枠組—運輸システム



- ① 自ら運転するシステム：ディリーレレンタカー、短期レンタカー
  - ② 呼び止めるもしくは電話などで呼び寄せて利用するシステム：タクシー、ダイヤル・ア・ライド（デマンドバス）、ジトニー
  - ③ 事前に相乗りの座席を確保しておいて利用するシステム：カープール、バンプール、予約バス
- ただしこれらの準公共交通機関の整備は、従来の蓄積を前提として実施することが可能で、施設や軌道などの大規模な投資を必要とせず運行方式や車両その他への若

干の改造で済む点で効率の高い方法とされている。地域条件とあわせて種々導入の可否の検討を行う必要がある。

次に我国におけるデマンドバスの事例について述べる。過疎地における例として大阪府能勢町のそれが有名である。また孤立した住宅団地については大阪府箕面市の例があり、大都市郊外では東京都自由が丘駅や鷺宮駅周辺の例がある。これらの特色をとりまとめたのが表5であ

表4 輸送サービスの可能な分類

				個人手段	要求・応答システム		予約サービス	路線輸送
	経路	変更を伴う	固定	個人車・2輪車	タクシー	ダイヤル・ア・バス	学校、会社バス、バンプール、カープール	バス路線 市電路線 鉄道
1	経路	多から多 多から多 多から多	固定 1(多から少) 多から多 多から多	○	○	○ ○	○	○
2	時間割	固 固 固	定 約 時	○	○	○ ○	○	○
3	利用方法	常 時 利 用	呼 出 め 約 で	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ (注) ○
4	快適さ	指 規 他	定 正 し 不 在	○ ○	○ ○ (注)	○	○ 適度の	可 変 存 在

注：稀な場合

表5 デマンドバスの比較

名称	デマンドバス				ミディバス				東急コーチ					
	昭和	輸送人員 人/日	走行料 km/日	営業係数	運賃	昭和	輸送人員 人/日	営業係数	運賃	昭和	輸送人員 人/日	走行料 km/日	営業係数	運賃
阪急バス 能勢町 過疎型 オペレーターによる免許無線 電話 赤字は阪急バス負担 マイクロバス(27人乗) 4台(内予備1台)	47	257	471	621	( 50 80 110 ) ( 70 100 130 ) ( 100 140 180 ) ( 180 200 220 ) ( 160 200 240 ) ( 170 210 250 )	50	289	485	( 80 100 )	50	2,046	839		
過疎地での必需性、町からの赤字補填不可能 →受益者負担 →商品価値を上げるデマンドバスの運行による きめ細かいサービスと効率アップによりサービ ス地域拡大	48	287	459	525		51	384	394		51	2,789	886		120円
輸送人員 及び 営業係数 の変化	49	268	436	452		52	410	331	( 110 140 )	52	2,948	906		5月
	50	261	413	393		53	450	259		53	3,165	921		
	51	241	437	420		54			( 130 150 )	54	3,334	922		140円
	52	213	391	483										
	53	215	396	465										
	54													
利用者 構成	S.47.12調査 (婦人、子供 男性及学生)		約85% 約15%			S.50 (男 152人 141人) (子供 48人)	ラッシュ時 7-9 一般的には 173人 70-80% 20-30% オフラッシュ	ラッシュ時 7-9 17-20 50% ラッシュ オフラッシュ						

文献5)

文献5)

(文献6) および東急バス資料より)

る。最後の例を除いて、いずれも赤字解消とはなっていないし、問題も少なくない。しかし従来のバスに比べて赤字状況は改善されている。これらの報告によると、自動車からの転換よりは潜在需要者の活性化に大きな効果があったようである。<sup>4) 5)</sup>

ところで、在来のバスにあっても種々の工夫の余地があるので、いくつかの事例について触れる。例えば常盤交通や宮城交通で試みられているフリーバス（バス路線内では停留所以外でも自由に乗車できる形式）では子供・婦人・老人の利用者が増加しているという。また滋賀県余呉町ではバス路線から離れた数集落が通勤・通学・買物などにバス利用が容易になるよう自発的にバス停自転車置場を建設して利用している（写真1参照）。<sup>(注4)</sup> この場合用地取得に問題があるので市町村の支援があれば有効な方法である。同じく岡山県の干拓地農協で国道沿いのバス停近くに駐車場・自転車置場を設けている例がある。<sup>(注5)</sup> 同様な例は各地で見られる。

#### (4) 自動車交通の検討

自転車交通については、次の道路網のところで主として触れられるべきである。しかしここではいわゆるパークアンドライド方式について簡単に言及しておく。

中心都市への自動車の集中はそこでの渋滞を解消不可能にし過大な道路・駐車スペースを必要としている。そこで近郊駅で自動車から鉄道へ乗り換える上記方式が推奨される訳である。これは自動車利用者にとっても都市入口附近での混雑を避ける意味で良いことである。運行頻度の高い郊外鉄道までの到達が不便なことが自動車利用の主な理由となっている場合も少なくないであろう。

農村でも駅前駐車場の必要性が高く、ところによっては国鉄用地や農業倉庫跡地などを用いた市町村営駐車場の例が見られる。また民間の経営になるものも少なくない。鉄道の利便性が増すほどこれらの必要性も高まるであろう。総合的な交通体系の計画が望まれるところである。



自転車置場には公衆電話も設置されている。

### 3. 農村道路網体系の計画条件

#### (1) 道路網体系の検討

農村の道路網も地域的特色に応じた体系をもつ必要がある。従来の道路網を前提に地域からの申請を待って順次整備してゆくことによって、体系的な整備は困難である。あらかじめ計画をたて道路網の体系パターンを提示し、基準・規程を定めて住民を説得誘導しつつ諸事業を実施することが必要である。

ところで都市の道路網整備の経験をふりかえて見ると、自動車の急増に対し在来の放射型道路配置では中心点で交通の集中による渋滞が生じた。このため環状道路を入れて通過交通を中心点から迂回させる方式をとった。ところがこの放射環状型の道路体系では自動車の集中混雑と環境破壊を防ぐことができなかった。そこでこれらの批判の上に提案されたのがイギリスのブキャナンによる分散道路体系である。住民の居住環境地域と自動車の円滑な移動をはかる分散道路との切り離しを意図したものである。この考え方は我国の都市計画にもとり入れられて、居住環境整備事業の中に生かされている。この方式についても自動車交通を前提とする以上都市交通問題の解消には無力だとして批判も少なくなく、むしろ自動車をなるべく締め出し徒歩・自転車・モペットから鉄道・バス・新交通システムまでを含めた都市総合交通体系を推進すべきことが提唱されている。しかし追加的な整備

(注4) 余呉町は終点停留所に運転手仮眠所を設けたり、バス停留所や自転車置場に補助を行っている。

(注5) 建設省のバス路線整備事業でロードステーションと称し、停留所と自転車置場をセットにしたものの整備を行いはじめた。



を積み重ねて来た都市の改造には困難が多く、しかも道路  
 路交通のみで対処できることは限られている。

ところで農村の場合、都市に比べ人口が稀薄であり、  
 交通密度の面からの圧力は少ない。そのため道路網の組  
 み替えの余地は少なくない。圃場整備はその良い機会を  
 提供するが、この機会を逃すと反対に困難の増加するこ  
 とは良く知られているところである。とにかく現在一般  
 に見られる現道舗装中心の道路整備では、  
 当面はさておき自動車交通に対しても自  
 転車・徒歩交通に対しても結局不十分で  
 あり、しかも維持管理面で問題を残し、  
 抜本的な改良の機会を失うように思われる。

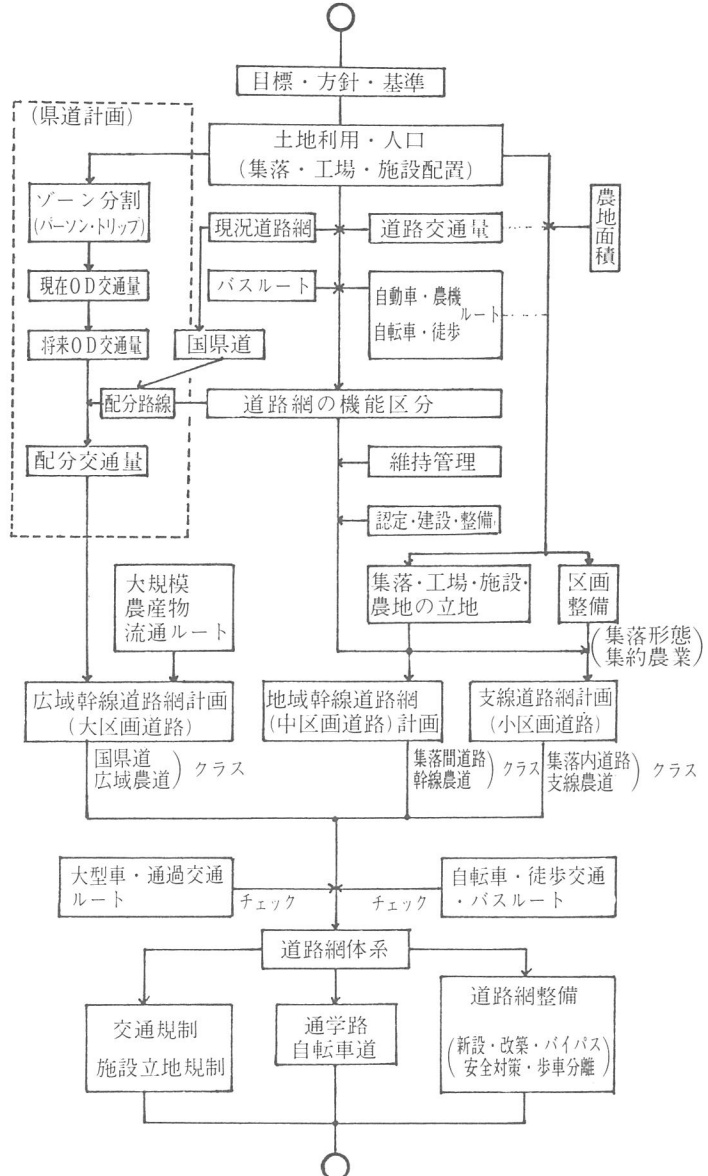
そこでまず整備目標としての道路網の  
 体系を示す必要がある。基本的には地域の  
 道路交通の特性および道路機能を考慮  
 して定めるべきであるが、少なくとも次  
 の3段階の道路網に明確に区分するこ  
 とが大切である。すなわち、農村の通過交  
 通を対象とする広域幹線道路網と農村内  
 部の主要交通の連絡をはかる内部幹線道  
 路網および宅地区画や農地区画相互を結  
 ぶ支線道路網の3段階に道路網を区分す  
 るわけである。そして広域幹線道路網は  
 基礎的な生活圏である集落居住区を離れ  
 て生活交通と分離するように配置され連  
 続性を保つこと、内部幹線道路網は、主  
 要な施設や集落相互および広域幹線との  
 連絡をはかるように配置されているか検  
 討を進め、できうる限り支線道路網と分  
 離することを考慮する必要がある。重複  
 のある部分に対する安全策を含め道路網  
 の体系化に向けて考慮すべき場所を明ら  
 かにすることが大切である。筆者は以上  
 を3段階道路網と呼び、土地利用との関  
 連で大・中・小区画道路網と称すること  
 にしている。農村道路網の整備を進めて  
 ゆく場合の基本的な分類として検討を進  
 めている。その場合の検討の流れの一例  
 をあげると図3のようになる。

農村道路の延長は長いため整備費用に

限りがある以上効率的に整備し維持管理してゆくことの  
 できる道路網としなければならない。そのためには道路  
 網を先述した段階に区分し、それぞれの機能に応じた整  
 備水準を定め各種事業の割当をはかる必要がある。また  
 維持管理や交通規制についても同様の区分を基本としつ  
 つ各路線の特性を考慮する。

道路の損耗をきたす大型車や高級な構造を必要とする

図3 道路網体系の検討例



高速車などはできるだけ上級の道路に集中させることが必要であり、またそれらの道路は十分な幅員・舗装と線形を持ち連続性を保っていなければならない。沿道から宅地や生活施設を離し、大型車等の発着する施設類（工場・集出荷施設など）を沿わせて生活交通と分離することが大切である。そして下級の小区画道路は車両の負荷を少なくしてなるべく簡易で安価な舗装構造とする。走行車両が少なく季節的な利用の支線農道は砂利舗装でも良いが、自転車歩行者道は舗装が必要である。

現実には多くの路線で段階の兼用重複がある。しかし段階区分に応じた道路整備を行わない限り問題が次々に生じることも明らかである。例えば国県道が集落内を貫通することで生活環境を破壊する一方で広域幹線道路網上の隘路を形成し交通渋滞を生じている例は多い。少なくともバイパス化されるのが常識となっている。

従来からの考え方からすれば主要な道路が主な集落を直接相互に連絡してゆくものとして内部を貫通することが多かったが、今後は発想を変えて段階の異なるものとして取り扱うことが必要である。

## (2) 道路網と交通ルートおよび維持管理

上述した道路網に対しバスルートの対応を考えると、長距離バスのルートは大区画道路、近距離バスルートは利用しやすいように中区画道路にそれぞれ対応させると共に、両者の接点に乗りかえの施設を設けるなどの配慮が必要であろう。交差点の改良も大切である。

自転車歩行者道としてはなるべく親しみやすい路線を小区画道路網から選定して、大区画道路網との交差を少なくしつつ適切な連続性を保ち、学校や商店のある集落を結びつける工夫が必要である。良く配慮された例を見ると圃場整備以前より意図的・計画的に対応されている。

ところで現在の農村道路の維持管理は必ずしも制度的実質的にととのっているわけではない。一般市町村道事業や農道事業などが錯そうしていることも影響して体系的な道路網でないため、維持管理も混乱している。自動車の流れも道路整備如何によって流動的な面があり、例えば舗装された農道に自動車が集中して路面の維持問題が生じているところも珍しいことではない。

一方道路舗装の進行とともに集落住民の道普請慣行がすたれているが、路面清掃や除草・側溝清掃など重要な

役割をはたす必要があり、それに見あった道路構造の工夫が必要である。この場合の受益と維持管理負担の対応を考える点でも段階区分は意味をもつ。

結局道路網の体系化と維持管理の組織化の対応を実現するために、交通体系に対する見通しをたて道路網の段階区分の上に系統性を確保して道路網の体系を定め、道路網計画として明示した上で、認定基準・管理規程・補助基準などをととのえてゆく必要がある。

## おわりに

与えられた論題の性格上大変概説的となったが、なお言及すべき点は少なくない。本論ではバス交通や自転車・徒歩交通の重視とりわけ農村の公共交通機関であるバスの再編について若干の方向性に触れると共に、農村道路網の段階区分の必要性を強調したに終わった。個々の整備事業については現在非常に充実しつつあるので、それらを系統的に利用する計画論が益々大切となって来ており、交通体系の概念を明確化してゆく必要がある。

なおデマンドバスに関する資料は阪急バスの辻氏、東急電鉄の山本氏にお世話になりました。また自転車道に関する文献は（財）自転車道路協会より提供を受けました。記して感謝致します。

## 引用文献

- 1) 五十嵐日出夫他「北海道の農業地域における公共交通機関の機能に関する研究」『過疎地域におけるソーシャル・ユティリティシステム』所収
- 2) 「スウェーデン都市計画における自転車道」（財）自転車道路協会編『北欧の自転車道路研究』所収
- 3) Bieben etc. "Transport Services in Low Density Areas" DECD, 1979
- 4) 辻式朗「バス運行最前線から報告—能勢町デマンドバス、箕面市間谷コールモビルシステム—」『運輸と経済』36(6), 1976
- 5) 浜田拓郎「デマンドシステムによる東急コーチ」『モータービークル』26(3)
- 6) 佐藤馨一他「地方交通路線の評価法に関する研究」『交通学研究』, 77年研究年報

# 農村計画における景観，レクリエーション

## 計画に関する考察

藁 茂 寿太郎\*

### 緒 言

実践面においてみると約200年の歴史を有すると言われている我国の農村計画は、農村が立地する地域の自然的背景、時代的背景、さらには、社会・経済的背景それぞれに多大な影響を受けながら今日に至り、現在でもまだ模策の段階にあるということができよう。

都市は人間が造り、田園は神が創ったという西洋のことわざが示すように、人間の極めて強い意志の下で農村を計画的に造るということが一般的にも理解され、その意義が主張されたのは、先に示した数字とは比較にならないほど最近のことである。特に、今回の主題である農村地域の景観問題やレクリエーション空間計画の課題が農村計画の表面に出てきたのはごく最近のことで、まさに前記した時代背景によるものであるということができる。

「村の鎮守の神様の今日はめでたいお祭り日……」の歌詩からもうなずけるように、かつての農村においてもレクリエーション的活動が全くなかったわけではない。しかしながら、その時点でこのための施設や空間を計画的に整備するというようなことは、ほとんど考えられていなかった。<sup>(注1)</sup>

ところが時代の推移とともに、営農形態や農業労働の構造上の転換をはじめとした農村社会の情勢変化、いわゆる農業の近代化が進むにつれて、ここでいうレクリエーション施設や空間の計画的整備要求度も急速に高まってきたわけである。

また、都市住民の田園生活へのあこがれは、都市の高

密度化現象と相関してすすみ、今や田園風景を週末のレクリエーションの場としてだけでなく、日常的な生活体験の中にも位置づけようとしている。

そうしたことから、ここではまず都市との比較に立って農村の特性を把握し、それに起因する農村計画上の景観・レクリエーション的諸側面の課題から筆を起すこととした。

### 1. 計画的農村整備と

#### 景観・レクリエーション問題

##### (1) 農村と都市のイメージとニーズ

田園都市構想や定住圏思想さらには地方の時代という政策課題が近年の国土計画の主要な柱となっていることから判るように、今日の日本においては都市と農村とが、たとえば政策面など、実際的な側面においても極めて密接な関係となってきている。このことは、都市政策を推進する上で、農村地域の存在を抜きにしては考えられないのと同様に、農村計画においても都市活動が直接・間接に及ぼす多大な影響を抜きにできない情勢にあることを意味している。

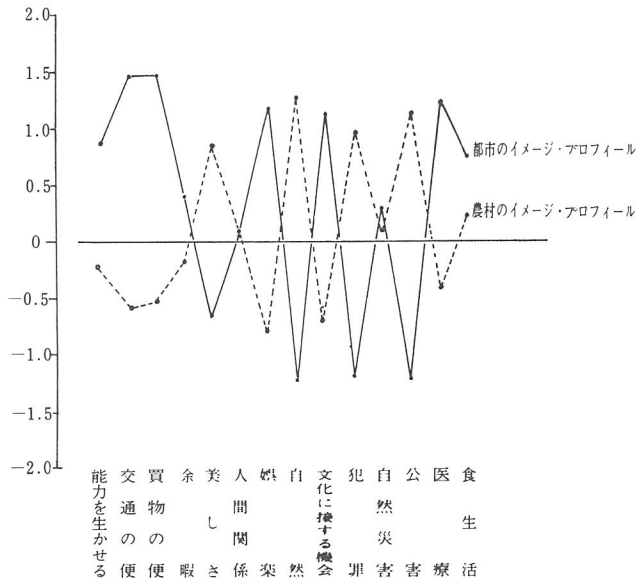
農村と都市とがそれぞれの理想環境を追求する上で、相補的な関係にあるということについては多言を要しない。全国レベルで行われた農村と都市のイメージとニーズに関する調査結果から、本論と直接かかわる内容をと<sup>1)</sup>り上げ考察してみよう。

まず、農村と都市各々のイメージを計測したイメージ・プロフィール(図1)によると、農村、都市のイメージ比較は次の二点から考察が可能である。すなわち、第一

(注1) “公園”発祥の原型とされる：パークやコモンも元をただせば、狩猟地や共有地の意であり、北欧のザ・グリーンについても同様である。

\*東京農業大学造園学科専任講師

図1 都市と農村のイメージ・プロフィール比較  
(文献1)より)



点は、農村の方が極めて良くイメージされている内容であり、“自然の豊かな環境”“公害のない環境”“犯罪のない環境”“美しい環境”が示す農村環境像であって、第二点は、農村の悪いイメージである、“交通の不便さ”“買物の不便さ”“娯楽施設の不備”“文化施設の不備”“医療施設の不備”が示す農村環境の実態である。

農村の良い面のイメージである前者は、農村をとりまく自然環境そのものを意味しており、アメニティ資源としてそれらが的確に評価された結果である。これに対し、都市との比較にたつて農村に内在する生活環境上の諸問題は、ほとんど全てが自然発生的に成長した農村社会に宿命的に課せられた生活環境関連施設の不備という問題である。このことに関してはもちろんのこと、先にふれたアメニティ資源としての自然環境の保全にしても、いずれにしろ農村地域がもつマイナス面を改善し、プラス面を保持するためには、農村のあるべき将来像を確実に捉え、それを達成していく方法論、実践論等をもち合せた農村計画が必要となっているわけである。

(2) 田園都市、都市と農村の交流、都市と農村の均衡  
熱どうなる都会と閑雅なる田舎とは対立して捉えられるものであってはならず、むしろ双方の利点を尊重し合せて、それらを同時にわれわれの生活環境にとり込もうとする努力がなされなければならない。こうした人間の生

活空間の創造にかかわる計画思想は、1898年、E.ハワードEbenezer Howardの書物「明日—真の改革に至る平和な道」の出版によって、広く世に問われることとなった。ハワードは、田園都市という術語を用いるに際し、その概念を、田園<ガーデン>からなる都市と同様に、一つの田園<ガーデン>のなかにある都市—すなわち美しい農村に取り囲まれた、美しい自然を内在する都市を計画思想の根底においたのであった。<sup>2)</sup>同様の考え方はその後も展開され、都市を高密度土地利用地域、田園を低密度土地利用地域と規定した上で、都市計画 Urbanismと、農村計画 Ruralismの間には対立があつてはならず、むしろ連帯関係があつて、共存すべきものであり、“充と虚の調和”

により風景を構成しなければならないという主張も存在する。<sup>3)</sup>

古くはハワードから、都市と田園との交流を強く叫びつづける人たちの心の中に脈々と流れるものは、都市、田園双方の特性を十分認識し、それらの相互間で予想される相補性の内容と、これを達成するための手だてさえ十分検討されるなら、極めて理想的な生活環境が構築されるという期待と思想である。

それでは、現実の農村特性の中から、保存すべき事項と、改善すべき事項の具体を知ることにより、農村計画の新たな方向性を探ってみよう。

先に紹介した世論調査の結果<sup>4)</sup>によると、現状の農村特性の中で、保存すべき事項と改善すべき事項は、表1の通りであり、これを要約すると、“美しい田園風景と長い歴史が培ってきた風土を保ちつつ、生活環境の利便性が都市並に改善された農村”を理想の姿としていると理解される。

従つて、農村のもつ自然環境の快適性の保全並びに、それを活用した新たな産業<アメニティ産業>の導入による雇用の機会の増大などの経済効果、それに、計画的な都市がもつ生活環境の利便性の確保、この三者の調和ある計画を目的とした、景観・レクリエーション的側面からの様々な対応が農村地域に対してなされるなら、新

表1 農村における保存、改善事項

(文献1). より作表)

保存すべき(変ることを望まない)事項	改善すべき(変ることを望む)事項
美しい自然や田園風景 58%	44% 交通便利
昔ながらの豊かな人情 40%	38% 人間関係のわずらわしさが無い
ムラ祭り、伝統行事 35%	26% 生活環境が都市なみ
農業所得だけで生活できる 29%	23% 農業以外の働き口あり
広い庭つきの住宅 28%	19% 質の高い教育が受けられる

たな農村の建設、再構築が可能であると言えよう。

### (3) 農村計画における景観・レクリエーション的側面の諸課題

それでは、景観・レクリエーション的側面からみた場合、農村計画の具体的課題とはいかなるものであろうか。本報では、農村がもつ潜在的有利性の活用にかかわる課題と、逆に農村に内在する欠点を補う上で効果が期待されるような課題とに分けて述べてみたい。

#### 1) 農村の環境特性を活かす立場から

“日本人の原風景は、田園景観である”という主張をまつまでもなく、われわれにとって、この国のあちこちでみられる田園景観は、一定の限界性はあるもののそれなりのアメニティ源となっている。1965年に来日した西ドイツの著名な植生学者であったチュクセン博士が、日本の水田景観をみて指摘した「これこそ庭園だ」という修辞からもわかるように、そこで日常の生活を営んでいる農村住民はあまり気付かなくとも、田園景観にはそれなりの景観美があり、農村住民にとってはあくまでも日常的景観であるものが、同一対象でありながら、都市住民にとっては、探勝的景観となって、貴重なレクリエーション資源となっているわけである。つまり、今日の混沌とした都市の環境下におかれた人々にとっては、自然性に富んだレクリエーション空間が必要であるわけだが、例えばその一つである週末のレクリエーションの場は必ずしも非凡な景観を必要とするものではなく、平凡な景観で十分意味をもつわけである。

美しい水と季節感ただよふ緑を基本とした自然環境の中で生活したいという願望は、都市住民、農村住民を問わず、人間の本性にかかわる共通の気持ちである。

こうしたことから、都市との比較において、自然環境面で相当優れる農村地域にあっては、その利点を保持し、さらに活用するための計画的対応が必要である。

一般的に言って、農村地域における土地利用の形態は土着的であり、永い年月をかけて試行錯誤の結果、自然の営力との均衡を保ちながら妥協点を求めてきて、やっとたどりついた結論の姿である。この形態が、当該農村地域

の風土にあった、安定した構造と美しい外観を呈した景観を生み出している。

さて、農村地域においては、こうした状況下にある農業土地利用形態に対してしばしば変更の手が加えられる。特に好ましがらざることは、農業的土地利用の中への無秩序な都市的土地利用の侵入である。これらの現象に起因した農業景観の悪化を未然に防止するためには、農業集落を核とした農村地域に対しての地域景観計画Landscape Planningを農業的土地利用の観点に立ってまず実施する必要がある。これは、以下に述べる諸課題を解決する上での前提でもある。

#### 2) 農村環境の改善という立場から

次に、都市との比較の上で農村地域がもつ欠点を補うことを当面の課題とした、農村生活環境改善という点では、どのようなことが指摘されるであろうか。

昨今、都市における生活環境整備への要望で顕著に表われているのが公園整備である。これは、公園という緑地空間がもつグリーンコンタクト効果(自然との接触による安らぎ効果)期待とともに、余暇時間の増大に伴うレクリエーションの場やコミュニケーションの場の整備に直結している。こうした傾向は農村地域においても共通してみられる。農村住民の健康増進、慰楽、コミュニケーション、生がい、青少年育成に果す役割が大きい健全な屋外レクリエーション空間の供給は、現代の農村社会にとって欠くことのできない重要な使命である。

#### 3) 農村地域へのアメニティ産業の導入という立場から

この他、農作業の機械化等農業労働の省力化に伴う余剰労働力の発生は、必然的に農村地域における農業以外の新たな雇用の機会を求めている。過去において往々に

して問題視されたレジャー産業との区別に立って、農業所得以外の新しい経済効果をもたらす、レクリエーション、もしくはアメニティ産業の立地は、今一度本格的な見直しながされて当然であろう。あくまでの農業との調和のもと、その補助的ないしは相乗効果を期待してのものであるなら、いかなる農村地域も、それに対応できる何らかの潜在的資質を持ち合せていようし、ましてや、当該農村地域がおかれた、自然地理的、社会経済的好条件によっては、大都市圏をはじめとした都市地域において発生する膨大なレクリエーション需要を合理的に受け止めることができるはずである。

以上、概略述べてきた、三つの観点で、農村地域は、景観・レクリエーション的側面からみた今後の計画課題を内包していると言うことができる。

## 2. 景観、レクリエーション 空間計画の考え方

このような課題設定をふまえて、次に農村地域の景観構成並びにレクリエーション空間計画の考え方について述べてみたい。

計画の考え方を展開するに際して、本報では、計画対象空間の形態特性と、計画内容の性格という二つの捉え方をしておくこととした。前者を「地域-拠点-系」、後者を「保全-整備-活用」なる概念で示したのがそれらである。

### (1) 「地域-拠点-系」の計画

レクリエーション活動の多様性からして、その受け皿であるレクリエーション空間の形態やそれにかかわる規模はさまざまである。まず、レクリエーション空間の規模という点では、1,000 m<sup>2</sup> 以下の空間でも十分にあようなレクリエーション活動もあるし、逆に最低でも50 ha 以上を必要とするものもある。また、このレクリエーション活動必要空間規模(量)といっても、物理的な利用空間として専用するレクリエーション活動と、視覚的な眺めの客体としての利用空間が広がっているなら十分な活動とでは、計画に際しての考え方が相当異なる。一方、レクリエーション空間形態という点では、相当の広がりが必要な意味をもつ面的な空間、相対的にみれば点的な限られた集約的面積の空間、一定の距離をもった

帯状の空間、それぞれに対応したレクリエーション活動があげられる。

これら、レクリエーション対象空間の形態的特質からレクリエーション空間の計画を、レクリエーションの地域、レクリエーションの拠点、レクリエーションの系という三側面から考察することができる。

### 1) 農村計画とレクリエーションの地域

本論でいうレクリエーションの地域とは、相当規模以上の面積的な広がりある地域を必要とするようなレクリエーション活動を展開するための空間のことである。ここで、“相当規模以上の面積的な広がりある地域”という場合の目安について説明しておく必要がある。これは、そのまとまった地域が、レクリエーション利用空間のみとして専用の場合と否とにかかわらず、当該農村地域の規模との相対的な関係でおのずと決定される空間規模である。わが国の農村集落規模等から勘案して、10 ha 以上のレクリエーション空間がこれに該当しよう。したがって、これ程のレクリエーション空間の計画は、農村計画がもつさまざまな局面の中の土地利用計画の段階と主にかかわりをもつものである。

さて、それでは農村の土地利用計画とのからみでのレクリエーション空間計画の狙いとその内容は何であろうか。

ここでは、そのレクリエーション地域が、農業的土地利用もっと端的には農業生産と重複利用の関係にあるのか、そうではなく、レクリエーション利用専用の地域として位置づけられるのかによって、次の三つのカテゴリーに分類し、これによってレクリエーション地域計画の概念を示すこととした。

④農業的土地利用があくまで主で、それがかもし出す風景美を、レクリエーション資源として利用する場合：ドライブやサイクリング、乗馬、ハイキングを通して自然散策をしたり田園鑑賞や自然観察を行うこと。

⑥農業生産とレクリエーション利用との目的が合致する場合：いわゆる各種観光農園、観光牧場などで、農業生産物が、レクリエーション活動の一部として流通する類のもの。

⑦農業的土地利用がもつ環境形成効果を活用して、その一面にレクリエーション専用地域を構成する場合：ゴルフ場、スキー場、林間学校、セカンドスクール、

山の家、合宿村などレクリエーション活動自体はほとんど農業と関係ないが、立地環境という点で可能性が高いレクリエーション地域。

## 2) 農村計画とレクリエーションの拠点

春の花見、盆おどり、花火大会、水遊び、山菜・紅葉狩り、村まつり等々……。これらは全て農村地域に古くから伝わる春夏秋冬のレクリエーション活動である。

これに対して、最近の農村レクリエーションの傾向は、かなりの比重で動的レクリエーション主導型に移りつつあり、<sup>(注2)</sup>スポーツがとりわけ盛んである。青少年層の野球、サッカーをはじめとして、主婦のパレーボール、老人のゲートボールなどがその例である。

農村地域で展開されるこれら古今のレクリエーション活動は、いずれにしても、例えば野球の1haのように限定されたレクリエーション空間を要するものであり、多少なりとも施設整備されたレクリエーションの拠点なくして、そうした活動が保証されるものではない。われわれの子供の頃を思いうかべてみても、確かな計画によって、農村地域の子供達に遊び場の提供がなされていたわけではない。しかしながら、現在と違って、それぞれの農家は、最低自分の家で生産した穀物を天日に干すだけの作業庭をもっていたし、牛馬を農作業の主たる労力としていたこの時代にあっては、集落のどこかに草刈場、放牧場としての共有広場をもっていたので、これらの空間が、子供達をはじめとした地域の人達の日常的なレクリエーション拠点として機能していた。しかし、乾燥機械の普及、農作業の機械化によって、こうした空間も本来的な存在価値を無し、結果的には、農村地域からレクリエーション拠点が消失したわけである。であるから、今日の農村地域には、少なくともこれを補い、さらに将来の見通しを十分にたてた、レクリエーション拠点としての公園や広場などが整備されなければならない。

## 3) 農村計画とレクリエーションの系

農村に限らず都市においてもそうであるが、レクリエーション空間の理想的分布形態は、これまで述べてきたレクリエーションの地域や拠点の完全な系統化によって達成される。都市における公園系統Parksystem の概念

のように、農村地域においても何らかの系によって、さまざまなレクリエーション空間が相互に連絡し、有機的にネットワーク化することが望まれる。これは、各レクリエーション空間がそれぞればらばらに独立して分布している場合と比較にならない程、大きな相乗効果をもたらす。

さらにこのことは、地域、拠点、系といった各形態の緑地がもつレクリエーション以外の効果、すなわち、景観構成、防災、環境保全上からも極めて重要であり、それぞれの緑地は、案外系統化されることにより必然性をもつのである。

それはそうとして、系としてのレクリエーション空間それ自体の役割についてふれるなら、一定の距離をもつ帯状の空間が用意されないと展開し得ないマラソン、サイクリング、ハイキング等のレクリエーション活動の舞台づくりが一つであり、この他、この類の空間は、普段の農村における諸活動の中で、路傍の木陰等、快よい環境を構成する重要かつ合理的要素となり得ることがあげられる。

## (2) 「保全一整備一活用」の計画

一口に計画といっても、その内容はさまざまである。現状を基本的には維持しようとする保全計画。現状の悪い点を改善したり、現状に欠けている部分を補足修正しようとする整備計画。現状の一部に手を加えたりする工夫によりさらに活かそうとする活用計画。の三つで、農村地域における景観、レクリエーション計画について述べてみよう。

### 1) 農村地域における保全計画

農村計画の中で最も重要な保全計画は、農村風景の保全計画である。前にも述べたように、農村が立地する地域の生態系に、人間の意思ある土地利用形態をようやく整合させたのが、いわゆる構造改善以前の農村土地利用であったし、それからは、巧みな秩序と風景美がしばしば感じられた。これを保全すること、たとえ、生産性向上のための若干の土地利用形態への変更がなされたとしても、基本的な骨格は保全されなければならないであろう。例えば、田園地帯を流れる水流の流路や、微地形が

(注2) レクリエーション活動を静的 ( Passive ) レクリエーションと動的 ( Active ) レクリエーションに分けた場合

かもし出す風景の変化は特に保全計画に重視されなければならない。

農村風景の保全はいわば、「地域」の保全計画が主体である。「拠点」、「系」についての保全計画はどうか。

鎮守の森は、農村地域の拠点である。村祭りというレクリエーションの拠点であるし、うっそうとした緑の森は、地域景観の拠点でもある。つまり、農村地域に現存する鎮守の森を保全する場合には、レクリエーション拠点、景観拠点の両面からなされなければならないであろう。同様の拠点保全としては、農地の中にも点在する一本松であるとか三本杉、あるいは、道祖神の敷地等々が対象として想定される。

このように、「美しい自然や田園風景」「ムラ祭り、伝統行事」といった、農村らしさの物理的要因を保存することに留意した農村地域の保全計画が計画の一つとして重要である。

### 2) 農村地域における整備計画

農村地域における景観、レクリエーション空間計画が保全計画のみでは達成不可能なことは言を待たない。当該農村にとって、そもそも必要である、あるいは、社会的・時代的推移に対応して必要となった、景観、レクリエーションに係わる施設や空間の新たな整備や造成は当然重要な計画課題となる。現状において、この整備計画が最も必要視されているのは、先述の通り、レクリエーション拠点としてのこどもの遊び場、農村公園等である。この計画に当たっては、後述するように、拠点配置にかかわる事項から、場の構成にかかわる事項まで一連の整備指針がたてられなければならない。

### 3) 農村地域における活用計画

景観構成やレクリエーション空間の計画において、現存するいろいろなモノや場を、そのために活用することが当然考えられてよい。そもそも、刈稲の乾燥のための畦畔木が、田園風景の貴重な要素となっている地方もある。

これの最も典型的な例は、中世末以来のイギリスのエンクロージャー景観である。これは、オープンフィールド制からエンクロージャー制という経営形態面での農業改革が、結果としてイギリスの農村景観を一変したものであり、見方によっては、景観構成における活用計画（区

図2 「地域-拠点-系」の計画と「保全-整備-活用」の計画

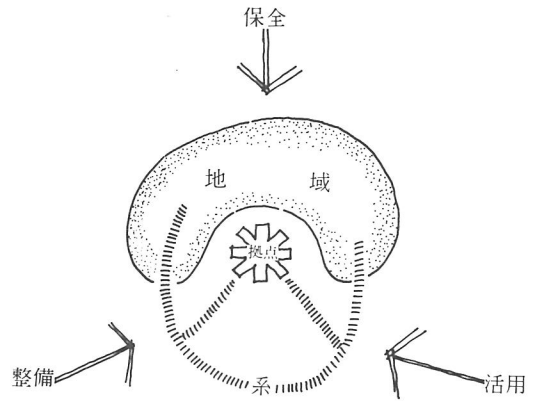


写真1 エンクロージャーによるイギリスの農業景観  
高度に“管理”されたイギリスの農業景観は、生垣により特長づけられている。  
(NAN FAIRBROTHER; New Lives, Landscapes. p. 17 より)

切り、囲みとしての生垣が景観要素となった)の一例と言えよう(写真1)。

## 3. 計画条件の整理と計画のたて方

### (1) 農村風景の計画

農村風景計画の内容を説明するに際して、比較的好都合な二つの述語がある。一つは、Landscape Planning 地域景観計画であり、他の一つは、Rural Landscape design 農村修景である。

B. ハケットは、Landscape Planning の目標を、「既存のパターンの中においてであろうと、環境条件が変化後の新しいパターンにおいてであろうと、その



ランドスケープの変化がさまざまなタイプの生命を順応させる環境条件を提供しつづけるよう保証することである」とし、さらに、ランドスケープ計画家の技量は、(i)ランドスケープの生理・生態に関する技術的知識と、(ii)ランドスケープの外観に関する審美的理解力並びにデザイン能力であるとしている(傍点筆者)<sup>6)</sup>。

ところで、このデザイン能力と深くかかわりあいをもつのが、後者の農村修景であって、これは、人々が美しい風景として知覚できるように視点や客体を操作するといった、人間のかかなり強い意思を含むものである。

農村風景の計画における地域景観計画は、当該農村地域の自然的立地要因が複合的に作用した結果かもし出すいわゆる自然のパターンに同調して、その地域が果している自然の作用を阻害しない範囲内の土地利用形態をあてはめる計画である。換言するなら、これらは、忠実に保存すべき自然の形態を基本として、それに農業的土地利用の諸形態をどのように整合させるか(写真2参照)という検討であると言えよう。

この地域景観計画により、農村風景の骨格となる要素が、農業的土地利用と整合したかたちで提案されるわけであるが、これを受けて、各土地利用区、あるいは、道路、水路等の基盤施設毎の修景指針を設定し、次の農村修景を行うこととなる。

農村修景は、一つのまとまった景観像の雰囲気をも十分に把握した上で、形態、色彩、素材が吟味され植栽修景に際しても、樹種の選定、植栽形式、等、特に配慮されなければならない。

こうした農村風景計画を策定する場合の要点を整理すると、表2の通りである。

## (2) 農村公園等の計画

農村公園という用語の概念は、それ程明確なものではない。都市公園の対義語として捉えるなら、「農村住民のために、農村地域に設置された公園」ということになろう。ところで、イギリスの1968年農村地域法(Countryside Act)は、その条項の中に、カントリーパーク(農村公園と訳されることが多い)の定義を含んでおり、これでは、「農村公園(カントリーパーク)とは、農村地域を楽しむための機会が提供されまたは改善されている公園または運動公園である」となっている<sup>7)</sup>。我国において農村公園という言葉が訳語としても含めて、最



写真2 忠実に保存すべき自然の形態と農業的土地利用の形態の整合、アメリカ合衆国カンサスシティ郊外の農業景観(筆者撮影)

表2. 農村風景計画策定の要点

項目	計画の内容と要点	
	地域景観計画	農村修景計画
図面の縮尺	1 / 10,000	1 / 3,000
調査事項	地形、表層地質、土壌、植生、水系、気象、土地利用、災害の記録、土地開発の歴史	代表的視点、景勝地(アメニティ源)、ディスアメニティ源の抽出
解析・評価の観点	自然的等質区分、土地の生産性分級、保全地の抽出、集落立地	しゃへい、演出、眺望、景観のシークエンス
成果品	適正土地利用区分図	各土地利用、基盤施設毎の修景方針図

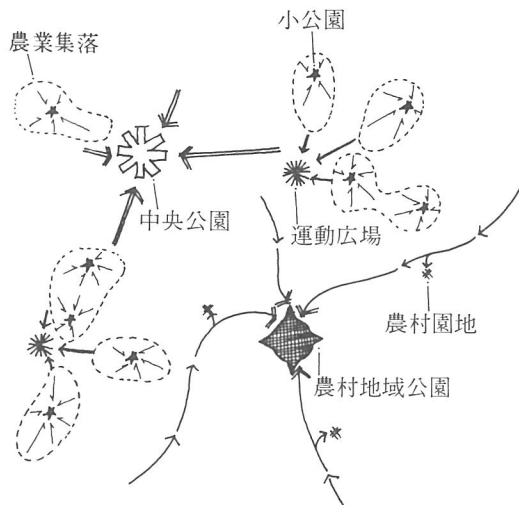
初に用いられたのが、いつ頃で、どういう概念でか、明確に示されているのを筆者は知らないが、多分、そもそもは、イギリスのカントリーパークに近い意味であったと推測される。しかしながら、今日農村計画の分野で多用されている“農村公園”とは、前記した、都市公園との対義語としてのそれである。

このように、農村公園の概念は、必ずしも定着しておらず、また、1-(3)で既述したこともふまえて、ここでは、農業公園を『(イ)農村地域に設置される農村住民のレクリエーション利用のための公園と、(ロ)農村風景、農村生活を楽しむ拠点としての公園との双方を含むものである』と定義しておきたい。そうするなら、農村地域において整備されるべき公園の体系としては、表3のようなものが一応考えられる。

表3. 農村地域に整備されるべき公園体系(案)

公園の種別		内 容
大分類	公園の種類	
(イ)号該当農村公園	小公園	面積0.25ha程度のこどもの遊び場や、憩いの広場
	運動広場	面積2.0ha程度のバレーボール、ソフトボール、盆おどりのための多目的広場
	中央公園	面積4.0ha程度で1つの町村に1ヶ所程度設置される総合的な公園
(ロ)号該当農村公園	農村園地	面積0.1ha程度のピクニック、ディキャンプのための農村風景の中の小園地
	農村地域公園	相当規模以上で農村風景を楽しんだり、農村の風情を楽しむ公園

図3 農村公園の体系図



また、これら諸公園の設計に関する留意点を列挙すると次のようになる。

- ①公園の目的・機能に留意し、空間モデル分析、動線モデル分析をふまえたデザイン。
- ②公園が立地する土地の環境<自然的・社会的、マクロ的・ミクロ的>に留意したデザイン。
- ③農村風景と調和した、形態や素材によるディテール

デザイン。

④管理・運営の具体を吟味したデザイン。

### (3) その他の計画

以上述べてきた、風景計画、公園計画の他にも、これら双方に関連するいくつかの計画がある。“わが村を美しくするアメニティ計画”の仕上げとも言える農村修景計画であるとか、路傍修景計画がそれらである。また、地方によっては、防風林、防雪林といった農用林を巧みに活用したアメニティ計画も想定されようし、より積極的には、農道等の一部を農村風景を楽しむための散策道として特別に整備することも考慮されなければならない。

## 結 言

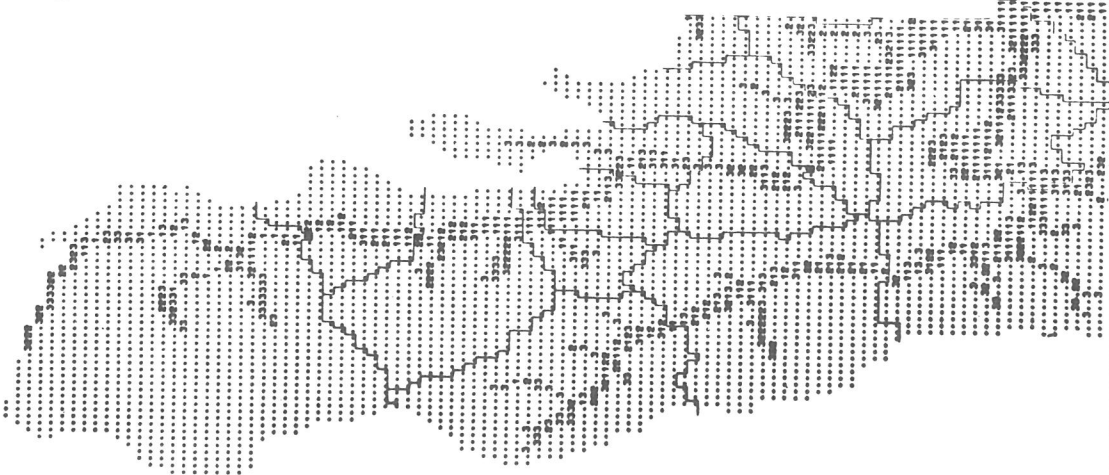
農村計画における景観、レクリエーション的側面の対応は、現在極めて緊急な課題であるにもかかわらず、課題の整理、計画の方法等基本的事項の検討が十分であるとは言えない。

本報は、こうした実状に鑑みて、総合的な考察を試みたつもりである。従って、現行制度等と密接するような内容は、あえて避けたい。この点に関しては別の機会に検討してみたい。

## 引 用 文 献

- 1) 国土庁地方振興局、「農村と都市のイメージとニーズに関する世論調査」1976, 3, 国土庁
- 2) E. ハワード著, 長素連訳「明日の田園都市」1968, 鹿島出版会
- 3) エリ・モーレ著, 宇田英男訳「都市と田園の均衡」1975, 技報堂
- 4) 前掲1)
- 5) 勝原文夫「農の美学」1979, 論創社
- 6) B. ハケット著, 蓑茂寿太郎訳「ランドスケープ・プランニング」1977, 鹿島出版会
- 7) J. B. カリングワース著, 久保田誠三訳「英国の都市農村計画」1972, (財)都市計画協会

○豊かな未来への開拓に奉仕！



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡・沖縄

内外エンジニアリング株式会社

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103  
〒601 TEL 075-933-5111(代)

水・土・緑...

農業土木コンサルタント  
調査、測量、計画、設計業務



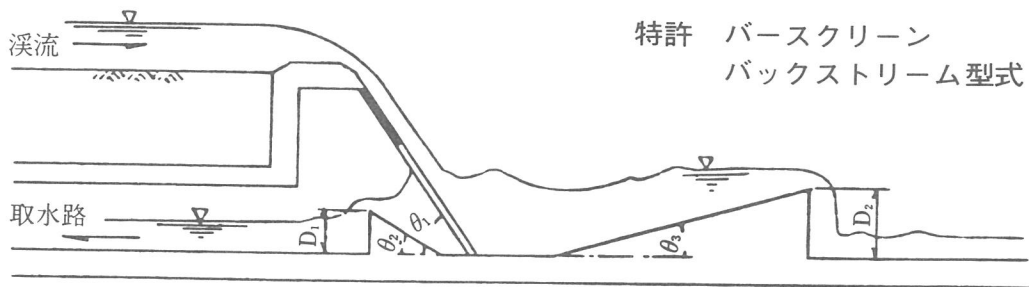
株式  
会社

葵エンジニアリング

社長 大辻 小太郎

副社長 根岸 俊男

本社 〒460 名古屋市中区松原2-2-33(ファンシーツダビル) TEL(052)331-1871(代)  
北陸出張所 〒933 高岡市あわら町6丁目32番地 TEL(0766)25-5541  
仙台出張所 〒980 仙台市本町二丁目10-16 TEL(0222)65-4251  
大津出張所 〒520 大津市滋賀里3丁目21-21 TEL(0775)23-2094





# 農業土木、農村計画の 建設コンサルタント

調査、測量、計画、設計、施工管理

株式  
会社

# チェリーコンサルタント

取締役社長 森 正義

本 社 〒760 高松市栗林町 3 丁目 7 - 23 ☎0878-34-5111  
岡山事務所 〒700 岡山市西石松387 (備前商工ビル 4 階) ☎0862-43-1670

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想, 調査, 計画, 設計

## 株式 新農村開発センター

取 締 役 社 長	小 川	泰 英	恵 作
常 務 取 締 役	小 林	幸 賢	市 二
取 締 役 営 業 部 長	田 島	一 夫	寛 一
取 締 役 企 画 部 長	原 武	村 栗	英 幸
取 締 役 開 発 設 計 部 長	岡 村	島 幸	市
総 務 部 長	栗 田		
計 画 部 長	栗 田		
調 査 設 計 部 長 (兼)	栗 田		

東京都渋谷区広尾 1 丁目 7-7 (広尾マンション二階)  
電 話 0 3 ( 4 0 9 ) 2 5 2 1 (代表)

# 農業土木のコンサルタント

測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畑地かんがい

農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査

地形測量・深淺測量・家屋立木調査・建築設計



## 北居設計株式会社

本社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市北今宿字井の田337の3	☎ 0792-97-4571
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

## モデル農村計画

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

## 太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 椎名乾治

本社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357) 6131
東京支社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357) 6131
札幌支社	札幌市中央区北三条西1丁目10番地	011(211) 8976
東北支社	仙台市本町2丁目16番地15号	0222(65) 7467
九州支社	大分市大字畠中字中園817番地	0975(45) 8955
沖縄出張所	沖縄県那覇市壺川11番地	0983(54) 5830

## 農業土木技術の調査・研究・開発

財団法人日本農業土木総合研究所は、昭和53年7月1日、農業土木事業の各部門における科学技術に関する調査、研究等の業務の実施を目的として設立されました。よろしくお願ひ申し上げます。

# 財団法人 日本農業土木総合研究所

理事長 小林 国 司

常務理事 藤 井 敬

〒105 東京都港区新橋5丁目34番4号 農業土木会館  
TEL (03) 434-3835 (代表)

## 農業土木・農村計画

### 上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



## 若鈴コンサルタンツ株式会社

### 誠実 敏速

本社	名古屋市西区歌里町349番地	TEL <052>501-1361
三重支店	三重県津市広明町345-1	TEL <0592>26-4101
関西支店	京都市中京区麩屋町通丸太町下ル(長栄ビル)	TEL <075>211-5408
東京支店	東京都豊島区南池袋3-18-30(ファースト日野ビル)	TEL <03>981-4136
北陸出張所	金沢市横川町3-200(岡田商会内)	TEL <0762>41-2494
岡山出張所	岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内)	TEL <0862>32-0776
仙台営業所	仙台市かすが町4の7	TEL <0222>65-6951
熊本営業所	熊本市健軍町3391-2	TEL <0963>65-1360

## 農村開発戦略の調査と企画

本財団は、わが国における農村の開発整備を推進するためのシンクタンクとして主に次のような事業を行なっている。

- (1) 国内及び海外の農村地域開発整備に関する調査研究
- (2) 農村地域の開発整備事業の企画立案
- (3) 農村整備に関する調査研究及び事業の企画立案の受託

主な刊行物 { 研究誌「農村工学研究」  
普及誌「新しい農村計画」

財団  
法人 **農村開発企画委員会**

東京都千代田区神田駿河台 1 の 2 馬事畜産会館  
TEL. 294-8721(代表) 〒101



住みよい地域社会を築くために

——— 系統農協のシンクタンク

社団法人 **地域社会計画センター**

理事長 藤田 三郎

専務理事 藤野 厚

<事業>

- 農山村総合開発に関する相談・指導及び調査研究
- 農住都市建設に関する相談・指導及び調査研究
- 農山村総合開発及び農住都市建設に関する情報の提供
- 研究会、講習会の開催

〒100 東京都千代田区大手町 1-8-3

農協ビル 東京(03) 270-3422(総括部)

270-3444(研究開発部) 270-3441(相談室)

# 圏域的計画論 新しい地域計画の視点

●共編 圏域研究会 代表 吉阪隆正 A 5 240頁  
株式会社 プラント研究所 定価 2800円  
社団法人 地域社会計画センター

序章 地域計画でなぜ「圏域」を気にするか  
第1章 「圏域」をどのように捉えるかー「圏域」の理論と展開  
圏域的な考え方の位置づけ / 圏域的な考え方の流れ / 地域圏域の分類 / 計画的圏域の構造  
第2章 「圏域」をどのように設定するか  
設定の考え方 / 設定手法について  
第3章 新たな地域計画をめざして  
「圏域」にかかわる問題 / 計画対象としての「圏域」 / 三つの視点からの「圏域」の発想  
補論 人間尺度と圏域 / 環境圏域の設定に関する理論的考察 / 圏域構成の考え方と諸提案

## 地域農業経営計画作成の手法

農林水産省構造改善局農政課  
地域農業対策室 監修 A 5 146頁  
東京大学教授・金沢夏樹 編著 定価 1200円

I 序一地域農業経営計画の考え方  
本手引のねらい / 計画の内容 / 計画の実現に向かって  
II 地域農業経営計画様式  
計画のたて方 / 計画様式一農業者意向調査票 (付・農業者意向調査集計様式), 地域農業の現状把握票, 診断票, 課題の整理票, 地域農業経営計画票  
参考 試算計画法による事例  
地域農業経営計画作成手法による実施例

財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14  
大鳥ビル  
TEL 03-492-2987 振替東京9-70255



## 農業土木学会農村計画研究部会規約

### 名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

### 目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

### 事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。
  - 1) 部会誌の発行。
  - 2) 共同研究。
  - 3) 研究発表会、研究討論会、ならびに見学会等の開催。
  - 4) 関連学会、関連機関との学術交流。
  - 5) 研究資料の収集・配布。
  - 6) その他。

### 所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

### 役 員

5. この部会には次の役員をおく。(1)部会長、(2)副部会長、(3)幹事、(4)監事、(5)常任幹事、(6)各種委員会委員。  
なお、役員を選任は総会で行なうことを原則とする。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、役員改選、予算、決算、活動方針、規約改正及びその他重要事項を定める。
  - 2 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

### 役員会

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には次の役員会をおく。(1)幹事会、(2)常任幹事会、(3)各種委員会。

### 経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、及び寄付金等によってまかなう。

### 入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

### 事務局

10. この部会の事務局は、東京都千代田区神田駿河台1の2、馬事畜産会館内、財団法人農村開発企画委員会内におく。

1981年3月20日 印刷  
1981年3月25日 発行

定価 2,000円

編 集・農業土木学会農村計画研究部会  
〒101 東京都千代田区神田駿河台1の2  
馬事畜産会館  
財団法人 農村開発企画委員会内  
TEL 03-291-2130

発 行・財団法人 農林統計協会  
〒153 東京都目黒区目黒2-11-14 大鳥ビル  
TEL 03-492-2987 (代)

# JOURNAL OF RURAL PLANNING

Vol. 9-4 No. 24

## CONTENTS

Preface .....	Kazuo MUTO
Improvement in Rural Areas and Future Course in Tohoku District .....	Saburo FUKUOKA, Akio OHTA
Improvement in Rural Areas in Akita Prefecture.....	Masanori MIYATA, Yoshimori SATO
Forming Rural Communities of Rikinosuke Ishii .....	Tomizo KAWAKAMI
Forming Rural Communities of our own Days and it's Points .....	Mamoru SATO
Formation of Vital and Rich Rural Areas .....	Hideo ISHIKAWA
Traffic and Road Network System in Rural Areas .....	Toshiyuki IMAI
Landscape on Rural Planning .....	Jutarō MINOMO

1981. 3

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING  
C/O RURAL DEVELOPMENT PLANNING COMMISSION  
BAJICHIKUSAN-KAIKAN, 1-2, KANDA-SURUGADAI  
CHIYODA-KU, TOKYO JAPAN